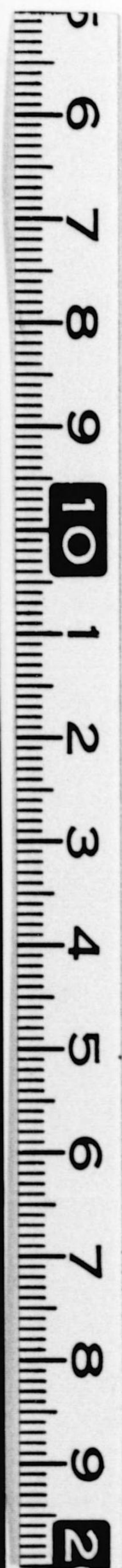


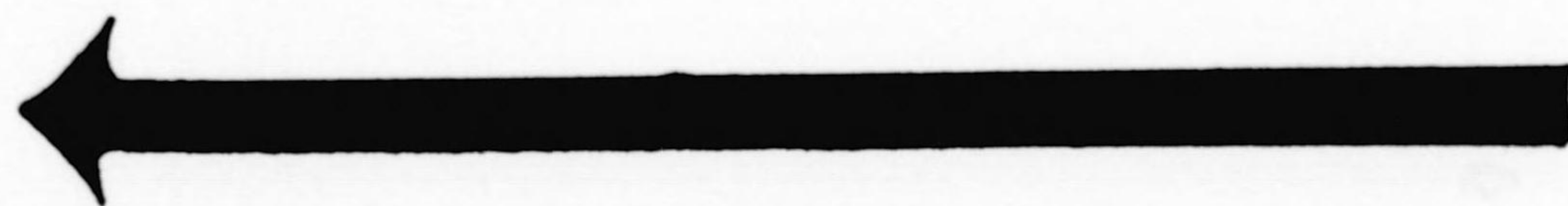
217.7

Sub 74

(t2)



始



20 128

# 防長回天史

編 第貳

貳

樞密顧問官帝國學院會員正三位勳一等文華博士子爵末松謙澄著

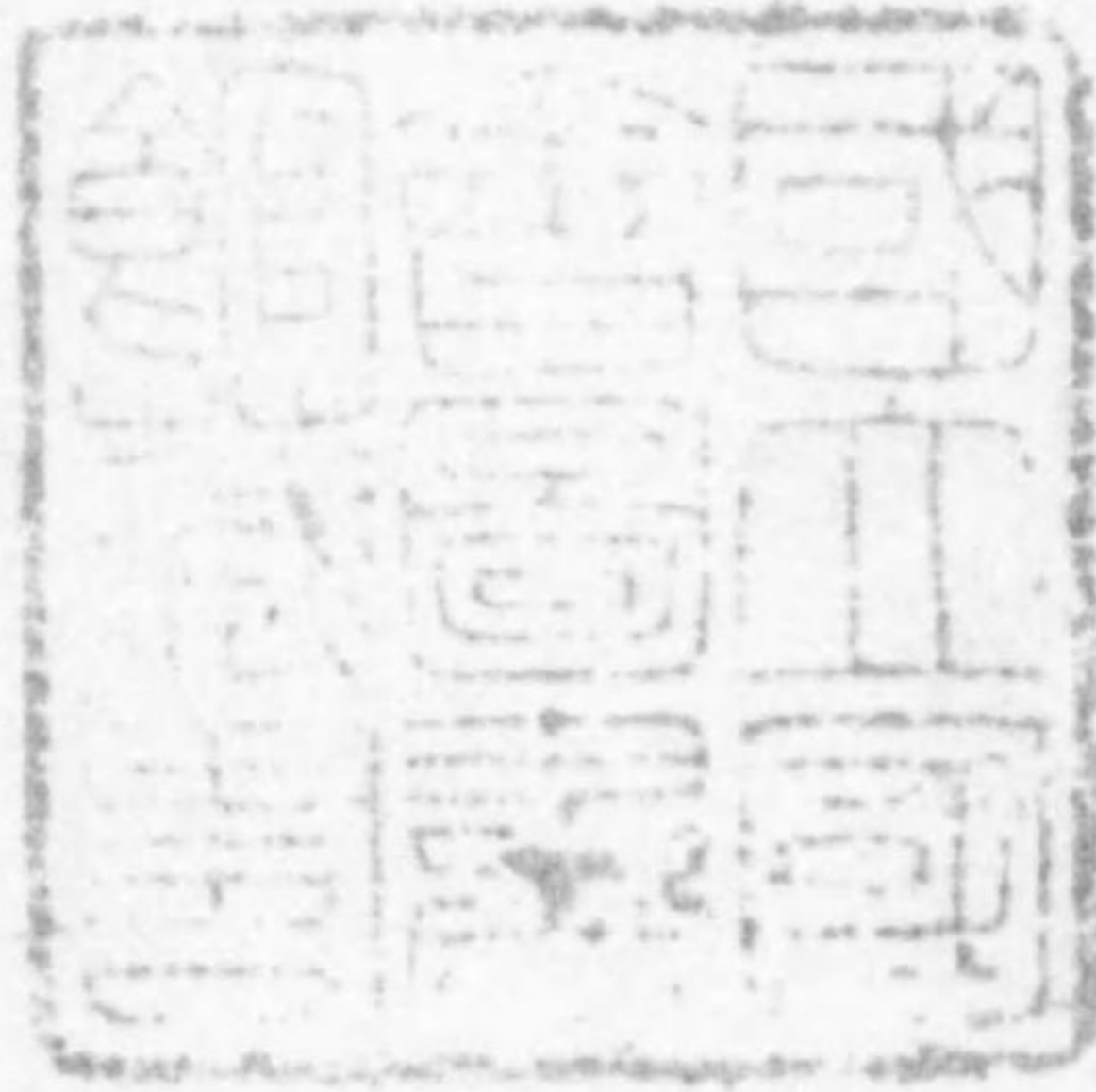
217.7  
SU6746  
(t2)

# 防長回天史第二編

## 目次

### 嘉永安政萬延記

第一章	嘉永六年の大勢	一
第二章	嘉永六年の毛利氏	一〇
第三章	安政元年の大勢	三八
第四章	安政元年の毛利氏	四九
第五章	安政二年の大勢	七五
第六章	安政二年の毛利氏	七九
第七章	安政三年の大勢	九六
第八章	安政三年の毛利氏	一〇〇
第九章	江戸灣防備の概要	一一一



286377

第十章	相州警衛(其一).....	一一七
第十一章	相州警衛(其二).....	一五四
第十二章	安政四年の大勢.....	一七五
第十三章	將軍繼嗣問題.....	一八二
第十四章	安政四年の毛利氏.....	一八九
第十五章	安政五年の大勢.....	二〇一
第十六章	安政五年の毛利氏.....	二二三
第十七章	戊午の密勅と毛利氏.....	二五〇
第十八章	吉田松陰の再投獄.....	二五七
第十九章	安政六年の大勢.....	二六七
第二十章	安政六年の毛利氏.....	二七五
第二十一章	吉田松陰の死刑.....	二九四
第二十二章	萬延春初の大勢.....	三〇二

第二十三章	萬延春初の毛利氏.....	三〇四
第二十四章	大坂灣及馬關海峽の防備.....	三〇七
第二十五章	兵庫警衛の前半.....	三一二
第二十六章	安政年間の諸改革.....	三三二
第二十七章	神器陣と兵器の關係.....	三七六
第二十八章	長崎直傳習.....	三九一
第二十九章	安政年間の洋式兵學.....	四一五
第三十章	安政年間の兵制改革(其一).....	四三七
第三十一章	安政年間の兵制改革(其二).....	四五〇
第三十二章	安政年間の兵制改革(其三).....	四六一
第三十三章	安政萬延年間の海軍.....	四七九
第三十四章	安政萬延年間の造兵術.....	五〇一
第三十五章	安政年間の財政.....	五一一

防長回天史 第二編 正誤表

頁數	行數	誤	正
一六	九(註)	雅樂守	雅樂頭
二一	九	士卒	士卒
二五	二	撤兵	撤兵
二六	七	天樹	天樹公
三一	四	御備	御備場
五二	六	沙汰	沙汰
六五	一	白井	白井
六五	三	白井	白井
六九	七	神妙に事の	神妙の事に
七一	二	二に派	二派
七一	二	周布之代り	周布之に代り
九一	二(註)	門にびし	門に學びし
一〇一	二(註)	同伴してゐる	同伴し來る
一〇八	二	村の塾	村塾の
一一〇	二(註)	出足被下	出足被差下
一二一	七	所帯役	所帯方役

頁數	行數	所役	用所役
一三〇	一一	所役	用所役
一四〇	五	頼らざる	頼らざる
一五〇	一一(註)	當んと今の二時間半に なるを限りたる云ふ	當んと今の二時間半に 當るを限りたる云ふ
一五三	一〇(註)	施さし	施さしむ
一五三	一〇(註)	建設せんむ	建設せん
一五六	七	簾	簾
一五六	二	簾	簾
一五九	一三	簾	簾
一六〇	六(註)	伊井氏	井伊氏
一六九	五(註)	可有之云々	可有之哉云々
一七一	九(註)	地元	地方
一七三	四(註)	近藤	進藤
一九一	一〇	宗十郎	宗次郎
一九四	二	所帯役	所帯方役
一九六	六	鴉殿	鴉殿
一九七	二(註)	遠村	遠崎村
一九八	五	歎せせ	歎せ
二〇一	二	窮厄出す所	窮厄爲す所
二〇八	二	被伺定職	被伺定儀

二二一	八	松下	松平
二二六	一	仲谷	中谷
二二六	一三	孝儀	孝義
二三五	三	羽彦仁右衛門	羽仁彦右衛門
二三五	五	宏戸	尖戸
二三八	一	寺田	寺内
二五四	一〇(註)	熊岩	岩熊
二五五	六(註)	一和	一和
二五五	九(註)	隔執	確執
二五五	一〇(註)	別堡	別墅
二五五	一二(註)	結おは	結お
二五七	五	酷吏	酷吏
二六八	四(註)	伊井	井伊
二七〇	四	慎撫	鐵撫
二七〇	五	慎撫	鐵撫
二七一	一(註)	伊井	井伊
二七二	八	尙忠	尙志
二七八	一〇	事熊	事熊
二八五	八	汰沙	沙汰

二八九	七六	至にて	至に候
二九七	四	食期漸く迫る	期漸く迫る
三〇一	三	斬らる	斬らる <small>實は傳馬町案内</small>
三〇二	八	岩瀬	岩瀬
三〇五	一三	原荒吉	石原荒吉
三一三	五	警兵	警衛兵
三一五	五	旨々	旨
三二三	四	爲す	と爲す
三二三	一(註)	朔日	二月二十七日
三三四	一(註)	番類	番頭
三三四	一二(註)	人物頭二	物頭二人
三四五	六	一ト	一ト
三四九	四	詮議被付	詮議被仰付
三六六	三	仲間	中間
三六九	一	紋の	紋を
三七七	六	飭勵し	勵精し
三八〇	九	清三郎	新三郎
三八六	五	半治	平治
三八九	一二(註)	孫右門	孫右衛門

三九〇	一	十日	十月
三九〇	一	長洲人	長州人
四〇四	一〇	前孫田右衛門	前田孫右衛門
四〇六	五	薩侯	薩侯
四〇七	二	名許可	名とし許可
四〇八	二	尙忠	尙志
四一〇	一〇	出崎	長崎
四一一	一	中島治	中島治平
四一六	一	美能	能美
四三〇	二	業序	業席
四三八	二	正三郎	政三郎
四三九	一	教	削除
四四五	六(註)	山内三郎	山内山三郎
四五五	七(註)	歸萩	歸萩
四八〇	一三	一船隻	一隻
四八六	一二(註)	田口右衛門	田口半右衛門
四八六	一二(註)	半之れに	之れに
四八八	八	小字衛門	小右衛門
四九一	八(註)	に良因る	に因る

四九七	一(註)	大小檢	大小檢
五〇〇	五	土庶	士庶
五〇四	四	垣庵	垣庵
五〇八	一	一月	正月
五一〇	九	松岡	村岡
五二二	一	持節	時節
五二五	八	藥堂	茶堂
五二七	六	僧供方役	僧借方役
五二七	二	減じ	減じ
五二八	六	武馬具	武具馬具
五四三	二	可被御沙汰	可被及御沙汰
五四七	二(註)	改革	改革
五四八	六	怠るべから	怠るべからず
五五三	七(註)	適せざる格	適せざる爲め今其現格
五五三	八(註)	爲め今其現	削除
五五六	一	天持院家	天樹院の
五五六	一三	天樹院家	天樹院の
五五九	九	出精候之者	出精候者
五六一	一二	せしむの	せしむ

# 防長回天史第二編

子爵 末松謙澄 著

嘉永安政萬延記

## 第一章 嘉永六年の大勢

提督彼理の來航○幕閣の會議○沿岸警衛○米艦の退去○將軍家慶の薨去○

露艦渡來○幕府の諮詢○諸藩の意見○徳川齊昭○幕府の狀況

外警の切迫國情の鼎沸將に駢び到らんとす而して之が導火線たりしものは實に米國艦隊の渡來にあり嘉永六年六月三日米國水師提督彼理は前年の豫報の如く其統督せる四隻の軍艦を率ゐ相模國三浦郡の海上に現はれ直ちに浦賀の前面に投錨し浦賀奉行戸田伊豆守氏榮に依りて國書を奉呈せんと請ふ氏榮翌四日與力香山榮左衛門を江戸に遣り具申せしむ翌五日當番老中牧野忠雅備前守より一旦緩

急あらば江戸近海警衛人數を派出すべきの内意を我毛利氏並に細川越中守等七侯に達す此日米艦短艇を派して江戸近海を測量す六日夜布衣以上有司急登城あり徹夜會議し米人の書を受くるに決す同夜浦賀奉行井戸弘道鐵太野臨時  
叙任石見守に命じ急に浦賀に往きて戸田氏榮と協議し事に當らしむ且つ浦賀奉行に令して曰く浦賀警衛の事は既に旨を四家に傳へたり米使の應接は總て卿等に委任す須らく國體を失はずして退帆せしむるを期すべしと同七日番頭物頭に令して不虞に備へしめ毛利細川等七侯に命じて江戸近海を分守せしむ且つ數諸侯に異國船内海に侵入せば躬自ら出馬せしむることあるべきを内諭す八日近海警衛諸侯中に外船に對する處置に關し意見區々なるを以て總て平穩第一を旨とし外船若し上陸して薪水等を取るも容易に爭端を開かざらしむ九日令するに外船若し内海に進航し來らば警鐘を亂打して急を告ぐべく之れを聞かば各、火事具を裝して以て其部署する所に就くべきを以てす江戸全市之れが爲めに動き流言百出す此日幕閣米艦渡來の事を京師に奏せり同日相州久里濱に於て戸田氏榮井戸弘道米國の國書

を受け諭書を受ふ書意此地外國との應接地にあらざるも使節の勞を察し枉て國書を此に受く但し別に應答を爲さず故に速に使命を全うして歸帆せよと云ふにあり書簡授受の後彼理歸艦す既にして米艦更に進みて神奈川灣に入り大砲を放てり其聲殷々として江戸に聞ふ十日夜半を過ぐる比に老中若年寄三奉行登城會議あり飛語相傳へて曰く異船既に江戸灣に入りしを以て閣議は急鐘を打つことに決したりと將さに戰端を開かんとするを期するもの、如し然るに米艦は幕使の請求切なるに因り十一日を以て浦賀に還り翌日悉く錨を拔て去れり是に於て物情漸く沈靜し稍、苟且の安を得るもの、如し然れども米使既に國書を奉じ答書を促がし約するに明春再渡の事を以てす事態猶容易ならざるものあり是れより先き將軍家慶久しく病み竟に六月二十二日を以て薨せり幕府暫く之を秘し月を超えて七月二十二日喪を發し嗣子家祥嗣ぎ後ち名を家定と改む

當時又露艦四隻長崎に來る始め露國は嘉永五年十月を以て提督布恬廷に命じ聖彼得堡を發して太平洋に出で我國と相接する自國海上に軍艦を集合し豫め彼



理の進退に應じ機を見て爲す所あらしむ既にして今嘉永六年彼理の浦賀に入るを聞くや布恬廷軍艦を率ゐる七月十八日を以て長崎港に入り國書を奉行大澤豊後守康哲に贈る國書千八百五十二年八月二十三日を以て發する所要は兩國の境界を定め軍艦の寄港して糧食を得るの自由を得んことを請ひ且開港を催すに在り報江戸に至る幕府の有司議して謂へらく文化年間露艦來りて國書を奉せんと乞ひ之れを斥けたるの例ありと雖ども方今時勢既に異なれり先づ國法を諭し聽かずんば乃ち之れを受けんのみ而して其返簡の期日は會大喪あるを以て豫じめ定め難きことを答へ且つ獻品の如きは之れを辭して受けざるべく已むを得ずんば暫く之れを保管せんと八月四日長崎奉行に訓令する所あり七日諸侯に告ぐるに露國々書の奉呈を許したるを以てす十九日長崎奉行露使に面して正式に其書を受く同月二十四日露使書を奉行に寄せ言ふ所あり長崎奉行より返答の日限と返簡とは蘭船の便に托して送付すべしと答へしを以て露使は和蘭を介するの要なきを披陳せしなり此書の江戸に達するや十月八日幕府筒井政憲をして大目付

たらしめ勘定奉行川路聖謨をして勝手方海防掛たらしめ之れに副ふるに目附荒尾成允<sup>土佐</sup> 儒者古賀謹一郎を以てし通信通商は決して之れを許すべからず其他は便宜處理すべきを訓令し以て露使應接の任に當らしむ此時に當りて露使復同十八日書を老中に贈り縦令ひ將軍の喪あるも請ふ所亦切要の事たるを以て速に商議を開き又宜しく使臣の禮を以て待つべきを言ふ奉行露使に告ぐるに江戸より簡派せる應接官吏の將さに日ならずして來らんとするを以てす蓋し此時に至るまで奉行の露使を待つ一に舊例に準依し其上陸を許さず露使其船員の久しく艦中に在りて無聊に苦しみ且健康に害あるを憂へ上陸を許可せんことを請ひ且つ曰く若し請ふ所の如くするを得ずんば滯船して高官の來るを待つこと能はずと奉行謂へらく若し之れを許さずんば露艦必らず浦賀に行かんと因て地を相して其上陸を許さんとす而して其地露使の意見と合はず露使書を奉行に呈して將さに一九たび去らんとするの意を告げ且つ其二十三日再度會議を始むるの便宜に供せんが爲めに執政高官に捧げたる書簡の謄寫を日本の應接官吏に送るの意を

通じ加ふるに再び日本に來るに當り長崎に於て應接官吏と會し猶ほ且つ答を得ること能はずんば直ちに江戸に至るべきを言ひ長崎を去る報幕府に達す幕議或は筒井等の行を止めんとす而も事既に定まるを以て先づ之れを長崎に派し露使再來の期を待ちて答書を彼れに與ふるに決す十月晦日筒井等江戸を發して長崎に赴く

是れより先き六月二十六日幕府米國々書の譯文を諸有司に示し尋で之れを大小諸侯に示して意見を諮詢し八月を限り之れに對へしむ徳川氏の政事未だ嘗て諸侯の意見を問はず今にして此事あるは事の尋常ならざりしを察すべし諸侯の幕府の諮詢に對ふる激烈なる主戰論を唱へ攘夷斷行を以て時務の急に叶ふとするあり穩和の策に出づるを可とし斷然たる攘夷を非とするあり然れども彼理の要求を聽くべからずと爲すに至り二者皆一なり偶々互市の許すべきを主張したるあるも是れ唯一二の例外のみ直ちに米人の來意を斥くるときは事端を生ずるの虞あるに由り辭令を盡し權謀を用ひ以て明答を與ふるを避け専ら武備を嚴に

し航海を奨勵し江戸灣の防備を堅くし以て戰時に應ずべしと爲すの説最も多きに居る而して之れと共に松平越前守と島津氏とは徳川氏宗室の中より國家の元帥を置かんことを主張し就中島津氏は水戸前中納言を以て海岸手當總裁に當らしめんことを希望したり此時に方り世間見て以て時難を拯ひ攘夷の國論を決行するに足るべき人物としたるは水藩徳川齊昭なり始め齊昭時人に先ちて兵を練り武を講じ遂に幕嫌を蒙り廢錮せられたりと雖ども外事漸く多端なるに及び宥されて諮詢に與かる既にして海岸防禦の事に關し隔日登城を命ぜられたり十一月朔日幕府諸侯に布告を發す其要に謂へらく米艦再び渡來せば彼の請を許さずして唯、平穩の手段に出づべきのみ而も萬一に備へんが爲めに近海其他の防備を嚴にし苟も懈る勿れと同月六日又露國々書を和譯し之れを諸侯に示すと米使渡來の時の如し此間幕府は只管防備に急なるもの、如く嘉永六年六七月には諸侯に課したる西城土木の納金を免じ七月十七日には五年間質素儉約の令を布き同二十日火之番門番を勤むる諸侯旗下の士は専ら儉素を主とし老中以下

に定規以外の贈遺を爲すべからざることを令し其二十二日には將軍家慶の喪を發せしに拘らず諸侯の大砲試發の稽古は平日の如くすることを得しめ八月四日には海岸警衛等に要する土木製作は其進行を中止せざることを許し銃を放ちて練兵するを許す且つ非常手當の爲めに品川海中に大砲臺場十一箇所を作ることを令し老中阿部正弘、牧野忠雅、松平乘全若年寄遠藤胤統、本多忠徳、江川英龍本郎左衛門等を以て其用掛とし同六日高島秋帆の幽閉を免じて江川英龍に附屬せしめ同七日從來萬石以上の諸侯は幕府を憚り江戸に銃砲を輸送せざる者ありしも近海の警衛を切要とするの今日斯の如きの故例を追ふの要なきことを令し同二十七日節儉の必要あるを以て諸侯の獻品を金に替ゆることを令し九月十五日に至りて大船停止の祖法を革めて其製造を許し同月十六日旗下の士貧にして武備を整ふる能はざるを以て政府の金を貸與することを令し且つ之を戒飭して倍節儉して武事を勵ましめ同二十五日専ら西洋銃術を練習すべきことを令し尋で十一月二日徳川齊昭に命じて軍艦製造の事に與らしめ勘定奉行石河土佐守政平

松平河内守近直目付堀織部正利瀨に命じて其事に従はしめ同十四日彦根川越二侯の相模警衛と會津忍二侯の房總警衛とを免じ彦根侯に羽田大森を成らしめ會津忍川越三侯に品川砲臺を分守せしめ我毛利氏と肥後の細川氏とに相模警衛を備前柳川二侯に房總警衛を因州侯に武州本牧警衛を命じ同十二月朔日五箇年間儉約の爲に大奥の費用を減ずることを令し二十九日老中松平忠固松平乘全を海防掛となし阿部牧野と共に月番を以て事務を執らしむ而して新に幕府の自辨となしたる西城土木の費用對外防備の費用其他旗下の賑恤將軍薨去新將軍就職等費を要すること費られず之が爲めに金貨改鑄の策に因りて窮乏を濟はんとし十二月二十六日南鐮銀を以て一朱銀を鑄ることを令し同月町奉行より大阪の市人に諭し國費を獻せしむ此の如くにして米國の來意に對しては諾否を明言せず其間大に守備を修め國力の發揚を計る而も財政の一途よりするも猶其事の極めて難きを見る幕閣の容易に應否を決すること能はざりしもの亦宜なり

### 第二章 嘉永六年の毛利氏

米艦渡來と大森警衛○井原豊前○相州警衛の幕命○槍三本の特許○周布政之助の登庸○吉田松陰

嘉永六年六月三日米艦の浦賀に來るや忠正公江戸藩邸に在り其八日幕命に依り江戸在邸の士を大森村に派して衛戍の任に當る其間僅に六日にして兵を動かす五百有餘に過ぎず大藩毛利氏の如きに在りては固より瑣事たり而も當時昌平日久しく三百諸侯復た意を干戈に留めず華美を參勤の鹵簿に競ふも藩邸に一武庫の備なく一旦緩急あれば上下狼狽して爲す所を知らざる者比々皆是れなり此際毛利氏の咄嗟の間に三門の火炮百餘の和銃と五百有餘の兵を備へて立ちに命に應ずるを得たるもの若し平生の用意なくんば蓋し能ふ所にあらず曾て村田清風の公を輔けて政務を理するや深く意を此に用ひ天保癸卯年<sup>十四</sup>以降大に麻布の武庫を修し甲冑刀槍銃砲米鹽より望遠鏡羅針盤貝鉦草鞋器具に至るまで兵要の具

約四百人に備ふべきものを藏し毎歲修理して敢て怠るなかりしもの是に至りて能く此急に應ずることを得たるなり加之隊伍整正軍規森嚴之れを列藩諸侯に比して大に見るべきものあり當時嘖々として世間の稱揚する所となれり泰平年表に曰く『いづれも出張の人数は火事具着なり其中にも長州家人は歩士以下足輕迄甲冑を背負て弓鐵砲の備列伍相整ひ大旗四本小旗二本赤地吹貫一本張立たり騎士は鎧々指物を馬の先に押立たり惣勢三千餘人下々又者に到る迄老人子供杯一人も無之武備各別に彬々たり大將は井原豊前なり』と三千餘人とあるも實は五百五十二人なり蓋し其行軍隊形を傍觀したるものは日雇人夫等をも列中に加算し且つ夜中の行軍を以て爾く多勢に見受けたるならんか當時長州の士は皆一様に鍔金木綿を以て甲冑を擔ひたり此時幕府は諸侯に命じて火事衣裳を着けて出陣せしめたり是れ戰闘動作に輕便なるが爲めのみに非らずして其實諸家に甲冑の蓄なきを慮りたればなり長藩出師の當時に稱揚せられしや偶然にあらざるを知るべし

始め米艦渡來の警報浦賀奉行より幕府に達し次で彦根、河越、會津、忍等の諸藩亦皆急を江戸に報するや流言塗説紛々として四街に起り長藩邸に於ては警報の藩主の聞に達するや時既に薄暮に及ぶ然れども出兵の幕令遽に到るも亦未だ知るべからず公乃ち一旦出兵の命あらば手廻頭井原豊前をして之れを指揮せしめんと欲し之に内命を授く既にして又戒嚴の令を在府邸吏に下し櫻田麻布兩邸の諸士隸屬文武就學の壯年子弟を有備館内に召集し以て親衛の一銃隊を編成し習は

すに進退分合の節を以てし又井上壯太郎北條源藏を浦賀に派し其實況を視察せしむ五日午後海防掛月番牧野備前守櫻田邸吏を召す公儀人有福彌七到れば則ち密書一封を授く彌七封中の事を問ふ告るに藩公出馬の件を以てす彌七事の急なるに驚き馳せ歸て當役浦鞆負に復命す公偶、外に在り老臣等皆密書を擁し過慮百端公歸るに及て封を披けば則ち曰く

今度浦賀表へ異國船渡來に付萬々一内海へ乗入候儀も難計候間若右様之節は内海御警衛之爲め人數出張被仰付候儀も可有之候此段爲心得先づ内々口上にて申達候事

諸士稍、安す時に長藩既に諸士を召集し麻布武庫を開き其甲冑兵器は悉く之れを有備館に移し且つ六日昧且を期して隊伍を櫻田邸に編成し公自ら簡閱すべきを告ぐ檢に臨て一隊肅然士氣頗ぶる振ふ麻布武庫に貯藏したる火砲三門は口径小にして實用に適せざるの憾あり道家龍助佐久間象山と相識る乃ち象山を介して榊原侯所藏の新鑄大砲三門(彈量七百目の砲二門一貫五百目の砲一門)を金五百兩にて購求し之を其行軍砲とす出師既に整ふ若し兵を交れば公親臨の幕令亦豫め期せざるべからず而して府邸已に兵員なし浦鞆負乃ち

公の命を承け書を在國の老臣に致して曰く國防を周密にし敢て或は怠る勿れ江戸邸兵員に乏し一朝事急ならば老臣中一人水陸先鋒隊馬廻警衛隊全部足輕物頭小川兵助佐々部又右衛門兩組の輕卒を擧て江戸に召集すべし命に應じて東上の備を爲せ且つ府邸の特に不足を感じるは手廻鐵砲足輕なり故に諸組中少壯血氣のもの二十一人を選抜し小川兵助統率して以て速かに東上の途に就け十匁玉筒一百挺之れを府邸に運搬せよ不日將さじ幕府關門通過の符を得て送らんとすと以上の書は至急を以て送達せられ健脚者二名を選びて晝夜兼行十六日間を以て國相府に達す國人始めて事變を知ると云ふ馬廻警衛隊(又御前警衛隊とも稱す)足輕諸組は後報に接すると同時に出發し七月朔日より二日までの間に着府す三百餘里を十二日間に經過す健脚驚くべし然れども米經は已に十二日を以て去る故に事殆んど徒勞に屬したるも幕府は米經一旦退帆すと雖ども來春再び渡來するの虞あるを以て江戸近海の防備を嚴にするの必要上より在府諸侯の本國の兵器を江戸に廻送するの禁を緩にし且つ必要の兵員を領土より召集するを命じたり是れより先き此月八日曩きに準備せしめたる老臣一人(毛利能登)水陸先鋒隊の發程を一旦中止せしも是に至り再び發程の命を下したり是れ實に此月十五日なり本國に於ては諸士等御前警衛隊小川兵助佐々部又右衛門兩組の上府を命せられたるを見るや水陸先鋒隊を始めとして年少血氣の輩は已に江戸方面に戰端を開きたるが如くに思惟し之に與せんと欲するの熱誠は遂に國相府に向て東上を強請するの擧となり政吏も亦之を慰諭するに策なく爲めに半官給を以て上府することを許可せり故に皆御前警衛隊に續きて本國を出發し七月十一日までに着府せしもの手廻物頭小川兵助大組物頭佐々部又右衛門兩組三十七人御前警衛隊士十四人水陸先鋒隊士三十六人の多きに達せり其他政吏の上府せしもの亦少なからず歸休番手として在國せる小澤一學毛利登人岡儀右衛門張兵司栗屋貢淺野往來福原藏人七名も亦事變を聞くや六月二十日本國を發し七月六日着府した

るも此七名は同十六日に至りて再び歸休を命せられたり十匁玉筒一百挺は御前警衛隊士と共に本國を發送し七月初旬陸路江戸に着せり 此日亞米利加軍艦一隻 觀音崎の岬角を過ぎて本牧沖に進航す幕府或は異船の内海に闖入せんことを慮かり品川芝浦附近に邸宅を有する諸侯に命じ各、其地に據りて防備を修せしむ意暗に專守防戦に在り長藩邸命に接して亦戰備を怠らず其夕直ちに井原豊前を以て近海防禦指揮役とし左の軍令狀を授く

井原豊前

右其方事今度異國船渡來に付防禦手當として出張申付候間從公儀被仰出之旨 女に當家古法をもつて申付る諸法度能々相心得法令嚴重諸事之沙汰可申付事 一出張之諸士と親疏なく一和せしめ若及戰爭候はゞ相圖之緩急諸備之進退等 地理に隨ひ時勢に應じ其機を不失様可令駈引事 一防禦に付加褒美或は處罪科等之儀其旨趣速に言上すべし萬一當座難差置者 有之はいか體にも沙汰申付追而可言上事

右之趣存其旨可相勤者也

七日公井原豊前を若年寄に進む軍將をして適當の權勢威望を具へしむる爲めなり又公儀人有福彌七大檢使桂與一右衛門を擧げて指揮役の副たらしめ道家龍助を軍監と爲し大組物頭暫役村田次郎三郎弓物頭暫役中村伊勢之允を左右裨將と爲し澁谷長兵衛、井上彌七、堀甲之進、内藤彦作を斥候使役今の傳令參謀と爲し軍を分ちて三と爲す當時の軍制としては隊伍整正軍令嚴肅今其縱隊序列を擧れば左の如し

一番備

先頭鍵幟第二大砲第三大砲用彈丸箱第四大砲用火藥箱第五斥候使役(澁谷長兵衛)及從者附屬中間第六鐵砲足輕一組(三十人)第七小銃用彈藥箱(二荷)第八陣太鼓及鼓手第九軍貝及吹手第十軍鉦及打手第十一備頭(村田次郎三郎)及自分備第十二徒目付第十三豫備六尺

二番備

先頭鍵幟第二大砲第三大砲用彈丸箱第四大砲用火藥箱第五斥候使役(井上彌七、堀甲之進)及從者中間第六士分一伍(六人)及從者第七陣太鼓及鼓手第八軍貝及吹手第九軍鉦及打手第十圓繩第十一首將(井原豊前)及自分備從者(三十六人)第十二首將屬員及醫師醫拔第十三大檢使(桂與一右衛門)第十四公儀人(有福彌七)及自分備第十五目附(道家龍助)及自分備第十

三番備

先頭鍵幟第二大砲第三大砲用彈丸箱第四大砲用火藥箱第五斥候使役(内藤彦作)及從者中間第六弓足輕一伍(六人)第七矢箱第八陣太鼓及鼓手第九軍貝及吹手第十軍鉦及打手第十一備頭(中村伊勢之允)及自分備第十二陣場奉行第十三小荷駄方士分(四人)第十四大工第十五兵糧(人夫十五人)第十六小荷駄(人夫十五人)第十七長柄中間棟梁

頭第十八長柄中間一組(三十人)  
第十九徒目付第二十豫備六尺

以上人員を類別すれば士分四十一人足輕中間七十二人從者雜卒二百五十餘人工人九人通計四百餘人後士分十二人足輕工夫百四十一人從者三十六人大砲一門を増し五百五十二人と爲る其戎衛區域を廣むるが故なり又以上士分輕卒等の携帶兵器を通算すれば  
弓十張長柄三十本和筒一百挺大砲三門(後一門を加ふ)なり

米艦の本牧沖に進航せるは其實碇泊地探檢水深測量の類に過ぎず然れども當時は所謂疑心暗鬼の際なり米艦の一たび其首を北方に轉するや直に視て灣口突進の形と爲し蜚語紛々到らざるなし閣老等亦憂慮措かず阿部勢州の如き暮夜水戸邸を叩きて齊昭の意見を問ひ歸て閣老を集めて謀議し論議曉に達して止む翌七日遂に沿海警衛の地を畫し毛利氏以下數諸侯を部署し兵を出して之れを守らしむ  
當時の地區と諸侯とは大森羽田臺場毛利氏本牧細川越中守品川御殿山松平越前守芝高輪邊  
酒井雅樂守佃島並鐵砲洲松平阿波守深川邊立花左近將監濱御庭松平讃岐守並田付井上兩組又米倉丹後守以下十餘諸侯幕臣數人亡命し米艦若し深く内海に侵航せば各躬親ら出て豫め定むる所の衛地に赴き守備すべきの部署を定む而して長藩の大森海岸出兵の令狀に接したるは此日の夜間に在り其狀に曰く

松平 大膳大夫

異國船内海へ乗入候儀も難計候に付大森村大筒丁打場へ人數可被差出候尤武器用意いたし火事具可有着用候且又細川越中守儀も本牧邊へ人數差出候様相達候間可被得其意候

六 月

別紙相達候場所請取方之儀は御勘定奉行御目付可被談事

時に長藩出兵の準備已に全く整ひ一令の下三軍肅として進行するを得べし故に此令ありと雖ども士卒遽に驚かず有備館前戎衣相接し劍氣相摩せんとす首將井原豊前人員を點檢し了れば公行相府諸員を從へて之れに臨み先づ浦鞆負をして戒諭の大意を演ぜしめ更に右筆椋梨藤太添役周布政之助をして條書を朗讀せしむ其書に曰く

(本 書 椋梨 朗讀)

今度異國船渡來に付御差圖にしたがひ出張申付る面々從公儀被仰出之旨次に當家古法を以て申付る諸法能々相心得假令凡下の者たりと雖ども差圖を請下

知を傳へば其旨謹て相守上下一和せしめ粉骨を盡すに於ては可爲本懷若相背族は乍心外先公御條目之旨申付べし委細年寄共より可申聞候事

(副書 周布朗讀)

諸法度條條

- 一、此度異國船渡來に付從公儀御差圖之旨を以て防禦御手當之面々出張被仰付候御譜代之高恩此時可奉報事に候條萬端從公儀被仰出候旨謹て相守り御當家古來之御法能々相心得衆心一和せしめ粉骨を盡し可被遂御奉公候事
- 一、武具馬具等華美之費を省き簡便之作略可有之候事
- 付出張之途中火事裝束着用得武具甲冑等用意之事
- 付兵糧之儀は干飯其外便利之品相選日數三日分自身用意其餘は御賄被仰付候事

一、諸役配之儀上役下役を不論謹て其職掌を辨へ諸事無緩可被相勤候事

一、其身緩怠氣隨にして諸人之不熟を引出す事甚以不謂儀なり各貴賤之分限

を顧み禮法を被亂間敷候事

- 一、亂妨狼藉飲酒停止の事
- 一、喧嘩口論仕出候輩は双方共可被處嚴科候事
- 一、一備之内若不法之輩於有之は當人は勿論其頭々に至迄重く可被相咎候事
- 一、出張之儀御差圖有之次第其沙汰可被仰付候條遲滯なく揃場所罷出一備宛押出し押軍之行列足並之緩急混雜無之様互に可被相戒候事
- 付途中にて風雨に逢候節は備を押留惣人數雨具着用之上無混雜押行可被申候事

一、病人病馬等有之節速に其頭々へ相達し他之妨に不相成様療養之心遣可有之候事

一、請場參着之節備を疊み陣屋相定候上一備宛陣屋へ入可被申事

一、公用之外妄に持場をはなれ往來被致間敷事

一、馬取放候もの於有之は口付は勿論主人迄可爲越度候事



一、戦争に及候はば互に節義を勵粉骨可被盡段不能申候自然備をはなれ衆に  
おくれ或は事極る時退口を立候もの有於之は忽可被處嚴法候事

付拔駈之儀堅く相禁候然上は假令高名有之候共忠節に立間敷候事

一、又者之儀主人々々手堅可被申付若不甘心之事於有之は其主人可爲越度候事

右條々違犯之輩於有之は可被處嚴科之旨所被仰出也依て執達如件

六月

老臣連名

既にして公儀人有福彌七本締助役能勢治右衛門等先づ櫻田邸を發して大森村に  
入り代官齋藤嘉兵衛の下僚砲臺定番掛上原鐵次郎に就て成地の授受を了り諸隊  
亦次で達す此に於て井原豊前隊兵を路傍に列し大檢使桂與一右衛門作事方河野  
理兵衛をして設營掛に會商せしめ陣所を定めて以て諸隊を配す而して公亦盛夏  
行軍の艱難を察し特に内藤一之輔原要人を使はして以て諸隊を巡り批杷葉湯を  
賜ひて之れを勞ふ豊前の出で、大森村に在るや井原孫右衛門兒玉惣兵衛假りに  
手廻頭の事務を行ふ然れども成兵の派遣以後邸中士卒少なく近火消防より登營

儀仗に至るまで其數に充る能はず且つ第二出師の如きは幾んど備具する能はざ  
るものあり此に於て公乃ち三井善右衛門をして狀を具して之れを閣老に訴へし  
め更らに浦靱負をして藩地職座に急に先鋒隊全部足輕數組の派遣を促さしむ暮  
に到て幕府急報復た邸吏を召す到れば則ち左の命あり曰く

松平大膳大夫

異國船萬一内海へ乗入候節は其方儀も直に出馬可被致候

忽焉として此の令に接す然れども今既に士卒に乏しく麾下編成と雖ども亦甚だ  
易からず唯、支藩の士卒を徵發するの一手段あるのみ公因て毛利淡路守徳山毛利

讚岐守清未兩家の士卒を以て邸中守備に當て吉川監物岩國を以て先鋒たらしめんこ

とを豫定し又親衛銃隊を以て麾下の首腦と爲し江都遊學の藩士二十八人を  
集めて組織したるものなり赤川太郎

右衛門藤井庄兵衛をして豫め其行軍隊形を考案せしむ二人徹宵相議し曉を過ぎ  
て僅に案を了る當時豫定の兵員約六百名にして内士分以上二百名足輕中間一  
百名岩國の人数一百名と稱す概ね支

藩に出るものなり此曉幕府大目付堀伊豆守をして警鐘出馬の令を傳へしむ物情

駭然たり公此間に處し銳意益、非常の準備に勉む清末侯の如きは八日以降櫻田邸に起臥し公と商議する所少なからず幕府も亦大に依倚するものあり當時麻布武庫より櫻田邸中に輸する所の戎器車馬相續き九日の夕に起りて十日の曉に達す見るもの皆喫驚せざるなし九日幕府より大森戎兵慰勞の爲めに五苓湯五千帖を賜ふ此時桂邸内に還大森戎衛の任務たる米艦擊退に在りと雖ども駐軍事なきの間は南肥後本牧のと連絡を通じ北幕府と消息を絶たず命令を浦賀に傳へ警報を閣老に齎す警衛軍にあり浦賀奉行よりの急報は奉行之れを河越藩に傳へ河越藩は肥後藩に傳へ肥後藩は之れを長藩に傳へ長藩は直に閣老阿部伊勢守牧野備前守に達するの順序なり又幕令を傳ふるは之を倒まに爲すに過ぎず長藩は其遞傳を迅速ならしめんが爲め徒士舟子に乗せたる輕軻を本牧岬の下に出して以て注進船とし又砲臺の下に其一を繋ぎて幕令を傳ふるの注進船とせり其事たるや一の遞傳哨と相異なる所なしと雖ども上下倉慌の時に當ては亦頗ぶる重大の任務なり一誤報は以て都下百萬の衆心を動かすべく警報若し少しく機を失すれば萬機之れが爲めに齟齬す故に善く此の間に處せんと欲せば沈着にして且つ迅速ならざる可らず然れども當時江戶市中訛言百出異船内海侵入の説四方に喧傳し營中の閣老亦時に巷説の爲めに動かされ疑を抱くに至る巷説固より訛傳に過

ぎず而も全く其由なきにあらず何となれば米國軍艦の久里濱應接の事を終るや風波を避け航路を検し良港を求めんと欲して遂に觀音崎の北に航し碇を本牧沖に投ぜり凡を船の碇を投ぜんとする多くは先づ一大圓形を畫して廻轉す知らざる者よりして之れを見れば時に進行の形なきに非らず偶、北風に遭ひて船首を轉じ激浪舷に迫れば其狀恰も船の北進するに似たり是れ米艦進入の訛傳を來せし所以なるが當時若し果して進入の實あらば大森陣營現に輕舸を羽田に出す豈之れを目撃せざるの理あらんや當時幕府は非戰主義に傾き九日初夜幕府使番中根宇右衛門西尾式部の二人大森の長州陣營に來り公儀人有福彌七に面し長州の對米艦策を問ふ彌七答るに米艦縱令ひ内海に深入するも閣老の訓令を遵奉し穩便の計を爲すべしとの意を以てし二人領諾して去れりと云ふ以て幕府の意向を知るに足れり長藩の其報告を屢、せざりしものは訛傳を齎さんを恐れてなり幕府其故を察せず十日に至りて使番齋藤左源太稻垣鐵之丞を大森陣營に派し有福彌七に命じ急に輕舸を放て更に米艦侵入の有無を偵察せしめ且つ急に長州の邸吏を營中に召し警報遅緩なきやと詰る邸吏三井善右衛門之れに答て曰く大森陣營常に哨船兩三隻を猿島本牧の間に派し肥後藩と相連絡し細大遺なく事あれば則ち之れを營中に進

達す内海侵入の事真に訛傳たらんのみと歸て之れを公に稟す公猶事の忽にす可  
らざるを察し侍臣玉澤五郎兵衛をして單騎大森に到り有福に就て問はしむ有福  
答て曰く米艦未だ嘗て其所在を換へず曉霧の中に隱見する尙ほ舊の如し我藩の  
輕しく飛語を信せず努めて實相を報せんと欲し爾く躊躇する所以のものは叨り  
に幕府を動かして都人を騒かさんことを恐れてなり敢て或は怠るに非らずと五  
郎兵衛復命す公乃ち公儀人をして牧野侯に辯疏せしむ後ち閣老漸く其訛傳を輕  
信するを覺り公儀人に會して輕信を謝し且つ長州の沈着能く大事を誤らざるを  
稱揚す

是れより先き八日公出馬の幕令下るや政務員周布椋梨等大檢使桂與一右衛門に  
告げ井原の本營を以て公の本營に充て井原の爲めに更に新營を構へしむ大森代  
官齋藤嘉兵衛其狹隘なるを察し爲めに幹旋して遂に嚴正寺を借るの約成る嚴正  
寺は大森第一の大寺西本願寺に屬するものなり乃ち之れを以て公の本營に充つ  
既にして十二日辰刻米艦潮濤を蹴て西去す夕に至て報大森に達す乃ち之れを幕

府に報す十三日幕府米艦の退去を諸侯に告げ武備は猶ほ嚴整すべきを諭し長

藩其他警備を命ぜられたる諸藩には撤兵を命じ又諸侯の西城再築課役を免除す

江戸西丸去年五月祝融の災あり諸侯皆再築を課せしむる而して長藩の課せられしは五萬五千四百一十兩 公乃ち之れを支藩一門邸中諸臣に告げ

浦靱負をして藩地當職座に報し更に特使を岩國に派せしめ 當時吉川氏は岩國に在り 矢倉頭人

中川宇右衛門を大森陣營に遣はし首將井原豊前に撤兵の命を傳ふ 宇右衛門馬を驅て大森に赴きし

も幕令の長州邸に達せしは時已に未刻を過ぎしを以て纔に晚に及び陣營に達せり是より豊前は諸士卒をして撤退の準備をなさしめ撤夜大森を發し翌曉櫻田邸に還る其行軍隊形の如きは出師の際と異なるなし又陣營書場据付砲五門は先に設營隊として出張せし有福彌七能勢治右衛門の二人殘留して之れを幕吏上原鐵次郎に還付し十四日薄暮藩邸に歸る 零明公之れを門に迎

へ親しく諸將士を慰撫し遂に軍を解く十五日幕府公並に會津河越越前阿波高松

肥後姫路柳川彦根忍 二藩名代 の諸侯を營中に召し出兵の勞を慰し且つ菓子肴を賜ふ

將軍家慶病あり右大將家定出て諸侯を見る 公歸館し更に豊前以下行軍の將士を召し之れに酒肴を賜ひ親

しく慰諭して曰く曩日の事一に卿等の功に之れ依れり寡人の功に非ざるなりと

一座感泣す又柳營にて賜ふ所の菓肴を近親の諸姫に頒つ公又米艦の再來を慮り

藩地より大砲三門 六貫目玉忽徹砲一貫目玉及迅搦三百目玉野砲各一挺 小銃百挺 六匁玉筒 を送らしめ更に老臣一人

をして兵若干を率ゐて東上せしむ時に六月十五日なり七月下旬に至り毛利能登所部の兵を率ゐて江戸に着す乃ち井原豊前の指揮役を罷め能登を江戸近海防禦總奉行に任す時に八月朔日なり九月十五日に至り大森出師の勞に因り井原豊前に七書一部銀十枚を賜ふ其他輕卒使僕に至るまで賞賜各、差あり皆公の私金を以て之れを支辨す 是れより先き公人をして出征將士賞賜の故例を考發せしめしに未だ戰に及ばずして賞賜するの例を見ず因て特に公の私金を以て之に充てしなり 翌

十六日更に筵を張り在邸の諸士を饗し以て其勞を慰す  
是れより先き公書を幕府に呈して天樹以來の慣例を陳べ宗支藩諸事共同の許可を得て七月二十三日諸支藩に移牒して曰く異船渡來の時江戸近海へ出兵することあらば宗藩の兵と聯合して進退を同じくすべしと宗支共同は出兵の事のみにあらず曩きに米國々書の一條に關し幕府より受けたる諮問に對する答議も亦之一にせんと欲し其前既に同月九日を以て目付役坂九郎右衛門を藩地に下し案を齎らして本藩在國の老臣長府岩國の二家に就て其意見を諮はしむ徳山清末の二藩主は恰も江戸に在り公親しく之れを諮ふ皆異議なし答案既に決す乃ち八月

二十三日を以て若年寄井原豊前をして閣老阿部正弘に抵り答書を出さしむ其文に曰く

亞墨利加船より差出候書翰の趣に付氣付節申出候様御達の旨承知仕右書翰熟覽仕候處廉々願の品も有之候得共縮る所は日本へ對し和親交易を求め自然不相調節は軍艦を差向宿意を可達所存と相見ゆ實に不容易儀に付何卒御國威を不損様の良策は有之間敷哉と種々愚考仕見候得共格別存付も無之一先づ願の通り通商被差許候はゞ眼前事穩に相濟可申候得共此度亞墨利加へ通商被差許候はゞ其他の諸夷よりも同様相願ひ終に日本の國力通商のために相衰候様成行可申哉既に間近く於清國も通商より事起り戰爭に及び人民塗炭に苦候様相聞猶宋明末年の先蹤も有之事に候得ば此度和親交易の儀は乍恐御深慮被爲在度且於日本は弘安度其外夷へ對し武威を示し國勢益熾昌に相成候儀も有之旁願の趣は異賊共の心膽を打挫き候程にも堅く御斷被仰聞防禦の御手當嚴重に被仰付後年の覬覦相絶候様被仰付候方却て萬全の御策共には有之間敷哉と

奉存候尤是等の儀は御評決の旨も可被爲在猶諸家氣付の内には格別智勇の良策も有之私式愚案の所及に無御座候得共被仰聞の旨難默止奉存候に付不顧拙陋存付の大意申上候以上 此文中附圖の箇所は八月二十二日幕府の奥右筆黒澤正助へ文案を内見せしめて其意見を聞きしとき正助が改訂増補したるものなり即ち「御國威不損壞の良策」とあるは單に「御無事の御良策」とありしを改めたるもの「格別智勇の良策」とあるは「格別無事の良策」とあるを改めたるもの又一「異賊共の心膽を打挫き候程にも」とあるは全く補ひたるものなり而して長府徳山清未へも幕府より諮問ありたるも三家は宗藩より此文を示し同意見なりしを以て此本文を幕府に呈出したるとき三末家も同意見なれば別に答文を出さずとのことを附記したり

八月十一日幕許を得て兵員銃器を萩より江戸邸に輸送し同晦日砂村の別墅に銃陣の操練を試み同日藩地に於て大砲鑄造に着手し九月十九日藩庫の金を以て小銃を購ひ小銃の士に頒つ而して十一月朔日幕府より米艦の再來に關する布告あるや其十五日公藩中に諭す所あり曰く

此度被仰渡候上意之旨別紙寫拜見被仰付候就て亞米利加船再渡來之節最前願筋一向御取上無之時は渠より兵端を開き候義必然の勢に相見へ候依之御手當一際嚴重被仰付候條銘々屹度令覺悟私の持方等に不相泥片時も無油斷練せ

しめ夜白心膽を練り臨機會上意の通り皇國の御武威を海外に相顯し候様の勳肝要被思召候との御事

其十四日相州警衛の命あり超て十七日公訓令を藩中に下し大に警備に努むべきを示す其文に曰く

相模國御備場向後被成御委任の旨被仰渡候既に外夷覬覦の時に當て如此台命我等武門の面目何事か之に過ん雖然處置の得失皇國の御武威に拘り誠に以尋常ならず上下一致忠勇を盡すにあらずんば其の任に堪難し依之家來中從來嗜の武事猶又夜白鍛鍊せしめ先公の遺烈彌以相耀候様於遂忠節は可爲本懷者也委細年寄共より可申聞候事

十九日周布政之助を藩地に下し國相府に告げて相州警衛に關する準備を爲さしむ二十三日公登營して新將軍徳川家定の就職を賀す獻物儀禮例の如し三十日關老阿部正弘より外船待遇に關し輕擧に失すべからざるの意を達せらる其文に曰く

松平大膳大夫

異國船渡來之節浦賀沖にて乗留可申は勿論に候へ共亞米利加は當夏渡來滯船中小柴杉田沖迄も乗入内海之針路稍相心得居候に付き來年渡來の節も蒸氣船等にて乗留船間に合不申候内急速富津觀音岬内迄も乗入可申も難計候其節銘々之持場乗越候て不法と相心得此方より無謀に兵端を聞き候ては不容易後患に可及候右様之節はいづれにも浦賀奉行組之者早船にて差出乗留仕得と御國禁申諭浦賀へ引戻候心得に候間被得其意彼より戰爭の機相起し候迄は動搖不致勇氣を蓄置候様有之度尤彼船持場乗越候とも平和に候上は銘々之越度には不相成事に付其段家來末々之者迄厚く可被申聞置候委細は浦賀奉行へも得と被申談不都合之儀等無之様可被致候事

十二月五日公廣く藩内に告げ相州並に藩地の海防に關する意見を徴す其文に曰く此度被蒙仰候相模國御備場の儀は關東第一の要津猶又御國の儀は南北沿海御手廣にて要地要津彼是有之御手當不易事に候既に相州の儀は外夷再渡の時節豫相知別て急務の儀就ては孰の地へ襲來の程も難計依之右兩條へ對し攻撃戰

爭利害得失土地の廣狹山海の形勢等に隨ひ防禦的當の策も可有之候間銘々所存の旨無遠慮存分申出候様にとの御事

七日周布政之助萩に着す當職毛利筑前に與へられたる御意書あり曰く

右被成御意候殿様其外上々様方御機嫌能被成御座候處今度相模國御備御引請に被被仰付候段被仰渡誠以て御武門の御面目此時の御事に候條孰も精々遂心配御人數の手組速に相整候様にと思召候右に付兵糧器機御銀等御不都合無之様御繰出仕御爲能令心遣候様にと被思召候依之此者被差下候に付御意被成候との御事

尋て益田越中相州警衛地總奉行に任せられ木原源右衛門都合役に任せられ其他各部署あり

此月十六日相州警衛の故を以て公特に幕命に依り儀杖槍三本を許さる

松平大膳大夫

右思召を以て以來如舊格平日槍三本爲持候様被仰渡之

同

今般槍三本爲持候様被仰付候儀は全く此度相模國御備場御用引請被仰付防禦筋の儀萬端御委任被成候に付別格の思召を以て被仰出候儀被相心得防禦筋の儀格別入精相勵み候様可致候事

諸侯中登城參勤交代の際槍三本を許さるゝもの親藩三家を除くの外越前薩摩仙臺の三家のみ幕府の相州警衛を重大視せしこと知るべきなり幕府の令中に舊格の如くとあり天樹大照二公の世に鎗三本を用ふるの例ありしを指すなり細川氏も亦相模沿岸警衛の任を蒙るに依り毛利氏と同時に新に鎗三本を許さる

嘉永六年に於ける長藩要路の轉免は甚だ少し九月十二日椋梨藤太政務役を免ぜられ周布政之助添役より之れを襲ぎ赤川太郎右衛門又周布の後を襲ぎて添役となれるあるのみ椋梨免職の事情たる是れより先き公大森出陣の兵を賞して賜ふ所あらんと欲し之れを政務座の議に附す椋梨濫賞の嫌ありと云ふの故を以て頑として公の意を奉ぜず公乃ち直ちに椋梨を斥けたりと云ふ椋梨は政務役として手元座の事務に參し行相府の中樞として重きを一身に負ひたりと雖ども今や乃ち

江戸を追はれ國に下さる此に於て添役たる周布進みて之れに代り始めて要路に立てり周布は村田清風の一派に屬し椋梨は坪井九右衛門の一派に屬するが故に椋梨退き周布進むの光景は亦天保の更替より因縁せる黨派上の進退なるが如きの觀あり椋梨亦材幹ありて事務に長ず唯其人格稍高潔文雅の風に乏しくして俗流に近かりしと云ふ周布政之助字は公輔名は兼翼後ち故ありて其采地の名に取リ姓名を變じて麻田公輔と謂ふ其祖石州那賀郡周布郷を領したりしに依り家世々周布氏を稱す父は五郎兵衛兼正母は村田氏清風の近親なり文政癸未三月二十三日萩城下に生る幼にして父を失ひ母村田氏に養はる村田氏賢名あり政之助之れに仕へて至孝なり之が爲め賞を受くること兩度長ずるに及びて器宇人に過ぐ村田清風に識られて其薰陶を受く前田孫右衛門北條瀨兵衛等と友とし善し天保十一年十八歳にして明倫館に入り在學八年造詣淺からず嘗て明倫館に嚶鳴社と稱し有爲の年少士人の結社あり周布其牛耳を取り繼續後年に及ふ弘化四年藏元檢使に擧げられ始めて官職に就く嘉永元年明倫館專任檢使となり同二年明倫館都講同三年國相府右

筆同四年行相府政務添役に累進し此に至りて椋梨に代り終に政務本役に陞る然れども其政務添役として椋梨の下にありしより既に機務に參して重きを政府部内に爲せり此時に當り在野政論家に吉田松陰あり屢建議して當世の事務を論ず松陰は毛利氏の家臣杉百合之助の第二子なり天保元年八月四日を以て萩城下松本村に生る名は矩方字は義郷小字大次郎後寅次郎と改む松陰は其號なり齡六歳出でて叔父吉田賢良大の嗣と爲る吉田氏山鹿流の兵學を善くし祿五十七石を食む賢良歿するに及び松陰深く意を讀書に傾け亦山鹿流の兵學を修む器宇凡ならず年十一藩主忠正公の前に武教全書を講ず公歎稱措かず既にして更に山田亦介に従ひ長沼流の兵學を修め造詣する所あり嘉永三年四月松陰其門下を率ゐて羽賀臺に操練す時恰も藩士四方に遊ぶもの多からんとするの時なり松陰慨然として思ふ所あり廣く天下の名山大川を跋渉して其見聞を潤くし交りを奇傑の士に容れて其胸懷を展んと欲す乃ち其八月を以て九州に遊び明年春藩主に扈して江戸に赴くや十二月肥後人宮部鼎藏奥州人安藝五藏等と相約して將に東北に

遊ばんとす期既に定まり未だ許を得ず松陰期を誤らんことを恐れ終に亡命す水戸に至て諸名士に交り會津を経て佐渡に航し將さに松前に赴かんとす舟子應ずるものなし乃ち青森に出で盛岡仙臺を歴遊し明年四月を以て江戸に歸る人あり藩邸に歸るを勸む藩吏其亡命を罪とし之れを國に送り籍を削り祿を奪ひ屏居出るなからしむ六年正月松陰更に十年間遊學の暇を請ひ許さる此に於てか先づ讚岐に出で畿内に入り伊勢に赴き木曾路を歴て江戸に入る六年六月朔日なり越て二日米使彼理艦隊を率ゐて浦賀に入る當時信濃眞田氏の臣佐久間象山泰西の事情に精しく帷を木挽町に垂れ諸士を教ゆ名聲噴々たり松陰就て其説を叩き益を得る尠からず浦賀の警あるに方り往て之を訪ふ象山既に浦賀に赴き家に在らず松陰乃ち夜鐵砲洲より輕舟に乗じて品川に至り陸行金澤の野島に至り更に舟に投じて浦賀に赴く到れば則ち象山既に在り松陰留る數日外艦の狀を視察し歸るに及び將及私言急務條議を作り之れを藩邸に上る將及私言は内政を整へ西洋に倣ひ砲銃を把て操練を試み船艦を購て水軍を調へ大に騎兵の練習を奮興せんと



欲するに在り急務條議は更に之れを敷演せしもの第一條に長藩水府の交情を通ずべきを切論し第二條に執政の天下名士と交通すべきを勸誘し第四條に大砲の數を定むべきを言ひ第十一條に軍艦を購入すべきを説けり松陰此時よりして防長士人間に嶄然として其頭角を露はし來れり會、露艦長崎に到るの報江戸に達す松陰蹶然袂を投じて起ち九月十八日江戸を發して長崎に向ふ意露艦に投じて以て海外に航するに在り象山爲めに資を給し且つ贈るに詩を以てす詩に曰く之子有靈骨、久厭壁聲群、振衣萬里遠、心事未語人、雖則未語人、村度或有因、送行出都門、孤鶴橫秋晏、環海何茫茫、五洲自爲隣、周流究形勢、一見超百聞、智者貴投機、歸來須及辰、不立非常功、身後誰能寶其十一月長崎に達す露艦既に去る乃ち復た江戸に歸る時に此年十二月なり

嘉永末年の要路一覽

行 相 府 國 相 府  
 當 役 嘉五、十八、任 浦 鞞 負元 當 職 嘉三、四、五、任 毛利 筑 前統

手元役 五、十、十、任

中井次郎右衛門道恒

裏判役

飯田 小右衛門親篤 四、十一、晦現除 口羽 善九郎寔元

用所役

五、三、十八、任 江戸方 中川 宇右衛門徳以 手元役 五、四、十三、任 天野九郎右衛門關

長井 彌次郎 五、三、十一、任 小川 七兵衛爲政 藏元 三、九、十六、任 三須市郎兵衛襄守

前田 孫右衛門 五、二、八、任

政務役

三、四、七、任 六、九、十二、免 五、五、廿五、添 六、九、十二、本 六、九、十二、任 椋 梨 藤 太景治 遠近方 五、二、十、任 中島市郎兵衛

周布 政之助兼翼 赤川太郎右衛門明通 所帶方 五、七、七、任 内藤 萬里助

(用所役同)

相州總奉行

益田 越 中

直目付

八木 甚兵衛景一 梨 羽 直 衛俊章 阿部 六 郎統陳

## 第三章 安政元年の大勢

彼理の再來○林尙等の應接○露艦一件の結末○徳川齊昭の排外説○横濱假條約○相州警衛○阿部閣老の辭表○齊昭の退隱○軍制改革の議○齊昭の再起○露艦再來○畿甸警衛

安政元年嘉永七年十二月五日改元正月十四日米使彼理軍艦四隻運送船二隻を率ゐて豫言の如く再び浦賀に入る此日閣老諸有司會議夜を徹す明日林尙町奉行井戸覺弘目付鶴殿長銳儒者松崎清太郎を以て其應接掛に任ず彼理初航以降幕府屢疑議し外交の事一に唯其無事を希ふ是れを以て米使の再來するや諸侯の調練を禁じ大森砲場の發砲を止め相模警衛の諸侯をして猥りに兵を浦賀に出すことなからしめ以て米使を平和の中に迎へり而して幕府の欲する所米艦退去に在て通商開港に在らざるなり十九日林等浦賀に着す時に筒井川路等露使應接の爲めに長崎に在り林等の使命を拜するや東西の應對其揆を異にせんを恐れ長崎の報を得て而し

て後に發せんと欲す而も幕府米艦の未だ江戸灣に入らざるに當て之れが防遏を試みんと欲し直ちに行かしむ林等既に浦賀に到り胥吏を小柴沖碇泊の米艦に派し以て會見の事を通ぜしむ彼理病と稱して應ぜず是れより先き浦賀與力黒川嘉兵衛等屢米艦を訪ひ將に浦賀若くは鎌倉を以て會見の地と爲さんとす米使聽かず二十二日に至り米艦長アダムス林等に會見し先づ告げて曰く客年請ふ所の通商開港の事悉く聽かるゝに非ずんば直に江戸灣に廻航し老中に接見して以て議決する所あらんと回答を期するに二十四日朝を以てす二十三日林等組頭黒川嘉兵衛を米艦に遣はし告げて曰く米使浦賀に入て會見を行はゞ協議自ら速かならんと彼理猶ほ病と稱して出でず艦長アダムス出で黒川に接して曰く浦賀は碇泊に適せず明日浦賀に行き更に會見の地を議せんと二十四日米艦一艘浦賀に向ふ風烈く岸に達すること能はずして去る翌二十五日米艦一隻復た來て浦賀に入る彼理猶ほ病と稱して來らず艦長アダムス覺書を林井戸等に與ふ其意江戸に於ての接遇を冀ひ其船を安全の碇泊地に進めんことを欲し先づアダムスをして此

等の事を面議せしむるに在りてアダムス語辭強硬聽かれずんば乃ち強て江戸に航し飽まで其所思を通徹せんとするの狀彷彿として言形に顯はる林等悉く其請ふ所を拒絶すべからざるを察し狀を具して命を幕閣に請ふ二十七日林等幕府に報ずるに遂に通商の端緒を開くに非ずんば平和の實を擧ぐべからざるを以てす時に幕閣外猶ほ強硬を装ひ内竊に平和を保たんとし事を兩端の間に置き接見者をして一時を彌縫せしめんとせり顧ふに米使の請ふ所を聽さずんば平和を破らざるを得ず平和を破らざらんと欲すれば請ふ所を聽さざるを得ず幕議動かざらんと欲するも亦得べからず故に林等の命を請ふに先ち閣老中往々通商の已むべからざるを論ずるものあるに至れり然れども若し明に幕議を變更せんとすれば内には彼の通商開港を拒絶せんとする徳川齊昭の意に逆ひ幕閣分離の虞あり外には去年十一月の宣言に背き政府の威信を失ひ且つ鎖港攘夷の沸騰を招くの恐れあり會、筒井川路等長崎に在りて露人に應接し通信通商の事を明言せずして露艦を退帆せしめたりとの報長崎より到る齊昭乃ち建言して曰く既に露に通商

を許さず今米に之れを許さば恐くは信を露に失はんと幕議愈、惑ふ是れより先き去年十二月五日露艦再び長崎に入る翌六日露使接見使筒井川路一行中川路先づ佐賀に到る偶、長崎奉行の報あり曰く今日露艦來り云ふ八日を期して接見使に會する能はずんば直に江戸に航して會見商議する所あるべしと既にして川路筒井古賀等前後皆長崎に着し十四日露使を西役所に饗す十七日露使我接見使を饗す十八日再び露使を西役所に招き幕府の答書を與ふ其意邊土境界の劃定査覈を要す今日能く辨ずる所にあらず互市貿易は祖法の禁ずる所未だ遽に之れを變ずべからず特に之れを露國に許すを得ず當に三五年を費し國論一定の日を待て報ずる所あるべしと言ふにあり露使書を得て尙ほ請ふ所あり今年正月四日に至り筒井等更に復た書を露使に與へ其切望に依り特に境界協定の使節を派すべきを約す露使更に請ふ所あり乃ち復た書を送り外國開市を許すの日は露を以て先きと爲すべきを約す筒井川路等は延期の幕策を貫徹して偶然其功を奏せるなり議者筒井川路等を賞揚し林井戸等を以て怯懦事を誤るものと爲し長崎の報

江戸に至るに及び徳川齊昭の如きも之れを以て林井戸等の議を抑へんとするに至れり筒井川路等一行は正月十八日長崎を發し江戸に歸る既にして形勢益々迫り幕府久しく兩端の説を持すべからず正月二十八日米人解舸七艘を浮べて大森沖に至り海底を測量し將さに品川灣に入らんとするの狀あり幕府大に驚く此日徳川齊昭例に依り登營し溜間詰諸侯を召集し米艦の事を議す夕に至て特に松平定敬を招き計を問ふ定敬答ふるに平和を以てす溜間諸侯皆之れに同す齊昭其議の行はれざるを慨し翌日病と稱して出でず閣僚齊昭を憚り議遂に決せず而して林等米艦の江戸灣に入らんとするの狀を見聞し遷延計を誤らんことを恐れ百方接見のことを米使に促がす米使依然浦賀の不便を説いて應ずるの色なし正月二十八日終に神奈川を以て接見の地と爲す正月二十九日林等浦賀より神奈川に移る時に幕議猶ほ未だ定らず二月三日急使林井戸二人を江戸に召し翌四日營中會議あり復た林等に諭すに無事退帆せしむべきを以てす林等其の事の到底行ふべからざるを言ふ而して齊昭また此の二人を召見して貿易の決して許すべから

ざるを言ふ五六兩日又會議あり六日林等復た神奈川に向ふ當時幕議米使にして我言を聽かずんば少しく其の請ふ所を許し事を平和に結ばんと欲するに決す然れども齊昭の意に戻り且つ輿論に反せんことを恐れ未だ之れを公にせず十日林井戸等彼理と始めて横濱に會見し授るに其連署する所の諭書を以てす大意長崎にて露使に與ふる所と同じ彼理書を得て喜ばず既に國書を受くるは來意を諾するの徴なり若し聽かずんば兵端を開かんと揚言して頻りに迫り且つ條約草按を示して之れが商議を求め形勢甚だ急なり林等是れより應接數回に及ぶと雖も彼れの需むる所は素より開港通商に在るを以て容易に協定に至るの理なし而も二十日前後の會商に至り議頗ぶる進み結局遂に二十六日を期して我決答を與ふることを約したり二十一日林等登營具陳する所あり閣議夜を徹し閣老の退出初更に及びり彼れ浦賀或は鹿兒島松前那覇等の開港を望み林等之れを卻け下田を以て浦賀に代ふるを諾せんとしたる亦一大問題たりしなるべし此日齊昭書を正弘に與へ松前下田開港の不可を論し且つ林井戸等の罪を論じて死を賜ひ筒井

川路を以て之れに代らしめんと告ぐ然れども幕閣は此時既に平和に非ずんば到底事局を結ぶべからざるを知り下田開港の事を決し再び林等をして神奈川に赴かしむ二十六日林等米使に會し長崎の外更に下田箱館開港の事を議決す三月三日所謂横濱假條約成る其要點は薪水食料石炭の缺乏を補ふ爲め米國船の下田箱館の二港に渡來するを許るす下田は條約調印の日より箱館は明年三月よりと云ふに在り四月六日幕府條約の趣意を公にし更に諸侯に諭告するに質素節儉海陸の軍備を専らにすべきを以てす是れより先き三月十五日毛利氏をして井伊氏に代て相模警衛の任に當らしむ當時世人概ね外人を視る猶ほ犬羊の如し適、外交の已むべからざるを知るものありと雖ども口を開けば則ち世の嘲笑を受け諸侯は民心を失ひ志士は聲望を損す爲めに攘夷の論盛んに諸藩の間に行はれ幕府をして殆んど制御に苦ましましめたり初め條約締結の日正弘蓋し感ずる所ありて辭表を草す其意自家の政見輿論に反し幕府の威信諸侯に行はれざるの責を負ひ骸骨を乞ふに在り表成り未だ奉らず暫らく時機の至るを待てり川路聖謨神奈川の事

或は信を露國に失せんことを恐れ亦勇退の意あり幕閣内既に僚屬の乖離を來し外亦輿論の激背を見る正弘此に於てか表を閣僚に示し其意の在る所を告ぐ閣僚等切りに之れを止む四月十日正弘復た書を同僚に送り切に辭意を告ぐ諸僚有司固く止めて聽かず會、此月六日仙洞火あり延て皇宮に及ぶ幕府正弘を以て禁裡造營總司と爲し川路を以て禁裡造營掛と爲し俱に出で、工を董さしむ而して徳川齊昭亦切に退隱を請ふ蓋し其意條約訂結に滿たざる所あるなり正弘齊昭をして幕閣と關係を絶たしむるの得策に非ざるを知ると雖ども遂に全く其志を變すべからざるを察し四月三十日請ふ所を容れ毎日登營することを免し仍事あるの日は登營すべきを命ず五月二十二日横濱條約附錄十二條の調印あり翌六月十日彼理其艦隊を率ゐて下田を去る是に於て乎外警暫く熄む七月軍制改革の諭達あり井戸弘道母井政憲松平近直川路聖謨岩瀬震一色直温等を以て軍制改正掛と爲し戰備を議せしめ同月五日特に齊昭を起して登城せしめ爾後毎月三回登營して軍制改革の議に參せしむ此時に當り歐洲に於ては昨嘉永六年より露土兩國兵を

交へ今年に及び英佛伊土同盟軍起る所謂クリミア戦役是れなり是故に極東に於ても露國と英佛とは無論仇敵たりしなり七月十五日英國軍艦四隻長崎に入り艦將スターリング書を奉行に致す其意英佛等同盟軍の因て興る所以を報じ戰備の爲めに沿海の寄港を請ふものなり幕府書を得て議して曰く露既に交を我に求む未だ交通の約を終らずと雖ども誼は即ち與國に齊し今輕しく英の求むる所を聽かば露必らず怨みん且つ信なきなり然れども英は強剛なり今若し悉く其請ふ所を容れずんば或は不測の變あらん若かず其求むる所の條項を改め薪水糧食破船修繕の寄港に止めんにはと遂に長崎奉行水野筑後守をして意を英艦に報ぜしめ函館長崎に於て薪水食料を給すべきの約を結ぶ時に八月二十三日なり其二十九日英艦長崎を去る其前今年正月露國提督プーチヤチン將さに長崎を發して樺太アニ灣に向はんとす英佛軍艦の邀撃を虞れ勢ひ我近海を去ること能はず乃ち函館より書を江戸に送り直ちに大阪に赴き曩きに請ふ所を決せんと欲し遂に九月十八日攝海に入る是に於て乎攝海の警衛焦眉の急に迫る米艦の始めて浦賀に

來る幕府井伊氏をして京師警衛の任に當らしむ既にして今年四月特に羽田大森の警衛を免し専ら力を京畿に致さしむ未だ幾くならざるに露艦來る世人益々京師の不安を説く勤王攘夷の志士梅田源二郎を推して謀主と爲し窃に露艦を窺はんとするものあり形勢頗ぶる穩ならず九月二十八日幕府彦根郡山小濱膳所等の諸藩に命じ兵を出して京師を護らしめ更に大阪城代町奉行に令し書を露艦に與へ下田に回航せしむ十月三日露艦大阪を去る京師人心少しく安し幕府紀伊阿波明石の三藩に命じ紀淡海峡の要衝たる加田、由良、明石に砲臺を築かしむ而して畿甸警衛の論益、盛なり十月十四日露艦下田に入る十一月四日豆相地大に震し海嘯あり露艦爲めに破壊す其二十六日豆州戸田に至り之れを修めんと欲し路三崎を過ぎて沈没す幕府露使を戸田に留め船材船工を給しスクーネル形船二隻を作らしむ時に幕府諸侯と既に心を造船の事に留む而して造型多くは臆測に過ぎず此に至り外人の造船を我國に見る我毛利氏其他有志の諸藩往々人を遣りて之れを觀せしむ本邦洋式造船術の發達實に茲に濫觴すと云ふ同年十月十三日には

和蘭にも下田函館二港に來ることを許るし十二月二十一日には露國とも條約九箇條を訂結し長崎下田函館の三港に來ることを許す

#### 第四章 安政元年の毛利氏

出師準備○米艦に對する態度の質問○藩士の戒飭○相州警衛○世子東上○吉田松陰と米艦○松陰の投獄○財政整理の準備○絹布着用の禁○忠正公の歸藩○陪臣の砲術練習○要路の黜陟○松陰の西送

安政元年正月公江戸櫻田邸に在り開歲の諸式一に例の如し二日東帶登城して正を將軍に賀す亦例の如し爾來此類の記事は概ね之を略す其の正月七日當役浦靱負等を相州に遣はし衛地交付に先ち豫め地勢を検して警備の策を講ぜしむ其十二日米艦再渡の報突如として到る公曩きに藩地より召したる警衛兵未だ達せず因て在邸の士卒を以て部伍を分ち急に出兵の準備を命じ嚴に士卒に令する所あり其文に曰く

一相州御備場沖合へ異國船渡來之由相聞候に付從公儀御差圖有之次第防禦御手當之面々出張被仰付候御譜代之高恩此時可奉報事に候條萬端從公儀被仰出候旨謹て相守り御當家古來之御法能々相心得衆心一和せしめ粉骨を盡し

可被遂御奉公事

一 武具等華美之費を省き簡便之作略可有之事

附出張之途中股引半服着用得武具甲冑等用意之事

附足輕已下淺黄股引捻からげ之事

附兵糧之儀は握り飯干飯其外便り次第日數三日間自身用意其餘は御賄に被仰付候事

一 諸役配之儀上役下役を不論謹て其職掌を辨へ諸事無緩せ可被相勤候事

一 其身緩怠氣隨にして諸人と不熟を引出す事甚以不謂儀也各貴賤之分限を顧み禮法を被亂間敷候事

一 亂法狼藉飲酒停止之事

一 喧嘩口論仕輩は相方共に可被處嚴科候事

一 一隊之内若不法之輩於有之は當人は勿論其頭々に至迄重く可被相咎候事

一 出張之儀御差圖次第其沙汰被仰付候條遲滯なく揃場所罷出一備宛押出し押

軍之行列足並之緩急混雜之様互に可被戒候事

一行軍之道程一日凡六里計りにて人數を調へ止宿致さるべし尤異國船之動靜に隨ひ遲速之儀は臨其節惣奉行差圖可有之候事

一 病人病馬等有之節速に其頭々に相達し他之妨に不相成様療養之心遣可有之事

一 御請場參着之節備を疊み陣屋相定り之上一備宛陣屋入可被申候事

一 公用之外猥に持場をはなれ往來等致間敷事

一 馬取放候もの於有之は口付は勿論主人まで可爲越度事

一 異國船御請場近く乘來候共兼て從公儀被仰出之通り穩便取計可爲肝要候然ども戰爭之勢相違於無之は其頭々之差圖次第粉骨を盡し防戰可有之は勿論之事に候尤拔駈之儀堅可爲制禁事

一 又者之儀主人々々手堅可申付若不心得之輩於有之は其主人可爲越度候事  
同日書を松平閣老に致し意見を問ふ要は外人に對しては何等の動作を以て制禁



とするや又如何なる場合に於て直ちに開戦すべきや等の委曲を詳にせんとするに在り十三日昧爽浦靱負鎌倉より馳せ歸りて復命す因て益々送兵の準備を急にす會閣老の答書至る

書面の趣は全く臨機の取計に有之前以差圖には難及筋にて何れにも先達て相達候通に被相心得卒爾の儀無之様可被取計候尤此節浦賀最寄へ異船相見候趣も相聞候得共持場引渡以前にも候間追て沙決に及候迄は固人數等差出候にも不及候此以後彌異船渡來も有之候は、有合の人數は屋敷内に相揃置差圖次第出張爲致候様可被心得候事

當時幕議の頗ぶる踟躕の状ありしを見るべし此日公又親しく阿部正弘に見へ幕府意向の決する所を問ふ正弘亦我より兵端を開くの極めて不可なるを陳し且つ藩士の輕擧を誡めて止まず此に於てか此月十六日公更に曩きの答書の意を體し治く令を藩士に傳へしむ其文に曰く

亞米利加再渡來の節心得方之儀從公儀御達之趣に付殿様思召被爲在去夏渠申

立置候廉々へ當り公儀御處置之旨趣兼て御承知被成置猶浦賀御奉行より夷人へ應接之趣其節々逐一通達有之且又御國禁之廉々明白細悉に申諭候様有之度左候て渠御國禁之旨令承知ながら押て相犯候は、御奉行へ不及乞合其所警衛之御家來存分に取計候様可被仰付哉之趣委細御書面を以て御老中方へ被仰達候處右之趣は全く臨機之取計に有之前以御差圖には難被及候間何れにも先達て御達之通卒爾之儀無之様にと御書取を以被仰渡候且又殿様阿部伊勢守様へ被成御相對候處此方より兵端を開き候ては誠以不相濟事に付御家來中末々迄毛頭輕卒之儀無之義勇を蓄置候様との被仰聞之段御尊有之候依之御手當之面々末々迄前段之趣篤と相辨出張被仰付候節は諸隊嚴肅にして渠戰鬥の形相見候迄は一向動搖不仕何分共總奉行臨機之差圖を相守候様との御事

其戒飾の令を再びするは蓋し萬一の過ちなからしむるが爲めなり二十二日非常の際公登城の服装並に隨從者の事に關し幕府の意見を問ふ其文に曰く

異國船近海へ渡來に付大膳大夫登城仕候節は着服の儀如何相心得可申哉且又

供連の儀可成丈輕輩は相省き士分の者重に小勢召連候様御達御座候處右は平日の供連にて可成丈小者を相省き候心得に罷居可然儀に御座候哉旁の趣宜敷御差圖被成下候様奉存候

幕府は是れに對し火事具を着用して可ならん其他は文書示す所の如くして可なるを指令せり二十八日浦當役より在邸の先鋒隊に訓諭する所あり曰く

一先鋒隊中は御家來多人數の内にて選舉被仰付候儀に付銘々武士道の穿鑿勿論疎無之處に候得共此度隊伍被相定候付ては相伍の衆毛頭無隔意互に士道相勵平日の心得武前の覺悟共厚く申談一伍にて落着難相成儀は一隊示合衆心一致の旨を以可被遂御奉公候事

一文武の諸術各其流儀有之儀に付動もすれば術の長短を相爭流儀の意地を申立私論を以仇怨を相合候體間々有之哉に相聞御奉行の筋に於て素より不本意の事に候處此度隊伍被相定候付一伍の衆若し心得筋區々有之候ては武前の働及差間候間夫々の術に應じ各無腹藏得失利害衆議の上一伍一體の心得

を以可有出精候事

一砲術の儀は海防の急務に付此往一伍別大砲一挺宛御下渡異變の節打方被仰付儀も可有之候間兼て其心得を以申合せ可被致修練候事

一優柔情弱の風俗は於士道に尤可耻事に付銘々屹と被相戒候段不及申候處壯年の衆多人數の内には右に反し血氣に任せ粗暴の所行を誤て勇氣と心得非禮非法の體間々有之哉に相聞甚不可然儀柔弱の風俗とは趣致相違候得共於士道に可恥段は全同様の事に候間兼々心膽を練磨し勇威を養ひ誠實にして信義に厚く聊禮法を被亂間敷候事

一相伍の内若武士道不穿鑿行跡不宜酒色に溺候輩於有之ては能々申諭趣次第一隊の衆申談懇に存寄を加へ其餘不相改に於ては有體に訴出でらるべし自然脇より洩聞に於ては當人は不及申品に寄相伍同隊の衆も越度に可被仰付候事

右の通厚く申聞候様との御事

此日米艦偶、浦賀を出で神奈川灣に向ふ幕府急に毛利細川二氏に令し相州警衛地授受未だ終らざるも俄に附近海岸に出兵を命ずることなきに非らざるべしとの意を以て不時出師の準備を爲さしむ是に於て乎邸門の出入を嚴にし大に警戒する所あり二月朔日在邸の戌兵に毎伍白砲野戰砲各一門を交付し且つ諭して操練日に怠るなからしむ二日はれより先き前月二十日相州警衛組頭粟屋帶刀藩地より江戸邸に達し此日相州警衛總奉行益田越中亦達す是れより日ならずして相州衛戌の爲めに藩地より派遣せられたる者前後相踵で至る三日去年藩地より輸する所の巨砲七十二門其屬具と共に海上江戸に達す因て翌四日より十日間を期して次第に之れを櫻田邸に入れしむ二月九日公阿部牧野兩閣老に見て海防事宜を面議す幕府公をして品川海の新築砲臺を守らしむるの意あり十日公其未だ用ふるに足らざるの故を以て書を以て之れを辭す其文に曰く

亞米利加船近海へ乗入候節新築砲臺に於て防禦筋見込之處申出候様御噂之趣篤と致思惟家老共へ申聞候處右臺場之儀は御築造半途にも有之候間警衛人數

空敷渠か大砲の標的と相成候而已にして必勝之計策無覺東段申出候依之右臺場へ私家來之者差出候儀は何とぞ御斷申上度於海岸て要衝の地御割渡被仰付候は、難有奉存候旁之趣千萬畏入候得共不得已申出候間不惡御聞濟可被下候以上

十一日に至り嚮に邸内に入る、所の大砲運搬概ね終る公之れを前庭に列せしめて之れを觀る此日公の馬標を改めて洞春公の舊に復す是れより先き去月中旬より幕許を得て踏躡場を砂村の別邸に設けて盛に巨砲を鑄造す此他去月二十二日には齋藤彌九郎に命じて十二封度野戰砲二門を鑄造せしむ實は彌九郎を介して江川太郎左衛門に鑄造を託したるなり此月六日には深川佃町鑄物師總兵衛に命じて十五寸長忽砲を鑄造せしむ是に至りて復た此事あり士氣更に振ふ十三日毛利能登の江戸近海異國船手當總奉行を免じ公自ら出馬の時は隨行せしむること、し益田越中に先手備總奉行を命ず十四日馬具駕籠の華美に涉るを禁じ並に火事羽織頭巾に羅脊板を用ひ華美の粧飾を附するを禁ず時に米人往々端艇を下し江戸灣内を徘徊す幕府毛利細川二氏をして品川水上を警衛せしめんとす以爲らく陸上の事諸家警衛既に定まる獨り端艇を以て

砲臺附近を侵し亡狀に及ぶの虞あるを奈何せん因て兵を出し小銃を齎らしめ第二第三砲臺附近の海上に警備せしめば何如と乃ち此事を二氏の邸吏に傳ふ公復た兵船水夫なきを説き其事の無用なるべきを諷す其文に曰く

品川沖御臺場之儀は未だ御築造半途にも有之候間警衛人數差出兼候趣最前申出候處於御臺場防禦の儀は左も可有之候得共一の御臺場より二の御臺場迄の海上船備を以警衛仕候儀は如何可有之哉の段猶又御内意の趣大膳大夫へ申聞評議仕候處右警衛人數砲器等差出候儀は差支り無御座候得共兵船水夫等の手當無之候間五百石積以上の大船凡五十艘押送り其外の小船凡二百艘水夫共御沙汰筋を以御渡被下且又海上に於て及亂妨候節打拂候見切一通り目安被立下候様仕度左候はゞ人數差出可申候得共是以必勝の目途は無覺束奉存候間此段御聞濟被成置可被下候以上(二月十六日)

此時相州警衛の施設は着々歩を進め是れより先き木原源右衛門三井孫右衛門既に預地都合役後ち奉行役と改むに任じ山田宇右衛門手元役に任じ井上與四郎用談役に任

じ北條瀨兵衛大檢使に任じ戌衛兵の數を増加する等の事あり三月二日に至り柳澤備後亦兵を率て江戸に着す柳澤は去年十二月既に益田等に東上を命じたる後ち更に警備の爲めに東上せしめたるものなり此月十三日に至り先手備後手備の部署を定む幾くもなく公親書を越中に授け兵を率ゐて相州に赴かしむ是れより毛利氏の兵相州を警衛すること年あり

此年正月十五日世子萩を發し二月十六日江戸に入る櫻田邸内に造る所の新殿に居る始め世子東上期あり故ありて延て今年に其十八日願に依り世子を以て賀養子とするを允さる二十八日公親ら世子を伴ひ將軍に謁す三月九日公世子相伴ひて再び登城す其日世子の殿上元服あり元服亦毛利氏の特例にして此榮を均し將軍親しく其偏諱を賜ひ名を定廣と改め從四位下くするもの外様大名中數家あるのみに叙し長門守に任す世子を得て宗藩再ひ天樹の血統に復す是れ忠正公の意中最も満足せられたる所なりと云ふ

米艦再來の時に際し吉田松陰偶、江戸に在りて安房の人鳥山新三郎の家長藩卒なり當時脱藩して澁木松太郎と稱す所持物に洋書ありたに寓し米艦に投じて海外に遊ばんと欲し藩人金子重之助來原良藏赤川淡水坪と相約する所あり三月五日同志と一旗亭に酌み井竹槌白井小助宮部

鼎藏佐々淳次郎松田重助永島三平なり 語るに外遊の事を以てす衆其行を壯とし各、贈遺する若干松陰之れを得去て佐久間象山を訪ひ訣別せんとす會、象山横濱に赴て在らず乃ち書を裁して家人に托し且つ西遊送別詩韻を和して之れを留め即夜金子と相携へて程々谷に至り旅亭に投じ半夜投夷書を草す既にして横濱に到り便乗を求むれども得ず十三日米艦悉く纜を解て下田に向ふ松陰乃ち金子と相携へて下田に赴き遂に意を決して米國旗艦に投ぜんとし三月二十七日二人小舟を操りて其艦に近く艦中驚き水兵等出て棍を擧て二人乗る所の舟を衝かんとす二人一躍相踵て梯に上る波濤舟を掠め漂盪之く所を知らず書劍皆舟中に在り松陰乃ち筆紙を假り遠遊の意を述ぶ米人曰く今や兩國交通の約將さに成らんとす子等暫く期の到るを待てと之れを強ゆれども聽かず而して松陰等亦舟中に遺す所の書劍を思ひ意甚だ安ぜず因て遂に其言に従ふに決す米艦爲めに短舸を下して之れを陸に送る二人遺船を求むれども得ず此に於てか直ちに往て柿崎村名主に自訴し即夜下田に護送せられ糺問を受く松陰等其海外に趣き萬國の狀況を詳にし國家膺懲の策

を建んと欲せしを意を述ぶ與力等愕然として色を失ふ柿崎の村吏監視して下田の長命寺に拘す後ち數日黒川嘉兵衛自から糺問を行ふ時に二人の行囊既に黒川の手に在り投夷書象山送別の詩等歴々證すべし松陰等實を告げ敢て隠さず糺問終り獄に下さる米國艦隊遠征記中當時の事を詳記せり今其最も興味ある一節を譯出す曰く此事たるに急なる例として之を見んか頗る興味の津々たるものあり疑もなく日本人は研鑽的人民なり道徳的並に智識的能力の擴張するは彼等の歡で迎ふる所なり彼の不幸なる二人の舉動は國民の性格を示すものたること疑なし國民の激烈なる好奇心を表するもの之に及ぶなけん唯彼等の實行は恐くは彼等の服すべからざる最も森嚴なる法律及び不斷の注視に依て妨げられたり日本人は既に斯くの如き性行を有せり斯る興味ある國家の將來に於ては何等の命運かある前程希望の滿るものありと艦中漢字を解する者ありて松陰は之と筆談せしなり 既にして四月十日檻車を以て江戸に送られ十五日北町奉行井戸對馬守の第に入り假獄に繋がれ尋で傳

馬町の獄舎に送らる象山亦連累して同處に投獄せらる來原良藏桂小五郎井上壯太郎等は松陰と同志の士たり此時連累の虞ありしも幸にして免れたり

案ずるに松陰の獄中に在るや忠孝節義を以て同囚の徒を訓誡し居ること未だ久しからずして其尊崇を受け若隱居假隱居二番役等の諸職を経て遂に名主添役に進めり傳馬獄中には牢名主と稱するものあり其下に此等の諸役あり名主

は多く巨賊無頼の徒の重罪を負ふ者之に任じ獄中の事細大其手に決す新囚徒にして金品の贈遺を爲さざる者は頗る酷薄の遇を受く松陰の投獄せらるゝや浦報負家臣白井小助此等の事を察し肥後の宮部鼎藏と謀り金品を差入れたるに幕吏之を知り我藩邸留守居に通知し來りたる爲め藩邸は白井に主家預を命じ十月二十四日に至り遂に罰金に處したり蓋し幕府の嫌疑を避くる爲めなり始め松陰下田にて逮捕の報は四月に入り江戸藩邸に達し藩邸は頗る來原良藏桂小五郎井上壯太郎等の連累あらんことを恐れたることあり左に之に關する二書翰と白井の宣告書とを掲ぐ以て當時の事情を察知すべきなり

(藩邸周布赤川等より在相州木原源右衛門等への四月七日付書翰抄)

四月七日付にて周布赤川等の藩吏より在相州の木原源右衛門等に與へたる書翰中に曰く虎次郎と兼て懇意の者御陣屋内にも彼是可有之尤大體は彼者近來の所行を以見限り候哉にも候得共來原良藏桂小五郎井上壯太郎杯は此内迄も同氣にて付合候哉に相聞殊に良藏壯太郎兩人は先年於爰元彼者出奔の節相固

屋罷在御咎をも被仰付猶又良藏小五郎事は先日於爰元不慮の致申出粟屋組支配方限りにて書面差下候趣も有之由尤此度下田表の一條に付ては居所隔候儀に付素より申合せ候儀等は有之間敷候得共前段の趣に付ては虎次郎御究の節何ぞ掛合出來致間敷程も難計若又虎次郎被召捕候趣右兩三人の者傳承持癖の俠客風にて重罪人へ荷擔の議論杯申觸し萬々一も不慮の作舞等仕出候ては彌以不相濟次第に立至り候付右三人の者は御聞込の趣を以慎候様被仰付置可然儀に候得共此節於御内輪に右體の沙汰被仰付候ては下田表の一條へ懸り相に付ての儀に可有之と一統存入種々の取沙汰致出來終に公邊外向へも相聞却て疑念を相招可申哉左も候ては甚不御爲儀に付御沙汰を以慎せ候様には難被仰付乍爾前段掛念の趣有之候付自然緩せの儀致出來候ては是又不相濟儀に候間右三人の者此節の所行極密にて能々被成御聞繕萬々一難差置趣も御座候は、彈正殿御見切にて慎候様被仰付早々爰元へ可被仰越尤何たる模様不相聞候共此節の儀に付夫と無く内密の御繰合せを以成丈他行等不仕様可被成御取計候

猶其外にも御心當のもの有之候は、能々被就御氣候様にと存候

(木原等より藩邸山田宇右衛門への四月九日付書翰抄出)

又翌々九日付木原等より山田宇右衛門に與へし書翰に曰く桂小五郎其外心底の處先達て中井其外より申越候通り極密にして相伺候處兼て於江戸同氣結交の振共違ひ只今にては穩の様子に御座候尤風聞承り候節は桂小五郎儀主張にて金は随分吟味相成可申に付御勘定奉行へ宜敷手筋も有之事に付如何様にも相働彼者助け度との謀議も致候様子に御座候得共其策も休み候て思ひ明らかめ此節にては先氣遣ひ候程の儀は有之間敷と相考申候尤人心不可測候得ば此後の處勿論御請合も不相成又初發寅次郎渡海の擧に付桂小五郎來原良藏舟の心配可致段寅次郎へ申候處寅次郎申分には舟は自分に相求可申此度の儀は一身成否の境に付諸子等へ萬一の節厄害相懸候ては不相濟と申に付夫切にして置候由に御座候尤此度の擧は井上壯太郎は一向不預勿論知せも不致様子に御座候

(白井小助の宣告書)

銀十五匁

浦靱負家來

白井小助

右の者事杉百合之助育吉田寅次郎公儀被召捕入牢中衣類其外差贈候哉の趣に付様子相調候處小助事文武稽古として去春主人供にて江戸罷登り内輪の諸役除き文學は安積祐助殿方へ通ひ稽古武藝は齋藤新太郎方罷越鍛冶橋にて鳥山新三郎と申者方へは四五ヶ月入込致學問候事も有之寅次郎とは江戸罷登り候上至て入魂に相成誠に兄弟同様の因にて追々兵書講議等相催鳥山方へも節々同道罷在候内肥後藩中宮部鼎藏とも心安相成候處四月八日九日頃にも可有之鼎藏事小助へ致相對度由にて固屋へ尋來候處留守に付明朝咄度事有之候間鳥山方へ參り吳候様申越候得共差問有之翌々日に至り罷越候處鼎藏跡より罷越寅次郎事此度不慮の事にて公儀被召捕候由左候へば決して入牢可被仰付獄中之様子承候處金銀所持不仕ては其艱苦必死の由偕痛敷事何卒見繼申度候得共

此節拂底にて其儀不相調候間小助吟味遣申間敷哉獄中へは隨分相届候道も有之段乍涙相咄候付兼ての魂意難見捨可成丈けは心遣可申段及約束其後も鳥山方にて鼎藏出會右の咄仕候付稽古料残り猶此程御國より仕送の金子有之旁取合七兩の辻相調置寅次郎事十五六日頃には江戸連越相成候由薄々承之候付右の金子入用可有之と存じ十六日夕飯後致懷中鼎藏方へ参り懸候處於途中に鼎藏へ出會通町伊勢本と申茶屋へ参り八ツ時頃相渡兼々實意の人柄に付請取等取置不申内此外書狀は不及申紙一枚にても差贈候儀無之品物の儀は定て鼎藏調差遣し候ともにては無之哉且又鼎藏寅次郎共格別師弟の契約は不仕眞の斷金の儀にて是迄迎も互に危急相救候儀に付身柄にはいか様手詰に相成候ても知己の信儀難黙止右金子鼎藏へ相渡候より事發り御厄害に立至り今更奉恐入候且又元足輕缺落者重之助御國に於て小助方へ學文に罷越候處昨秋小助於江戸文學稽古として鳥山新三郎方へ入込居候節重之助儀も學文稽古として時々彼方参候故其段相頼候事は有之候得共彼者缺落後新三郎方へ致滞留候事は

存不申其後は吉田寅次郎より相頼置候趣の由尤缺落後新三郎宅へ稽古に参り候節彼者居合候故新三郎へ相應の及挨拶候由旁申出候然處物品贈り不申とても鼎藏申分に任せ知己の信義難黙止とは申ながら公儀被召捕入牢の者へ金子令吟味差遣し届方の儀は鼎藏雖取計候獄中へ金錢差遣候儀於公儀御大法も有之由の處主人へも不申聞物筋へも不相達自己の了簡を以差遣し剩足輕重之助鳥山方へ稽古罷越候故其段相頼候儀有之候は、重之助御國恩令忘却缺落後鳥山方にて出會候は、其段物筋へ可申出の處無其儀彼是以不謂事候依之最前主家預被仰付置候處被差除内輪に於て慎せ置道中平體にて差下歸着の上慎せ置候様被仰付置候處此度の儀は格別の筋を以右過料にて被差免候事

既にして此年四月公東勤の任滿ち將に國に歸らんとす其月四日參勤往復の鹵簿中小銃十挺を加へんことを幕府に求め允さる其理由とする所は太平の世久しく鹵簿の銃器を廢したるも外警漸く多く且つ毛利氏は相州警衛の任あるを以て參勤途中と雖も直ちに警衛地に赴くの必要なしとせず故に時勢復舊に至るま増す九日公砂村別邸に抵り親く巨砲の鑄造を檢閲す時に相州警衛の爲め國用頻



りに加はる公財政の困難の爲め五ヶ年間の仕組を行はんと欲す因て此月十一日直目付八木甚兵衛を藩地に遣はし其準備を爲さしむ十七日村田次郎三郎を京都に遣る皇居炎上に關し天機を候せしむる爲めなり十八日公松平薩摩守薩松平陸奥守臺細川越中守熊本同右京大夫を櫻田邸に招き之れを饗す世子營中の事を依囑せんが爲めなり此日長府徳山清末の三侯亦相伴接待し畫家住吉内記其門弟山名大輔の席上畫軍談師金子宗耕の講談あり主賓共に歡を盡し深更に及びて散す二十六日公世子を留め代て相州警衛の事を管せしめ西下の途に上る發するに臨み先づ邸中總綿服の令を布き藩邸在勤者をして在藩者と同一ならしめ曩に總綿服の制を發せしも江戸在勤の士は時に絹衣を許るせり藩主他行の行列に加はり又は他家に使用する者亦均しく綿服を着せしめ以て節儉の意を明にす四月二十六日公世子を留め代て相州警衛の事を管せしめ西下の途に上る鹵簿甚だ素なり然れども曩きに許さるゝ所の三槍と小銃とあり威儀反て嚴肅を加ふ二十七日藤澤驛に至り相州警衛總奉行益田彈正を召し之れを慰勞し親書を賜ふ曰く

右先鋒隊其外執も心得宜敷陣屋内も物靜に有之由連々聞届候右は其方次に諸役人共遂心配候故の儀別て大慶の事に候彌以念を入可申付候猶靱負より可申聞候

(老臣の副書)

先達て御備場請渡の節は萬端不自由の儀に有之候處先鋒隊其外執も心得宜敷謹で遂其節公儀衆引請も都合克相濟其後引續陣屋内も至て物靜に有之候趣連々被聞召上神妙に事の被思召候右は偏に其方一身を以諸人の模範と成し次に諸役の面々入はまり心配遂苦勞候故の儀と別て御大慶被思召候此餘不能仰聞候へ共場所柄の儀に付先鋒隊其外彌以行規正敷常々文武の修行を專とし及異變に不覺の儀無之様心掛可爲肝要候猶諸役の面々も彌以遂精勤候様可申聞旨此度被遊御歸國に付御思案も被爲在被成御意候との御事

五月二十七日公萩城に入る當役當職等例に依り職を辭す聽さす九日内藤兵衛を以て當役用談役となす六月二十一日大に重臣を會して財政整理の事を議し裏判

役口羽善九郎等を擧げて仕組方に任ず之れを安政度の改革と稱す九月二十四日  
 公出で、深川温泉に在り會、露艦大坂灣に入るの報あり乃ち直ちに南海防備の  
 方策を議し且つ急に手廻物頭粟屋丹後を京都に遣はし天機を伺はしめ其二十六  
 日遽に萩に歸る十月十一日大砲師家の請に依り陪臣にも砲術稽古を明倫館中の  
 大砲場に行ふことを許す門生増加し師家の稽古場狹隘に至れるを以てなり是れ  
 より先き客臘公其鹵簿内挾箱の外覆を脱し其十二金紋を露出せんことを幕府に  
 請ふ此月十二日之を允さる

毛利氏に在りては挾箱に金紋十二を附せるも油單を以て之れを覆  
 へるが故に外面に顯はれず此請ありし所以なり蓋し十二金紋は名  
 家の一特例なり此申請の理由とする所は大照公の世に幼少の故を以て幕命に因り近親越前家の後見を  
 受け自然に越前家の列に在るもの、如くし敢て家格の如何を意に介せざりし爲め油單を覆ふの例を馴  
 致せり今之れを復舊  
 せんと云ふに在り 十一月十八日公神器陣演習を城東菊ヶ濱に觀る十二月五日當職

手元役天野九郎右衛門明倫館都合役と爲り内藤兵衛代りて手元役と爲り當役手  
 元役中井次郎右衛門撫育頭人と爲り清水新三郎後圖書と改名す代りて手元役と爲る而  
 して政務役周布政之助亦手元座の事務を掌理す天保改革の時に於て其形を現し  
 たる二政派は爾後漸く相和して弘化嘉永間約十年を経過し二派の主領たる村田

清風坪井九右衛門の二人同じく退きて野に在り椋梨藤太周布政之助の二人隱然  
 二に派を代表し相並びて政局に立ちたりと雖ども嘉永六年九月椋梨退き周布之  
 代りてより周布派大に勢力を得たるの觀あり而して今又手元役の更迭あり行相  
 府は清水新三郎を以て中井次郎右衛門に代へたり中井は必ずしも坪井椋梨の一  
 派にはあらざれども温厚の老人にして周布をして果斷の政策を取らしむるに適  
 せず清水は嚴正剛毅の人にして後來周布と志を同くしたる者なり今や清水代り  
 て手元役となり周布政務役より其事務に與る行相府の中心は全く周布一派の手  
 中に存するを見るべし然れども政務添役には赤川太郎右衛門あり用所役には中  
 川宇右衛門あり是等は皆後來周布派の政敵たる人々なり國相府に於て天野九郎  
 右衛門に代ふるに内藤兵衛を以てしたるは政派の消長に關係なし之れを概言す  
 れば國相府には周布派の勢力少なきが如くなれども前田孫右衛門内藤萬里助等  
 の周布派に屬する者亦尠なからず仕組方は老輩口羽善九郎其首宰となり内藤萬  
 里助遠近方兼所帶方伊藤市右衛門右筆等之れに與り周布は固より政務役を以て之れに與

る畢竟するに安政度の財政整理は周布一派の功勞其多きに居れり始め吉田松陰の江戸傳馬獄に投ぜらるゝや居ること六箇月九月十八日幕吏其罪を斷じて在所蟄居を命す佐久間象山亦國に錮せらる金子重之助亦同じ其二十三日二人俱に檻輿萩に護送せられ十月二十四日萩に着し松陰は直ちに野山獄に金子は庶人獄の揚屋に投ぜらる松陰が在所蟄居の宣告を受けながら野山獄に投せられたるは所謂借牢にて父兄より請願したる體にしたりなり其此に至りたるは江戸藩邸吏が幕吏に就き幹旋する所ありたるに際し若し預け人となすに於ては其事頗る重要にして困難なるも親類引渡とするは頗る輕易なるが故に父百合之助に引渡し蟄居と云ふことに定まりたり然れども當時幕吏の言に縦令引渡と雖ども若し異變あるときは累を百合之助に及ぼすのみならず延て藩主にも及ぼすべしとの注意ありしが故に萬一を虞り百合之助をも諭し借牢となしたるものゝ如し是れ元來穩當を缺くの處置なるのみならず松陰と同時に蟄居を命せられたる佐久間象山は家居して密に門人に教諭せる事實あり因て翌安政二年十一月二十九日付を以て浦靱負より江戸藩邸の議を在藩重臣に移し改めて家に禁錮することゝ爲りたり而して江戸藩邸をして此意を決せしめたるものは水戸豊田天功が書を赤川淡水に與へ忠告せしに起因する所多きに似たり

安政元年間要路一覽

行 相 府 浦 靱 負 當 職 國 相 府 毛 利 筑 前 當 役

用談役	正廿九命 六三免 六、九、任 十二、五、免	小寺留之助 <small>宜茂</small>	用談役	八、十八、兼	口羽善九郎 <small>元</small>
手元役	十二、十一、免 十二、十一、任	中井次郎右衛門 <small>道恒</small>	手元役	十二、五、免 十二、五、任	天野九郎右衛門
江戸方	中川宇右衛門 <small>徳以</small>	裏判役	飯田小右衛門	口羽善九郎	
長井彌次郎 <small>充實</small>	長井彌次郎 <small>充實</small>	口羽善九郎	口羽善九郎		
小川七兵衛 <small>政爲</small>	小川七兵衛 <small>政爲</small>				
用所役	八、十四、任	内藤萬里助 <small>恣</small>	遠近方	八、十四、免、	内藤萬里助 <small>恣</small>
兼重新右衛門 <small>毅定</small>	兼重新右衛門 <small>毅定</small>	三須市郎兵衛 <small>壽方</small>	前田孫右衛門 <small>忠利</small>	中島市郎兵衛 <small>章正</small>	
清水新三郎 <small>篤信</small>	清水新三郎 <small>篤信</small>	前田孫右衛門 <small>忠利</small>	中島市郎兵衛 <small>章正</small>		
手元參	周布政之助				
右筆	赤川太郎右衛門				
添	中井次郎右衛門				
八、十一、兼					
十二、十一、任					

所帶方(用所役同)

△三宅忠藏政達

山縣右平直行

伊藤市右衛門信寬

渡邊伊兵衛清

相州總奉行

益田越中

右筆

添 添

直目付

八木甚兵衛景一

梨羽直衛俊章

(備考)表中參とは所謂御用爲御聞被成を謂ふ現除とは現勤除即ち單に名譽の爲め其職に在るを謂ふ

第五章 安政二年の大勢

米艦の測量請求○幕閣の内情○堀田正篤の登任

日米條約既に締結せらるる是に於て乎安政二年二月米艦復た下田に來り沿海測量の許可を請ひて已ます其三月二十七日幕府之れを諸侯に諮詢し四月米艦に告ぐるに事遂に回答し難きを以てす此時に當り阿部閣老漸く旗下士人の屬望を失す正弘能く人才を登庸す此一事蓋し其主因なりしと云ふ正弘拔擢する所の筒井川路岩瀬の輩當時能吏の聞あり而して旗下の士の門閥任用に慣れたる者より之れを見れば褻曠寒族跋扈の觀あるを免れず彼れ輒ち曰く譜代恩顧の臣を棄て、彼賤輩を取り食祿位列與に我が上に加ふるは何ぞやと妬心を驅て罵々するもの漸く多し而して講武の一事彼れ亦曰く銃器を擔て炎暑に喘げり事頗ぶる野なり曰く士既に窮せり今纔に甲冑を買ひ復た遽に之れを典してダペールを買はざるべからざるか計何ぞ愚なる曰く昔は位列區分あり今は練兵の際袴服上下別なし是

れ豈吾人をして徒卒と伍を爲さしむるに非らずやと衆謗當るべからず之れに加ふるに溜間諸侯亦徳川齊昭と相善からざる者多く延て正弘に及ぶ八月四日松平忠固松平乗全遽に其閣老の職を罷めらる或は曰く溜間諸侯中齊昭を排し正弘を黜くるの陰謀あり忠固等之に與かりしが爲めなりと

八月十四日海岸防禦軍制改正の故を以て齊昭に命じ毎月三回の登城を増して隔日とし増石五千苞を賜ふ齊昭曩きに鎖國主戰の説を持し米使の要求を却けんとを主張し言行はれざるが爲め一旦勇退せしも更に登城の命を受け今や隔日登營事に任ずるに至れるものは既に稍前説を改むる所ありしを察すべきなり彼理渡航以降國論紛々恐慌憤激交至る其稍靜定するに及びては識者漸く宇内交通の已むべからず鎖國の終に行ひ難きを覺り其固執の説を一變して我より進で外交を試み地境を開くを可とする者あり幕府も亦漸く開國の已むべからざるを知る而も公然之れを世に示さざるものは當時の政略に於て深く恠むに足らざるなり齊昭亦軍制改正の事に任ずるに及び岩瀬震肥後守等の誘導に因り稍鎖國の不

利を覺れるもの、如し栗本鍾雲の米人の沿海測量の許可を請ひ幕府屢拒めども

聽かず因て勘定奉行松平近直河内守をして米國に航して協商せしめんとするの幕

議あるや齊昭正弘と謀り藤田彪をして隨はしめんとし豫め内意の在る所を傳へ

たりと云ふものあるに至れり彪は齊昭の股肱にして補翼の功淺からざるものな

り偶、十月二日江戸地大に震ふ所謂安政の大地震是れなり彪爲めに壓死す同月

九日溜間詰堀田正篤備中守入て老中となる班阿部正弘の上にあり堀田正篤は天保

年中曾て老中たり水野忠邦と合はずして職を辭し閑地に居ること十四年此に至

りて再び出づ始より蘭學を愛し早く開國の説を唱ふ當時列藩の醫術兵制洋式に

倣ふ者佐倉を以て嚆矢と爲す故に鎖國攘夷を主張する者之れを譏りて蘭癖先生

と謂ふに至る正篤の入閣は正弘の推薦に出づ而して正弘の俄に正篤を推薦せし

事情未だ得て之れを詳かにせずと雖ども島津齊彬當時の事情を揣摩して謂へら

く正弘が正篤を推薦して己れの上に置きたるは其意溜間詰井伊氏等の非難を抑

へんとし正篤を以て攻撃の衝に當らしめたるものにして政權は依然として正弘

に在るべきなりと此言蓋し事實に遠からざるの觀察なるべし而して當時閣中には正篇出でたるが爲めに苦心を減じたりと説く者多かりしとの説ありしに因りて之れを見るも此推擧たるや蓋し正弘等が當時の時勢に處し其聲望の薄弱を感じたるに起れるならん歟然れども幕府と水戸氏とは正睦登庸の時より稍隔離の情を呈するに至れるものゝ如し

## 第六章 安政二年の毛利氏

赤間關沿岸探見上書○政府の更替○施政の條目と諭旨○大震後の節儉令○

松陰の野山獄投入並に禁錮○諸士の遊學○西洋學○洋式軍艦の製造

安政二年正月十二日明倫館の費を増して高三千五百石と爲す即ち現米千四百石なり内四百二十石は所帯方

より支出し九百八十石は撫育方より支出す 十七日神器陣の規格を増補し一手別銃陣調練を創始し之れを

明倫館に屬せしむ是れ實は從來の神器陣虚儀に流れて實用に適せざる爲め今其規格を増補すと稱して一手別稽古に合併す神器陣の章に詳かなり 二月二十

日重臣を會して復た沿海防禦の法を議せしむ明倫館頭人兼手當用掛井上與四郎

當役手元役清水新三郎藏元役前田孫右衛門右筆兼手當方三宅忠藏手當方馬屋原

右兵衛藤井百合吉等皆之れに列す二十五日に至りて終る三月九日左近君卒す君

は清徳公の第二子なり故に公常に之れを待つ頗る厚し藩内に令し音曲を停止す

ること十日始め崇文公の物故に方り其後を承くるに於て公と君と其系統相同じ

而して公崇文公の遺志を以て其後を承く此の如きの境遇に在りては動もすれば

藩士の黨争を醸すは諸侯の家に多く見るの例とす毛利氏に在りて絶て此事なかりしは重臣の能く力を合せて公家の事に勉むるに因ること少からざるべしと雖ども抑も亦公と君と互に能く其分を盡すに因ること多きに居る此月十八日一特別訓練細則を定め二十八日沿海防禦實習令を布く當時海防の事専ら力を北海に用ひ其他を顧みず一朝大坂灣露艦の來航あるに及び幕府大坂町奉行をして殊に赤間關沿岸港灣の淺深砲臺の有無を問はしめしことあり毛利氏亦南海防備の必要を感じ徳山岩國をして沿岸の警備を嚴にせしめ更に當局の吏員に命じて調査せしむる所あり五月十日吏員等所見を具して藩政府に報ず其文に曰く

赤間關並吉田船木小郡邊海岸地理詮議仕候處赤間關沖の儀は咽喉輻湊の要津にして先年公儀より御沙汰の趣も有之此御方小倉筑前御三領被仰合異船御打拂の場所にて是迄は引島沖を第一に御手當被仰付大砲玉藥等引島に被差出置尤大砲の儀は六連蓋井竹子島等へ御配付相成左候て引島六連へは大砲家定詰被仰付蓋井の儀も遠見番役人被差出置候儀に御座候處當時公邊の御模様にて

は打拂と申儀は容易に難被仰付御事に付自然渡來の節は決して赤間關地方へ乗入可申相見候付臺場個所別紙圖面の通詮議仕猶爰元にてても大砲家並功者の船頭共相集め海底の淺深乘前の地理等衆評仕らせ候處龜山の端王子ヶ端向ふ通り海底の様子第一の繫船場所と申出候右に付先龜山端王子ヶ端兩所へ臺場築立被仰付候得ば先達て長府より公邊御届も相成居候に付手數も少く左候て王子ヶ端は前に長府の御手當場所と申儀も有之候付長府へ被成御持せ龜山の端は此御方の御手に被仰付猶又是迄吉田船木兩宰判住宅の諸士引島六連島竹ノ子島等の臺場掛り被仰付置候處右の御手組にて肝要住居宰判の一の手御手當缺に相成候付右三島の臺場掛りをも被差除尤右人數の内を以龜山臺場掛り被仰付殘る人數をば孰も住居宰判の一の手に被仰付引島六連の儀は大砲家定詰の儀に付士兵取立農隙を以大小砲打方訓練仕防禦方の儀は大概士兵にて相濟候様被仰付關地方の儀は臺場筒の外野戰砲等數挺被差出置前斷龜山臺場懸りと兼て定詰の物頭二組御目付等にて一の手御手當相濟候御手組に被仰付の

外無之様相見候

一小郡船木吉田邊海岸孰も入海遠淺等にて小郡の内丸尾崎の外繫船の場所無之右の所は先年臺場築立相成候得共追々及破損其上便利不宜様相見候付別紙圖面の場所へ築替被仰付可然猶又船木の内妻崎の儀は繫船の場所にては無之候へども御番所有之儀に付大砲被差出置候付居込の場所別紙圖面の通詮議仕候其外浦々の儀は沖相より大邑豊饒等を見込態々船を可寄程の場所も無之場廣の海岸孰こそ臺場築立被仰付可然と申見切も難相成候付先海岸最寄の場所々々へ野戰砲搖臺等被差出置自然の節は敵付の所へ押行打様被仰付候事

時に公東勤の期既に過ぐ尙ほ暇を乞ひ國に在り海防準備財政整理の事あり且つ公病あるを以てなり四月二十五日諸士の負債返還延期の令を布く公内借とも年五といし半知出米中元金返濟の義務を延期する法なり而して士民信を此の整理に置かず往々天保公内借捌の寛典を思ひ罪を當路者に歸し誹謗至らざるなし五月二十二日村田清風を起して財

政整理の事務に參せしめ以て人心を維がんとす時に清風既に年七十餘杖輿城に入るを許し遇するに家老格を以てす清風の發句に曰く老枯の草も芽立つや春の風清風命を拜して後數日此月二十五日夜半を以て溘焉として逝く嘉永元年清風明倫館再興用掛たりしとき官廢にても遂に痲疾と爲る今舊疾再發して卒す蓋し感激の致す所と云ふ七月三日五ヶ年間節儉の令を布く十五日異船萩の海上を過ぐ上下騒然たり即日公命を總奉行に下して警戒す而も異船事なくして去る八月政府員の大更替あり事負債の延期令に基く八日仕組方口羽善九郎罷められ二十一日用談役並に裏判役をも罷めらる十一日政務役周布政之助遠近方に移さる同日椋梨藤太代りて政務役となひ十七日坪井九右衛門復出で、行相府に列す坪井は曩きに罪を獲て退隱したり今や其罪を原され隱居履江戸方御用掛として政府に立ちたるなり 二十五日手元役清水新三郎明倫館頭人に移され小川七兵衛用所役より轉じて之れに代る用所役兼所帶方に於ては内藤萬里助長井彌次郎の二人罷められ松原太郎右衛門内藤吉兵衛の二人之れに代り郡奉行蛭川四郎右衛門も亦二十四日を以て大坂頭人に移さる其他當職以下辭表を提出したる者甚多し十一月下旬に至り口羽内藤周布蛭川等逼塞遠慮等の責罰を受くる各差あり此更替の跡を見るに全く天保の更替と其轍を同



くせり財政計劃を立て、失敗せる所相同じ村田派退きて坪井派進む所相同じ畢竟峻嚴なる法令に對する人心の不穩の爲めに政府員は其地位を保つ能はざるに至り反對政派之れに乗じて代りて取りたるものと謂ふべく二政派は終に此に至りて劃然たる結果を生じたるなり八月晦日新政府負債延期の令を撤回し藩政の動搖漸くにして靜定す公將さに九月二日を期して東勤の途に上らんとす發するに先ちて八月十五日親ら施政の條目を定めて之れを執政に授く曰く

- 一 人氣の事
- 二 仕組の事
- 三 地江戸手當の事
- 道中之儀も同斷
- 四 火藥製造の事
- 五 農兵取立の事
- 六 總奉行取立の事

- 七 諸役人賞罰の事
- 八 不毛の地詮議の事
- 九 均田の事
- 十 役屋敷組屋敷の事
- 十一 女教の事

是れ實に當時國政の大綱一日も忽にすべからざる所のものなり晦日更に諸臣に訓諭を下す曰く

近年異國船致渡來東西頻りに相窺ふ其動靜奸謀異心難計實に皇國御艱難の秋也依之梵鐘を以て砲銃鑄造すべき旨以叡慮被仰出朝廷御苦勞の程深く奉恐察海防少も猶豫不相成事に候當家皇別の末裔洞春公正親町帝御即位料被獻叡慮を被安候御忠孝兩全其本に報ぜられ候御事候我等不肖ながら其御血筋相承此御艱難の時に當れり防夷軍政他家に抽て速に相整へ聊か微忠を盡し叡慮を安し奉る外更に他慮なく候家來中の儀は其先祖就中天樹公大照公防長御安堵の

折柄當城營築其他の急務深御辛勞の處生死の戰場に相立功賞の領地居城等一朝に打捨分國の人心反覆中只管恩義を不忘御跡を慕ひ來殊更拙て奉公せしめ尊慮を慰め奉り義心鐵石の者の子孫に候得ば其先祖々々忠仕の女第と二百餘年太平の化に浴し候幸福と深く考へ合且公内借捌の節申聞る處海防今日其期に至れば一同義憤せしめ文武精練虚飾に墮す廉耻節操を守り我等素志を遂げ候様彌報國の奉公怠るべからざる事(八月晦日)

九月朔日毛利筑前浦鞆負蜷川四郎左衛門以下功勞を以て賞賜各、差あり姥倉開鑿工事既に其功を竣るを以てなり翌二日公萩城を發して東上の途に上る道を中山道に取る是れより先き米船沿海測量を請ひ幕府之れを允さざりしも米船去るに臨み再航して請ふ所あらんとすとの意を述べたるを以て此月幕府之れを諸侯に告げ警戒する所あらしむ是に於て江戸藩邸にては一面公儀人有福彌七より異船待遇の要を幕府に問ひ一面事情を公に報ず公報を得て途上より書を以て藩内を戒む

(公儀人の伺書) (八月晦日)

當三月中下田へ渡來の亞墨利加船より御國の海上測量の儀願出追て御挨拶承り候ため可致渡來旨申立置候處右測量の儀容易に御差許難相成に付追て渡來の節精々御申諭嚴敷御斷に可相成候得共若承伏不致迎も成丈穩便に御取扱可被成の處自然の儀出來可仕も難計候間銘々兼て其心得に罷在候様先達久世大和守様より御書付を以て松平薩摩守様へ被仰聞候然處大膳大夫相模國御預所並防長兩國の近海へ右亞船渡來測量等可致様子に相見候は、前斷被仰聞の趣を以て成丈穩便の取扱可仕候得共論談徹底致し難き異情に候へば押して測量可致哉も難計其節は猶又精々穩に取計可仕候得共萬一渠より手荒の所行致し人命へも相拘り候程の儀も有之節は無據儀に付打拂候様にも可被仰付哉且又上陸等致亂妨をも仕候は、時宜に寄擲置候ても可然哉此段御内慮奉伺候以上

(幕府指令)

書面の趣は平穩に申諭候ても不聞入渠より手荒の所行致人命にも拘り候程

の儀も有之候は、捕押候ても時宜に寄臨機の取計有之候は勿論の儀に候へ共言語不通の異人行違等有之彼より名と致し彼是申程に不致様取計可申候事

(公の諭書)

此度亞墨利加應接之趣御旅中より御到來有之候付ては委曲別紙を以内意被仰聞候銘々其覺悟可有之候處器械兵糧等十分の手當相調候共武前に臨み武術智略乏敷候ては必勝の策難相立に付文武の稽古別て出精にて心力を鍛錬し筋骨を壯健にして一廉御奉行可有之事に候自然不心得にて遊怠に打過候輩於有之は屹度被及御沙汰候事(九月)

(別紙)

近來長崎下田函館等へ外夷繫船御差許相成就中亞墨利加より海岸測量の儀願出候處測量の儀は容易に難被差許追て亞船下田へ來港の節成丈平穩に御申諭可相成候得共願の旨趣不相調候付ては如何様の儀に立至可申哉も難計に付其

覺悟に罷在候様にと公邊より御達の趣從御旅中御到來有之自然急變出來候はば御道中御備振も相改可申若殿様には御在府に付最初より異變の場に可被爲臨相模國御請場之儀は江戸表咽喉之地旁に付御手當一入御手厚被仰出殊に御國元手廣の海岸防禦の御駈引別て御煩慮被爲在御發駕前被仰聞置候旨も有之乍恐御兩殿様御勵志の旨を奉察候得は實以寢食も不安其上長崎にて英夷應接の趣も不一通様風聞有之若及異儀候は、江戸表に不限沿海の地は孰れへ襲來可致哉も難計彼是古來無之御艱難の時節銘々素より勘辨候て此時を不失累世之御厚恩を奉酬度存念に可有之且非常御儉約中の儀に付内輪々々之風俗も勿論質素に相移武備一途に力を用可被申事には候へ共數百年太平の風習にて土氣自然と相弛み候故候哉海防の儀も空敷風流の虚談に打過今以覺悟無之向も間々有之哉に相聞甚以不謂事に付此度下田長崎等にて應接の趣假令平穩に事濟候共近來外夷の情態反覆難測候付今日の治安は全く争亂の始と相心得太平餘習を令脱却衣食住常用の費をも嚴敷相減武備を調武術を磨き質朴簡易の風

俗に相移候様厚く可有心掛候若御時節柄不相應の所行於有之は一廉重く可被  
相答候事

十月二日公蔵驛に達す此夜地大に震ふ明日江戸に着すれば櫻田邸震害を蒙て大  
破し入るべからず因て麻布邸に入る震動數日を経て猶ほ未だ止まず諸士旅装し  
て皆露宿す七日の夜の劇震には公出て  
内庭櫻櫓の下に避難せり十五日始めて當役を召し入邸の略儀を行はし  
む江戸諸邸及び相州陣營の震災の爲めに破損するもの甚しく死傷者亦尠からず  
江戸邸死者二十九人傷者五十餘人  
相摸陣營死者二人傷者七十餘人内外多事の日に際し遽然として此不測の災に遇ふ之  
れが善後の策を講せんと欲せば更らに儉政を布かざるべからず公乃ち十一月朔  
日毛利隱岐を藩地に下し國老に命ずるに十萬石以下の經濟を爲すべきを以てす  
吉田松陰野山獄に在ること一年有餘今年十二月十五日出獄して其父の家を綱せ  
らる金子重之助は資性羸弱傳馬獄中より既に病あり今年正月十一日遂に獄中に  
て病死せり松陰の野山獄中に在るや孜々として懈らず書を讀み文を屬し諸友  
と音信を絶たず而して其間須臾も當世の事を忘れず専ら慷慨氣節を以て同志の

士を激勵し隱然として已に藩中の一勢力を爲せり此時に方り公の文武獎勵の爲  
め學館若くは武器製造場に臨むの類勝て記すべからず而して又藩士の或は公  
務を帯び或は専ら修業の爲め或は官費を以て或は私費を以て智識を四方に求  
むる者次第に多し蓋し公の獎勵に基くなり河野右衛門財滿新三郎等は嘗て久し  
く劍術を齋藤彌九郎其子新太郎同鑑之助の門に學ぶ因て去年二月十五日三人を  
藩邸に招きて之を饗し且つ金を賜ふの事あり河野右衛門財滿新三郎佐久間卯吉林乙熊永  
田健吉桂小五郎井上壯太郎均く齋藤の塾に  
在りて彌九郎父子の厚遇を受く米艦來航の時に方り此輩をして皆藩邸に入り警備の列に加はらしむ公  
彌九郎父子の功を思ひ特に召し見て此事ありしなり齋藤父子の毛利氏との關係は頗る深きこと別章に  
示す所の如し元年二月五日には一旦緩急ありて公若し出軍の事あらば戰士の列に加はらんと請  
ひ尋で其意を容れたることあり十五日の饗は或は此義俠心を賞するの意をも含みしならん歟 桂小  
五郎の關東武者修業の如き赤川淡水の水戸遊學の如き元年十月小五郎の請に因り劍技  
を關以東に修むることを許す  
小五郎嘗て關東地方に武者修業を爲す蓋し此時の事なり小五郎は其前嘉永年間より江戸に在りて劍を  
齋藤彌九郎に學ぶ此頃土屋恭平は羽倉外記に自井小助は伊藤玄朴に秋良雄太郎は齋藤彌九郎に就き學  
ぶ赤川淡水は此年八月十日常州邊へ遊學を命ぜられ水戸に赴き會澤正志豐田天功に學ぶこと三年歸藩  
の後明倫館都講となり大に水戸學風を鼓吹す同年八月晦日河内駒之助馬來宗次郎小倉幾之進寺内彌  
三郎等二十四人に命じ劍槍修業の爲め江戸に赴かしめしことあり又赤川又太郎の古賀謹一郎の門に口  
羽德祐の羽倉外記の門に齋藤市郎兵衛の鹽谷安藏の門に中村誠一の安井忠藏の門にびし如き皆此頃の  
事なり 來原良藏松島瑞益等を長崎に遊學せしめし如き二年七月十八日福原清助來原良藏  
を九州に遣り尋て田上宇平太を遣

り共に西洋軍學を修めしむ同日又砲術家湯淺祥之助郡司熊次郎を江戸に遣り西洋砲術を修めしむ此秋松島瑞益を長崎に遣り蘭人に就き兵學を修めしむ瑞益蘭館出入の許可を請ふ書類は十一月二十日の日付なるも瑞益受命の日未だ詳ならず此他楊井裕二氏家鈴助北條源藏等亦長崎に赴く仍長崎直傳習の章を參看すべし山縣半藏に命じ長崎に赴き清國通俗文を學ばしめしむ亦此時に在り 其殊に著しきものなり公又深く心を西洋の機器に傾け好生館中別に洋學所の一局を置き砲臺の築造銃砲の製法其他新製發明の事は力めて博涉研究せしめ諸臣中篤志の輩は隨意に就學せしむ當時洋學所の教官に師範人師範掛用掛等の稱あり田上宇平太青木研藏能美隆庵松島瑞益田原玄周氏家彦十郎山本宇平太井上彌平次馬屋原右兵衛氏家鈴助等其任に當る而して洋式船艦の製法及び操法は公の最も知らんと欲したる所の如し去年三月には幕吏に托してスループ形船單桅小軍艦を浦賀に造り今年に至りて成り之を相州成兵の練習用に供し今年初夏桂小五郎をして技手二人を隨へ浦賀に赴き大船製造の法を學ばしめ 此秋中島三郎助の將に長崎に赴き蒸氣船の操縦に従事せんとするや 小五郎亦工匠を隨へ三郎助と共に長崎に赴かんことを請ひ允さる八月十一日小五郎の浦賀より藩邸に致す所の書に曰く私儀關東邊劍術修業の義御願申出修行仕居候處去四月病氣に付一應歸款任再度出足仕候節大船製造御用に付大工藤井勝之進船大工藤藏相州浦賀へ被差越候間其節一件差引仕候様且劍術修行中西洋軍學をも心掛候様被仰付候付先達より浦賀與力中島三郎助方へ寄食仕且又藤井勝之進船大工藤藏兩人の儀は三郎助口入を以て當地棟梁勘右衛門方へ入込追々稽古仕候處此度三郎助長崎へ被差越和蘭陀より獻上仕候蒸氣船取扱方其他彼地より航海術砲術造船等巧者の者罷越候様子にて質問被

仰付候由に付今度三郎助一建の内へ相加はり罷越候は彼是得益の事も可有之奉存候間私並勝之進儀被差越候様奉願候三郎助手を離れ候ては眼前修行方の目途も無之候間此段宜御詮議被仰付可被下候以上と但し勝之進は後ち長崎に赴きし證あるも小五郎は遂に赴かざりしもの、如し既に桂等の事あり又松島瑞益を長崎に遣らんとするの事あり此二事の爲め十一月藩政府より金品を三郎助に贈り謝意を表した 尋で來航の和蘭蒸氣船に就き其操法を傳習せしめんが爲めに郡司千左衛門正木市太郎山田七兵衛戸田龜之助藤井百合吉等十五人を長崎に遣り九月十一日蒸氣艦の製法並に操法を學ばしむるが爲めに竹内卯吉佐々木門次郎池邊龍右衛門安井茂太郎の四人を長崎に遣り十一月二十日桂小五郎を戸田村に遣り幕府着手中の軍艦製造法の實況を視察し急に之れを江戸邸に報告せしめたる如き皆此目的に出でざるはなし大船並に鐵張筒の製法を傳習するが爲めに岡儀右衛門山田宇右衛門藤井百合吉工匠小澤忠右衛門を佐賀長崎鹿兒島に遣りしも亦此年に在り

安政二年間要路一覽

行 相 府 國 相 府 當 役 浦 鞆 貢 當 職 毛 利 筑 前

御用掛 八、十七命

坪井九郎右衛門

用談役 八、八、免

口羽善九郎

九四

手元役

十二、十一、免

周布政之助

八、廿六、免

清水新三郎

八、廿、兼任

椋梨藤太

八、廿五、任

小川七兵衛

江戸方

中川字右衛門

八、廿三、免

長井彌次郎

八、廿五、免

小川七兵衛

八、廿六、轉

清水新三郎

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿八、任

松原太郎右衛門

八、廿三、任

内藤吉兵衛

現除

兼重新右衛門

裏判役

八、廿、免

口羽善九郎

八、廿、任

山内新右衛門

手元役

内藤兵衛

藏元  
兩人役

現除

三須市郎兵衛

前田孫右衛門

用所役

八、廿三、任

内藤吉兵衛

八、廿八、任

松原太郎右衛門

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿六、轉

清水新三郎

八、廿五、免

小川七兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿八、任

松原太郎右衛門

八、廿三、任

内藤吉兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿六、轉

清水新三郎

八、廿五、免

小川七兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿八、任

松原太郎右衛門

八、廿三、任

内藤吉兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿六、轉

清水新三郎

八、廿五、免

小川七兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

八、廿八、任

松原太郎右衛門

八、廿三、任

内藤吉兵衛

八、廿三、免

内藤萬里助

所帶方

(用所役同)

右筆

添 添

三宅忠藏  
山縣右平  
伊藤市右衛門  
渡邊伊兵衛

相州  
總奉行

一、免

益田越中

十一、免

毛利隱岐

十二、免

浦鞆負

十二、任

毛利主計

直目付

八木甚兵衛

梨羽直衛

岡部六郎

佐伯丹下

九五

## 第七章 安政三年の大勢

九六

ハリスの來着○諸目附の議○和蘭領事の意見書○風説書○幕府の通商論○  
堀田正篤○外務專任○ハリスの請謁

安政三年の前半は内外共に小康の觀あり七月に及び其二十一日米國總領事タウ  
ンセント、ハリス下田に來り條約に従て其地に駐在せんとし且つ江戸に至り國  
書を將軍に呈せんと請ふ八月六日米艦ハリスを残して去る始めハリスの將さに  
來らんとするの報あるや幕府は外國の官吏を下田に上陸止宿せしむるを欲せず  
下田奉行をして之れを拒絶せしめんとしたり然るに下田奉行はハリスに應接し  
其志の終に屈すべからざるを知り『假りに差置』との名義を用ひて滯留せしめ  
んことを建議したり大目附筒井政憲以下目附に至るまで皆之れに反し議して曰  
く假りの差置と爲すときは之れに羈束を加ふること十分なるを得ざるが故に公  
然外國官吏として之れと應接し以て將來外國官吏の駐留に際する應接待遇の原

則を定むべしと幕府之れに従ひ八月二十四日目附海防掛岩瀬震を下田に遣り下  
田奉行と謀り便宜處理せしむ是れより先き七月二十三日長崎在留の和蘭領事書  
を長崎奉行に送り外交事宜を論ぜり其要に謂へらく和蘭政府は時勢の變ずべき  
ことを先見し日本政府に勸むるに和親交易の條約訂結を望む外國に對し都て徐  
ろに之れを許すに如かざるを以てす若し日本之れを拒絶せば列國を敵として戰  
端を開かざるべからず和蘭國王は之れを以て日本の幸福にあらずと信ずと當時  
香港を過ぎ長崎に至れる和蘭船長某は香港駐在の英國奉行ボウリングの委托を  
受け其條約締結の爲め二ヶ月後日本に來るべき豫告を長崎奉行に傳ふ八月上旬  
に至り報江戸に達す飛語あり曰くボウリングは有名なる大將にして軍艦十八艘  
を率ゐて來り將さに大に幕府に迫らんとすと是に於て幕府は倍々通信貿易の止  
むべからざるを曉り八月二十七日三奉行海防掛大小目附長崎浦賀下田箱館奉行  
に令し貿易の可否を議せしむ當時坊間には幕閣は此時既に通信貿易の議を決し  
たりとの風説さへ傳はりたり蓋し幕府の意未だ明かに通商を決せざりしとする

九七

も有司の意は漸く之れを許すに傾きたるは掩ふべからざるの迹あり既にして九月十五日岩瀬震下田より歸りハリスの説を容れ廣く外國と互市し市場を開き數港を定めて繫船貿易の港とせんことを建言す有司の議皆之れを贊す此月二十七日ハリス日本帝國の外國事務宰相に贈ると稱して書を幕閣の外國掛に呈す其意江戸に至り國書を呈せんと乞ふに在り而して十月初旬に至りて大目附目附の海防掛たる者概ね皆ハリスの請を許すべきを論ず同月十七日幕府堀田正篤を以て外事一手引受と爲す二十日將軍特に親しく正篤に貿易取調を命ず同日正篤更に大目附跡部良弼土岐賴旨勘定奉行松平近直川路聖謨目附岩瀬震大久保忠寬勘定吟味役塚越元邦中村時萬に命ずるに貿易公許に關する事項の調査を以てす是れ已に通商の必要を認めたるものと謂はざるを得ず然れども由來此の如き時期に在りては直ちに劃然たる一定の方針に遷るは容易ならざるの事情あるを以てハリスを江戸に招くこと目附等の議の如くするを得ず同十月晦日に至り下田奉行に令して米國國書は之を下田に於て受けしめんとせりハリス肯んぜず十二月十

三日再び書を閣老に致し江戸に入り將軍に謁せんことを乞ふ未だ報ずる所あらずして以て安政三年を終る



## 第八章 安政三年の毛利氏

外船に對する輕擧の誡飭○高崎傳藏の招聘○公の歸藩○スクーネル船製造  
 ○醫師の管轄○製藥師土屋養哲○吉川監物の來萩○梅田雲濱の來萩○文武  
 獎勵○松下塾の勃興

安政三年正月元日公江戸に在り震災の後を受けて麻布邸に假居す因て歳首の儀  
 禮一に簡省に従ふ十二日周布政之助の禁錮を免す此日公の實妹三壽姫國に卒す  
 姫去年清末侯に許嫁す嫁期に及び疾あり遂に起たず二十二日是れより先き尾崎  
 小右衛門に命じ萩より行程二十日を以て急に江戸邸に抵らしむ此日小右衛門に  
 命するに伊豆戸田村に至り洋製船艦の造法並に操法を學ぶことを以てす小右衛  
 門は水軍に屬し船工の長たるを以てなり二十九日異船沿海に來るも濫りに事を  
 構ふべからざる旨を藩内に達す其文に曰く

近年異國船繁々致渡來猶又亞米利加よりは海上測量等の義相願漸々御國體を

相窺候様子と相見候處御兩國の義は百里餘の沿海に付渠等繫船測量等致候節  
 の取計向公邊御窺相成候處平穩に申諭候をも不聞入渠より手荒の所行致し人  
 命にも拘り候程の義も有之候は、押捕候ても時宜に寄臨機の取計有之候は勿  
 論の義に候得共言語不通の異人行違等有之彼より名と致し彼是申種と不致様  
 取計可申旨候事

同日相州警衛地にも亦同趣意の警戒を傳ふ時に公類にスクーネル形洋式軍艦製  
 造に意あり二月九日浦靱負等をして幕府製造のスクーネル船を品川海に覽せし  
 む本多越中守家臣高崎傳藏等幹旋する所あり越て十一日公有福彌七を本多邸に  
 遣はし請ふて高崎傳藏を聘せしむ越中守は奥州菊田郡泉の藩主にして當時若年  
 寄海防掛たり而して傳藏は身船工たり故を以て戸田村造船の業に従事し造詣す  
 る所あるが爲めなり後ち幾くもなく傳藏必要の職工八九名を率ゐて來るべきを  
 承諾し尋で萩に來る齋藤彌九郎 同伴して十五日毛利筑前に終身年金三百兩を賜ひ浦靱負に  
 祿千石を加増す根來主馬に在職中は年銀六貫目を賜ふ多年公務に服するの功勞

を賞するなり十六日公スクーネル船一隻短艇一隻を製するの議を決す十九日公江戸を發し三月十八日萩に入る去年震災のため諸邸破損し用に堪へざるの故を以て幕府に乞ひ歸期を早めたるなり二十六日浦鞆負病を以て職を辭す聽さすゆず四月一日毛利筑前當職を辭し益田彈正之れに代る五日内藤兵衛の手元役を罷め前田孫右衛門を以て之れに代ふ四月二十四日桂與一右衛門に巨艦製造用掛を命じ小畑浦惠美須岬に造船場を設く七月二十六日公小畑造船場に臨み造船工事を視る時に短艇既に成る因て曩きに聘する所の高崎傳藏等に謁を賜ひ傳藏以下衆工に酒を賜ふ八月八日はれより先き明倫館に用所役を置く行相府國相府と鼎足の勢を爲す此に至り之れを廢して舊に復し之れを兩相府に屬す細事は明倫館頭人をして管せしむ八月二十三日公更に小畑造船場に臨み近臣をして新造の端艇を河中に操せしめ之れを觀る畢て隨行の衆臣に酒を賜ふ九月朔日今津文右衛門を寺社組に列し歳俸八石を賜ふ其久しく越氏塾會頭に任じ教育に功あるを以てなり吉川監物不日將に萩に來らんとす因て此月九日特に藩吏に諭し舊例古格

に拘泥せず専ら懇親を旨とせしむ其文に曰く

一 今度吉川監物殿不時出萩被仕候就ては諸向引請所勤方に於て違例之兼有之節は双方彼是と申立不穩之趣共前々より間々有之事に候然處此度出萩に付ては嚴敷御仕組中之儀於彼方も格外省略被相用度段御聞濟相成候猶萬端御親敷被爲在度思召之折柄自然右等之申結有之時は御上意不相叶儀に候間銘々篤相心得可成程は穩便に取計候との趣申出候様被仰付候事

是れより先き去年十一月二十三日公江戸より直目付佐伯丹下を岩國に遣はす蓋し宗藩吉川家と久しく相善からず公深く之れを憂へ宿昔の私心を擲て以て俱に公事に勉めんと欲す故に丹下に内諭し公久濶を叙し且つ海防時宜等相謀る所あらんと欲す因て公の歸藩を待ち萩に來らんことを冀ふの意を吉川氏に致さしむ吉川氏邸を萩に有すと雖も是れより先き萩に來らざること已に久し其十二月十六日丹下岩國に至り吉川監物に謁して君意の在る所を傳ふ監物感喜直ちに書以て諾意を答ふ此に至りて監物將に萩に來らんとす因て特に藩吏に諭達せしなり九月十五日監物萩に入る十七日公に城中

に謁し太刀一腰馬代銀一枚干鯛一函を獻す禮酒の獻酬あり既にして公之れを便殿に導き更に茶菓酒肴を饗し談話漏を移す十八日花江の別殿に饗し毛利筑前毛利隱岐根來主馬浦靱負等之に陪し黄昏に至る二十二日公復た茗謙を花江の別殿に設け之を饗し名器の棗を賜ひ公自ら其匣に華押す畢て復た江風山月書樓に宴す樓は城の西南花江の岸に在り即ち別殿の一部にして俗に花江の御茶屋と稱す先公別殿茶室の遺留するもの去年少しく之を移して河岸に臨ましめ今年増築を加へ以て遊憩の處と爲せるものなり公暇あれば則ち諸有司を茲に會し悠悠閑話自ら遣る儀禮の外に出て臣下に親接す獨り風流韻事に止らざるなり山縣半七山縣恭平吉田松陰等皆樓記あり此日公壁間故らに小雅進辨の圖を掲ぐ謙酣にして公手から取て之れを監物に贈る蓋し葛蘿松柏を攀ちて纏綿依附す意相依り相扶くるの情を諷するなり監物亦席上兩奇晴好の四大字を書し并に遊江風山月書樓記一篇を作る此時豫め命ずる所の漁船數隻樓前の水中に網し鮮鱗數十尾を獲陶然として樂む既にして公獲る所の鮮鱗を監物の邸に贈らしむ此日監物の從臣宮庄圖書吉川采女森脇三郎助

佐々木權兵衛安達十郎右衛門吉川邸留守居近藤金平亦皆召されて酒を賜ひ各茶器畫幅等の物を贈らる事皆特典に出づと云ふ二十三日監物使臣を以て前日の恩を謝す二十七日公復た監物を花江の茶樓に饗し新製短艇を樓下の水に浮べ人をして之れを操せしめ共に之れを觀る二十八日監物登城して別れを告ぐ公南京焼花瓶一箇を贈る既にして更に別室に引き左右を退け談する所あり蓋し國事に關するなり尋で宴を設け公親ら之れを饗し老臣等をして之れに陪せしむ晦日監物萩を發し其邑に歸る監物の此行兩家をして始めて再び親密を復せしむ後來國事多端の日に至り兩家艱難相俱にするもの蓋し此に基くもの多しとす後ち十月九日に至り監物使を遣はし厚遇を謝し煎海鼠一函を獻す既にして其二十八日に及び監物又水盤一基を獻す副ふるに棘鬣魚一隻を以てす盤は小堀遠州の意匠を以て製する所の名器にして稱して誰か袖と云ふ蓋し重ねて曩日の殊遇を謝するなり是れより先き九月十日藩中に令し水泳並に野山の跋涉を務め専ら身體の強健を謀らしむ蓋し舊例若し士人にして河川に溺死するときは其後を祿せず之れ

が爲めに士人多くは水泳を好まざりしを以てなり諭示の文に曰く

海寇防禦御手當に付ては御家來中兼々海上盪走等之稽古仕船軍之心掛肝要之儀に候處海上之義は難破船之憂有之墓々敷稽古出來兼候様相見候當時御手當之義國家第一之要務に付稽古方に付ては向後海陸ともに自然不慮の義有之候共跡職之義は被遂御詮議可被下候條兼々海上山野を不厭令稽古壯健を心掛候様被仰出候事

十一月十五日椋梨藤太政務役を罷め赤川太郎右衛門之れに代はり國相府右筆三宅忠藏轉じて行相府右筆となり赤川に屬す十二月六日公大に明木迫山に狩す實は武事を演ずるなり十七日小畑造船場に於て君澤形新造スクーネル船進水式を行ふ公親しく之れに臨む此年十二月梅田源次郎京師より來て萩に遊ぶ源次郎號は雲濱若州小濱人夙に尊攘の義を唱へ同志に謀り幕府をして勅命を奉ぜしめんとし朝廷の微力を慨し勤王之雄藩を説き其志を達せんとして長州に下りしなり此時に當り公益、文武を奨勵して怠る所なし屢、明倫館其他の講習場に臨み又

屢、重臣を城中に召して經史を會讀せしめ或は儒臣をして講演せしめ一門の諸士と俱に之れを聽き以て興奮する所あらしむ公又襲封以來數、孝子篤行高齡の類を賞し極貧無告の民を恤む此年亦五月十四日には大津郡深川の温浴場に在りて郡中の孝子高壽篤行無告に惠與する所あり四月二十八日又相州警衛地に於て本藩の例に倣ひ同く孝貞奇篤者に賞賜を行はしめ九月五日には藩内孝子義人旌標の制を改めて高札を附近繁華の通衢に建て以て廣く衆目に觸れしむ天保六年七月間門口に張札を爲すの制とす文政元年門口に高札を建るの制に改む而して此類の民は概ね邊僻の地若くは陋巷等人目の多く及ばざる所に住す因て今其制を改め門口の張札は天保年中定むる所に從ひ高札は其萩市中と諸郡に在るとを問はず附近の公掲所其他公衆通過し繁多なる地を選び之に建てしむ

此間に於て長藩の下層間には別に一種の新勢力を萌芽し漸く將に崛起の状を呈せんとせり吉田松陰の松下塾是れなり是れより先き松陰の叔父玉木文之進諸生を其家に集めて教授す家松本村に在るの故を以て稱して松下村塾と云ふ玉木出で、仕ふるに及び塾亦廢す幾くもなく松陰の外叔父久保氏復た子弟を其家に會して教へ其塾名を襲用す松陰の野山獄を出で家居するに及びて竊に近隣の兒童

を集めて之れに教授す久保氏の家塾と相接近するの故を以て久保氏の家塾廢するの後其名を襲で松下村塾と稱す此年九月に至り軍學教授の名を以て塾舎開續の許可を藩政府に受く松下塾の名之れより顯はる松陰の子弟を教ゆるや一に實用に適し實際に應ずるを以て其第一義と爲す故に大義名分論に非れば則ち富國強兵説なり之れに交ふるに擊劍を以てし準銃を以てす要するに活潑有爲にして氣慨ある士を鎔鑄するは松陰の目的としたる所なり藩學明倫館は普く藩士を教養する所にして夙に海内に名あり其設備の至れる諸藩中稀れに見る所とす然れども鬻風猶ほ未だ門閥の痕跡を免れず其教養の法亦尋常規矩の外に逸出するこ

と能はず加ふるに卒族の子弟の如きは當時猶ほ未だ入學するを許さず文久年間に至り之を許せ是れを以て班位卑くして氣慨あるものは皆な争て松陰の門下に聚る班位卑からざるも逸足有爲の士は門下に入る者なきにあらす高杉の如き是れなり明倫館の諸生が故書敗紙の裡に彷徨せるの間に於て松下村の塾門下生は早く既に時事に通曉し國家の安危を以て自己の休戚と爲すに至れり此に於てか長藩後進青年子弟の氣風俄然として一變し文武の修養既に諸藩に超越せる長藩をして一段の異彩を加へしめ其結果は次第に其勢力を一藩の政事に及ぼし延て天下の大勢に及ぼせり

安政三年の要路一覽

行 相 府

國 相 付

當 役	浦 鞞 貢	當 職	四、朔、免、	毛利 筑 前
御用掛	坪井 九右衛門	裏判役	四、朔、任、	益 田 彈 正
	椋 梨 藤 太		七、廿四、轉	山 内 新 右 衛 門
手元役	小川 七兵衛		七、廿四、任、	椋 梨 半 兵 衛
	前田 孫右衛門	手元役	四、五、免、	内 藤 兵 衛
	四、四、任			
	四、十一、地方	藏 人 元	十二、八、免	三 須 市 郎 兵 衛
	兼		四、四、轉、	前 田 孫 右 衛 門
	返濟方		四、十一、任、	福 原 荒 助
	松原 太郎右衛門			

内藤吉兵衛 山縣市之助 兼重新右衛門 江戸方現除		遠近方 中島市郎兵衛 中川宇右衛門 布施虎之助 村岡伊右衛門 (用所役同)	
右筆役 十一、十五、免、 五、八、命、副役	赤川太郎右衛門 椋梨藤太 北條瀨兵衛	所帶方 四、十一、任、	三宅忠藏 山縣右平 渡邊伊兵衛 伊藤市右衛門
直目付 八木甚兵衛 梨羽直衛	右筆 四、十一、免、 四、十一、本、 現除		

### 第九章 江戸灣防備の概要

白河閣老の計畫○文化年中の防備○弘化年中の防備○嘉永年間の防備○毛利氏の相州警衛

毛利氏の相州警衛は江戸灣防備の要部たり始め寛政中露船西海北峽に出没し江戸灣來航の説漸く傳はるや閣老松平越中守定信自ら武相沿海を巡視し更に勘定奉行久世丹波守目付中川勘三郎等をして武、相、豆、駿、房、總、常の沿海を遍歴し以て防備を講ぜしむ文化五年幕府浦賀奉行岩本正倫<sup>石見守</sup> 代官大貫次郎左衛門砲家井上左大夫をして豆相房總の海岸を巡察し地勢を相し砲臺を築かしむ乃ち伊豆の下田相模の城ヶ島走水安房の洲ノ崎上總の百首<sup>後世竹ヶ岡と呼ぶ</sup>の五處を選し以て工を起す是れ實に江戸灣防禦工事の第一着なり尋て會津侯松平容衆<sup>肥後守</sup> 白河侯松平定信に命じ特に房相の警衛に當らしむ一は以て走水より城ヶ島に至るの海岸線を守り一は以て富津より洲ノ崎に至るの海岸線を守る會津侯は浦賀走水城ヶ

島の三所に砲臺を修し浦賀の平根山走水の觀音崎三崎の北條山に屯營を分置し  
 白河侯は富津竹ヶ岡洲ノ崎の三所に砲臺を修し竹ヶ岡北條に屯營を分置し時々  
 水陸の演習を行ふ文政三年十二月幕府會津侯の戍衛を解き其平根山觀音崎の二  
 砲臺を以て浦賀奉行内藤外記の所管に移し更に中川飛彈守遠山左衛門尉等をし  
 て各、要害の地を戌らしめ事あれば小田原川越の二藩をして赴き援けしむ居る  
 こと三歲幕府白河侯の封を桑名に轉ずるに及び其總房の戍衛を解き富津竹ヶ岡  
 洲ノ崎の三砲臺を以て代官森覺藏の所管に移し事あれば佐倉久留米の二藩をし  
 て赴き援けしむ天保九年十一月鳥井忠耀江川英龍をして豆相房總の沿海を巡視  
 し試に兵備を講ぜしむ二人實測を了りて復命す十二年六月幕府新に眞田幸貫を  
 擧げて閣老と爲し専ら海防の事を管せしむ尋で勘定吟味役川村修就をして近海  
 を巡檢せしめ遂に江戸防禦の第二線たる羽田砲臺を新設し羽田奉行を置く十三  
 年八月松平齊典河越松平忠國忍に相房邊海の守備を命ず弘化年間に及び外警益  
 至る其四年二月幕府始めて目付松平式部少輔近照をして近海を巡視せしめ遽に

走水觀音崎を松平齊典河越に栗濱野比松輪三崎を井伊直亮彦根に大房洲ノ崎を松平  
 忠國忍に富津竹ヶ岡を松平容敬會津に屬し各、其要害に備へしむ嘉永四年幕府河  
 越侯に命じ浦賀觀音崎の砲臺を爲巢に移し又新に鳥ヶ崎龜甲崎の砲臺を増築し  
 勘定組頭竹内清太郎等に命じて工事を督せしむ五年又大森に砲臺を築き更に西  
 浦賀千代ヶ崎の砲臺を井伊氏の管下に移す當時浦賀港内外の砲臺要地は概ね奉  
 行の所管に歸し民政亦其支配する所たり而して奉行等屢、海防の不備を鳴らし  
 て止まず此に於てか幕府港外一切を擧げて井伊氏の所管と爲し文武の政一に其  
 爲す所に任じ港内の地を以て奉行の管下とす六月米艦の浦賀に入るや戍衛の四  
 藩與力同心等四面蟻集近境の諸侯各、兵を派して應援し國主諸侯亦急使を江戸  
 に馳せて其狀を偵察す故を以て海上陸地人馬來往織るが如し其月九日林大學頭  
 等米人を久里濱に引見す當時我が陸上に備ふるものは彦根河越の戍兵浦賀與力  
 同心下曾根の銃隊にして海上を衛るものは會津忍二藩の押送船なり會見既に終  
 り米艦去るに及びて平穩漸く舊の如し然れども尙ほ再來の虞あり幕府乃ち新に

明神崎魚見崎の砲臺を築き又龜甲の砲臺を増修す品川砲臺新設の議亦起り此歳八月幕府松平河内守川路聖謨堀利熙竹内清太郎江川英龍を以て砲臺建築董督とし特に高島秋帆の罪を免し江川に屬して俱に築壘の經始を試む一二三砲臺の既に工を起すや江戸灣附近守備の諸侯を定め其十一月十四日警衛部署を公にす即ち彦根藩の相州警衛を解きて羽田大森に轉戍せしめ會津藩の房總警衛を免し品川第二砲臺を守らしめ忍藩の房州戍衛を解き第三砲臺に備へしめ川越藩の相州警衛を免し第一砲臺に戍せしめ岡山藩柳川藩をして房總警衛に任せしめ因州をして武州本牧の警衛に當らしめ而して我長藩と肥後細川氏とに委するに相模警衛を以てす顧ふに幕府が房相第一線の警衛を外様の大諸侯毛利細川岡山等に命じたるもの益々警衛の任務を重んじ且つ此等數諸侯の兵の依頼するに足るを察知せしが爲めなるべし安政元年正月十四日米艦復た來る幕府乃ち在府の諸侯に命じ急に出で、江戸附近の要地を分衛せしむ因州の本牧に於ける明石の生麥に於ける阿波の羽田に於ける宇和島の大森に於ける越前の御殿山に於ける津山

の高輪に於ける加賀の増上寺に於ける姫路の佃島に於ける桑名の洲崎に於ける高松の濱御殿に於ける如きは是れなり時に品川砲臺の工事未だ其半を竣らざる彦根會津河越忍の兵仍房相の諸壘を守る我長藩及び肥後及備前柳川は空く授受を待て士卒を藩邸に留む二月十三日幕府内命を我長藩及肥後に傳へ船軍を以て品川海上を警衛せしめんとす二藩其益なきを悟り船隻の備へなきを以て之れを謝す既にして和親の約成り米艦去る會、品川砲臺の工事其大半を竣り備砲亦尋で到る三月十五日幕府我藩及び肥後備前柳川をして曩きに定むる所の部署に隨て新陳交代せしめ尋で新に河越を以て第一砲臺會津を以て第二砲臺忍を以て第三砲臺の守備に任す唯、彦根は京畿の警衛を兼ねるを以て力を其地に専らにせしむるが爲め阿波を以て彦根に代へ羽田大森の守備に任せしめ彦根の江戸近海戍衛を免除す十一月品川第四第五第六砲臺成る其十六日幕府因州の武州本牧の警衛を解き御殿山下海岸砲臺に轉戍せしめ松江をして其後ちを襲がしめ庄内をして品川第五砲臺を守らしめ松代をして同第六砲臺に備へしむ後年兵庫開港の要求



起り大坂灣の守備急を告ぐるの時に及び松江藩本牧の成衛を免し大阪方面に轉じ松江藩をして之れに代らしむ五年六月兵庫開港假條約の訂結あり爲めに大坂灣及び京都の警衛増加の要あるに及び因州の御殿山下備前の房總海岸柳川の富津警衛を解き共に大阪方面に轉じ而して我長藩の相州警衛を解き兵庫警衛を命ず又越前に神奈川横濱の警衛を命じ二本松を以て柳川に代へ富津を守り肥後及び浦賀奉行と相謀て事に従はしむ但し肥後二本松の觀音崎富津の出成は敵艦遮欄の實力を有するに非らず之れに加ふるに浦賀海關の關鍵亦横濱に移り越前の武州警衛は殆んど海關警衛に過ぎざりしなり

## 第十章 相州警衛 (其二)

相州警衛の總論○警衛準備の要件○兵員の部署○諸隊への訓諭○黒印條書

○諸法度條々○備場受授の幕令○諸員の出發○行軍規定○衛地の受授○兵員配當諸勤務規定○海陸運輸の進歩○砲臺裝置の砲類○毛利井伊兩家の砲

種比較○演武の概要○軍事病院設置の建議

毛利氏が始めて相州警衛の命を受けたるは嘉永六年十一月十四日にして 前任井伊氏と

受授を終りたる は翌年三月なり 其之れを免ぜられ更に兵庫警衛の命を受けたるは安政五年六月二

十日なり 實際相州の引渡を了したるは翌年正月なり 其間凡そ五個年とす成衛の區域は鎌倉三浦の二郡中

六十九箇村石高二萬六百八十六石四斗九升九合二勺の地たり名警衛なりと雖ども幕府之れに主管の全權を委し武備の外更に文治に任せるものなり當時其地を稱して備場若くは預り地と曰ひ警衛隊は出で、一政府を作れり派遣の藩士は本來警備の職員たりと雖ども吏員に至りては皆文武兩權を把り時ありては衛兵に

將と爲り時ありては行政に吏と爲る之れを總括して總奉行一人之れを補佐して都合役二人都合役は奉行役と改むを置く總奉行は文武の一切を統括し都合役は行政の事務を主理す但し都合役中の一人は藩邸吏員之れを兼ね常に藩邸に在り初めて總奉行に任せしは益田越中にして都合役に任せしは木原源右衛門三井孫右衛門たり三井は江戸公儀人を以て都合役を兼ね木原は都合役を以て總奉行用談役を兼ね益田木原は任地に赴き三井は留て江戸に在りて警衛に關する諸般の事務を處理せり益田の後を承け相繼で總奉行たりしは毛利隱岐毛利主計毛利筑前福原左近之允とす安政二年毛利隱岐の就任以後の總奉行は皆江戸詰たり安政二年天野九郎右衛門總奉行用談役に任じ後ち三年正月木原に代りて奉行役と爲る四年井上與四郎奉行役兼用談役と爲り五年木原復た之れに代はる其他の吏員は中間頭二人作事方二人米銀方三人機械玉藥方二人元締役一人筆者七人とす

初め嘉永六年十一月相州警衛の命下るや其十九日政務役周布政之助旨を受けて急行歸藩し國相府諸員と會し警衛準備の要件を議定す當時毛利氏の最も焦心苦

慮せる所のものは軍需品の充實に在りしもの、如し周布の諸老臣と議決せる所の要件に曰く

兵器材料は到底江戸在來のもの、みを以て之れに應ずる能はず而も藩地江戸兵器の混淆は繁雜を増すを以て軍需品は力の及ぶ限り一切藩地より輸送すること、爲し國相府に於て其準備を怠らず常に出張人員に相應する器械の輸送計畫を立つる事

大砲は貫目以上のもの三十門貫目以下のもの三十門を直に輸送する事

海岸砲臺用の大口徑砲は江戸に於て鑄造するの目的を以て其原料及び鑄工を藩地より送る事當時各藩競て銃砲鑄造の舉ありしが爲め江戸市中に於ては鐵類の價格日に騰貴するの傾向ありたるを以て政之助歸藩の途次大坂に到り其價格を調査して

此舉に出つ

兵船及び注進船は現に三田尻に繫留せるものありと雖ども到底遠州洋の波浪を凌ぐ能はざるを以て大砲小早船五隻及び注進船五隻の材料並に船工を水路江戸近海に送り其地にて製造せしむる事

糧食は人員に應じ大凡一ヶ年分を送り爾後歳々發送すべき事十一月中旬都合役粟屋準太に一千石の糧食を送るべしと命したり

警衛の爲め出張すべき人員は益田越中を總奉行とし木原源右衛門を都合役後預り地奉行と改稱とし組頭粟屋帶刀物頭四名役人若干の外大組四十人中間頭二人共組は國相府之を選抜し出府せしむる事

異船再來の日に臨み或は増員を要することあるべきを慮り其準備として組頭一人寄組兩三人番頭一人先鋒隊百人遠近附二十人醫師五人無給通三十人物頭二人共組中間頭二人共組を國相府に於て預め選定する事

公出馬の事なきにあらざるべきを以て第二増員の選抜及び徒士以下貸與の武器も亦國相府に於て準備すべき事

周布は之れを遂行するの手段を商議し日ならずして東歸す周布東歸の時日未だ詳かならずとも始め江戸を發するに當り行相府より國相府に寄せたる書中に「周布政之助へ差向申合道中總陸十五六日に於て今日御用相濟次第爰元出足被下候右に付ては各様へ御相談の儀有之候間彼者着早速御承知被成御評議相決次第早々出足被差返候様にと存候」とあり又翌安政元年正月七日浦朝負等を相州に遣はすととき毛利能登に浦不在中當役座事務の兼攝を命じ周布に中川宇右衛門不在中矢倉頭人及び用所役事務の兼攝

を命じたりと記録に見ゆ即ち當時周布は既に歸着せるか若くは江戸着の日にありしことを知るべし 此間に於て江戸邸に在りては周布西下の後ち命を藩地に下し組頭柳澤備後以下百五十餘人を選抜し之れに東上を命ず寄組二人證人一人番頭一人物頭二人(組共)大番百人遠近付二十人醫師五人中間頭二人(組共)無給通二十人なり 又砲術家兵學家數人を相州に派し之れをして海岸を巡見せしめんとす兵員の部署陣營の位置銃砲の配當皆現場の實檢を要すればなり時恰も歲末に際するを以て果さず翌安政元年正月當役浦靱負公儀人小倉源五右衛門當役手元役中井次郎右衛門右筆役赤川太郎右衛門所帶役中川宇右衛門用談役木原源右衛門筆者杉梅太郎兵學家湯原右門砲術家森重政之進郡司覺之進等七十餘人を派し相州海岸を巡察せしむ浦等其七日を以て江戸を發し浦賀海關所造船所浦靱負手記に依れば當時浦賀造船所には短艇二隻西洋形小船三四隻竣工し居たりとあり 砲臺陣營等を巡視し城ヶ島を経て將さに荒崎に到らんとす會 異船來航の警報到る乃ち晝夜兼行十二日薄暮江戸に歸る此行未だ全く警衛地を巡視する能はずと雖ども陣營砲臺の地に至りては概ね之が巡察を終れり異船既に來航す警備の急益 逼れり公乃ち益田越中等に急行出發を命じ益田越中には若し上府途上緩急あらは臨機部下を藤澤より相州警衛地に赴かしめ單身上府すべきを命じたり

に岡部内記等數人に命ずるに臨機警衛地に到るべきを以てし別に部署を定めて  
 備場總奉行を當時警衛地の稱號一定せざるが爲め先手備總奉行とし御前警衛隊を以て  
 先鋒隊に當て恰も公將と自ら出馬せんとするものゝ如くし御前警衛隊は一時先鋒  
 隊を兼るも藩主出馬の  
 時は本務に服して君前を守護すべきことを命せり若し益田越中の到るに先ち急變あらば毛利能登をして代て  
 先手備總奉行の事を攝行せしむべきを命じ旗本備斥候六人をして二人交代浦賀  
 に行て其動靜を窺はしむ此六人は恰も將校斥候  
 の如き任務を負ひたり幾もなく益田越中江戸に入る公乃ち  
 越中を以て先手備總奉行と爲す始め周布の歸藩中益田越中は年少事に嫻はざるの故を以て  
 其就任を難んずるの色ありしも周布勸誘止まず遂に奮進し  
 て事に従へり既にして曩きに招致する所の兵員二三月の交に至り悉く江戸に聚中す此  
 に於てか三月十三日更に全員を別て先手備後手引當の二と爲し一は警衛地に赴  
 かしめ一は江戸に留らしむ其部署の梗概を擧ぐれば左の如し

先手備

備場總奉行先手惣奉行

益田越中

總奉行所役人

用談役一人惣奉行手元役一人公儀人助役一人勤方一人目附  
 役二人筆者四人御用掛二人密用方兼右筆二人大檢使一人

組頭 大組物頭以下先鋒家  
 遠近附寺社組共支配

粟屋帶刀

番頭

一人

物頭

四人

足輕頭

二人

銃陣見合 先鋒隊一隊  
 に二人宛

八人

先手使役

四人

大筒打

二人

先鋒隊四隊 一隊は五伍より成り  
 一伍は六人より成る

百二十人

遠近附六伍 一伍は五人  
 より成る

三十人

無給通五組 一組は六人  
 より成る

三十人

御供徒士

十四人

儒者

一人

師

三人

船大工棟梁

一二四

御船手組

若 干 人

幟貝金鼓持仲間六尺

若 干 人

預地奉行

木原源右衛門

總奉行用談役小荷駄奉行兼帶無給通以下諸沙汰及米銀方作事方仲取方等の勘定奥書其外諸沙汰

預地奉行所役人

小荷駄奉行に屬すべきものを含有す

本締役

一 人

筆者

二 人

器械方仲取方

一 人

玉藥方仲取方

二 人

作事方兼固屋方

一 人

御銀方修甫銀方古物方御米方旅役方

一 人

之を警衛地派遣の隊伍編制とす

後手引當

後手引當總奉行

柳澤備後

後手引當諸隊遠近附寺社組共支配

寄組

二 人

物頭

二 人

大筒打

三 人

儒者

一 人

醫師

四 人

御前警衛隊

一 隊

先鋒隊

若 干 人

遠近附

十 五 人

後手引當は米艦退去の後ちに至り悉く國に歸れり成兵の出發近きに在り乃ち其十四日を以て訓諭して曰く

此度相州御備場出張被仰付候面々世上華美の風に流れ移り物前の心懸け自然薄く相成候ては追々被仰出候御主意にも不相叫御場所柄之義旁虚文を省き質素を尙び不覺悟無之様常々相心得候儀肝要の事に付左の通被仰出候事

一 正月三日之間上下着用被仰付候事

但本文の外有廉節は於干時沙汰被仰付候に付私の勤等上下着用の儀は勿論可有用捨候事

一 稽古方爲便利胴着稽古袴等にて往來勝手次第の事

一 於御備場着服此度被仰出候通總綿服勿論の事

但江戸御屋敷に於ては五月五日迄は差問の向も可有之に付行形に被仰付候處御歸國の節御供中の振も有之儀に付出張當日より區々無之屹度相改候様被仰付候事

時恰も五箇年儉約の令を布き財政整理の間に在り故に其二十日に至り更に平生の躬行を戒めて曰く

一 御陣屋詰居の面々酒飯の集會並に音信贈答又は盤上茶湯等堅く被差留候事  
右の旨を以て可有沙汰者也

更に出發諸員に訓諭する所あり稱して條數と謂ふ其文に曰く

一 相模國御備場出張申付候面々從公儀被仰出之旨並當家古來の作法謹で相守總奉行の下知其外頭々の差圖不可違背事

付假令雖凡下之者請差圖下知を傳へば其旨謹で可相守事

一無事の時に當ては文武の修行暫時も油斷すべからず兼々行規正しく志氣を養ひ質素を專とし自然事あらば各忠勇を可勵事

一 諸役配之上下を不論慎で相勤假令身分に應ぜざる儀と雖ども一旦遂其節無餘儀子細あらば追て可申出總て何事に依らず私の持方申立終には徒黨を結び訴訟等をなす事無謂儀也若不心得の輩有之に於ては可處嚴法事

付役人の儀異變に臨み其役を脇になし自分の手柄を心懸候儀停止之事

一同隊相伍の者諸事厚く申談すべし殊に陣中一和第一に付各貴賤の分限を顧

み互に禮儀を盡し聊か爭論に及ぶ可らざる事

一陣門出入の作法堅可相守事

一陣屋に於て火の本別て大切の儀に付晝夜可入念事

一又者の儀主人々々手堅く申付くべし若不法の者於有之は其主人の越度たる

べき事

右之條々於相背は一廉曲事可申付もの也

之れと同時に又別に諸法度條々と稱するものを示す曰く

一相模國御備場出張被仰付候に付御書附被差出讀知申付候謹で被相守其旨衆

心一和せしめ粉骨碎身可被遂御奉公事

一物前之覺悟第一の儀に付兼て士道相勵且武具馬具等華美の費を省き簡便に

して手近に取調へ置何時異變に及びても不覺悟無之様可有心懸事

一隊伍組合被定置候に付互に無親疎可被申談候相伍の儀は進退動止一身の如

く無之候ては無其詮事に付平日の交り共可有其心得事

一御陣門勘過の儀切手詰に被仰付自用の儀は朝六つ時より暮六つ時限被仰付

候尤も御用に付出入の儀は制外の事

一御請場門其外に於て遊客を引請令渡世候者間々有之由相聞候右體の場所罷

越候儀御制禁の事

付神社佛閣寄附一切被差留候事

一請場の儀は海陸共公領並諸家御預地入交り候場所柄に付操練當日の外總奉

行聞届無之猥りに鐵砲打候儀被差留候事

其二十二日公特に總奉行益田越中等を引見し黒印條書を越中に賜ふ其文に曰く

相模國御備場出張之面々警衛大切之儀に付若異變の節は本邦之御武威相輝聊

瑕瑾無之様其覺悟肝要たり依之今度申渡す條數並總奉行の下知謹で相守り衆

心一和彌抽忠節於遂奉公は本懷たるべし若し相背候族は心外ながら先公御條

目の旨申付くべし此旨能々可相心得者也

一今度其方事只今の役儀より相模國御備場總奉行申付候條從公儀被仰出候諸

法度並に兼て定置法令之旨を以諸事爲能き様可有心遣事

一異國船防禦之儀に付若其方落着難成儀も候はゞ依品可伺之尤差向儀は浦賀御奉行所承合せ猶三家申談何分時宜に應可有沙汰事

一數多之人數差出儀に付無事の時に當ては文武の修業を第一とし自然事あらば各抽忠勤候様厚く心を用ゐる沙汰可被申付事

一諸士役儀其方校量を以て沙汰仕尤諸役人令一和依估偏頗無之様念を入れ可被申渡事

一御預地奉行の者地下の諸沙汰肝要の儀に付人民教育の筋に於て其方氣付も候はゞ無遠慮右奉行所の者へ可申聞事

一御備向は格別の筋に候へ共所帶難澁の時節に付平常の儀は別て令省略候様所役の者へ厚く可被申付事

一出張之面々善惡有之て或は加褒美或は行罪科輩之儀其意趣具に可有言上候差向儀に於ては如何體にも申付追て其趣可有言上事

付相伍の内行跡不宜族有之に於ては能々可申諭趣次第懇々存寄を加へられ若し承引無之時は其趣有體に訴出らるべし自然隠し置脇より漏聞に於ては同隊の面々も可爲無念事

一喧嘩口論仕出候輩は双方共可被處嚴科事

付荷擔の者は罪可重於本人事

一御備場之儀は公領並に諸家御預地相接候事に付公儀衆又は他家御家來立會候儀も可有之就ては御家の風俗他の評判にも掛り可申候間銘々行規作法不亂末々迄も貞實を本とし善惡共他家の取沙汰可爲無用事

付町家民家へ立寄飲酒或は諸物押買等總して亂暴狼籍禁止の事

付田畠を荒し竹木を妄りに採用す可らざる事

一陣屋に於て火事仕出に於ては火本の下人法度に可被行且其主人も可爲越度事

一異國船渡來戰爭の勢相違於無之は總奉行差圖次第防禦の働勿論の事に候其



期に臨み衆に後れ或は拔駈せしむる儀堅く禁止被仰付候事

右の條々違犯の輩於有之は可被處嚴科之旨所被仰出也依て執達如件

是れより先き此月十五日海防掛月番阿部正弘より命あり曰く井伊氏と交渉し相州西浦賀村千代崎より腰越村に至るまでの授受を爲すべし其間に在る幕府自ら造れる所の臺場番所等は幕吏をして交授せしむべしと此に於てか井伊氏幕吏等と其交代の交渉を了はり豫め行軍進發の日を定め順を逐て衛地向ふ即ち三月十七日を以て預地奉行公儀人助役大檢使其他役人五十名を先發し其二十三日を以て原陣營詰宮田陣營詰の一部を送發す其日公特に陣笠一を越中に賜ひ其行に臆す二十四日を以て原陣營詰殘餘人員を送り二十五日を以て總奉行益田越中途中に上る奉行所役員宮田陣營詰人員の一部之に従ふ此日井伊家人員原三崎兩陣營を引拂ふ其二十六日宮田陣營詰殘餘人員を送り此日井伊家人員宮田陣營を引拂ふ其二十七日三崎陣營詰殘餘人員を送り全く其行軍を終はる其行軍規定に曰く

一出足當日曉八ツ時江戸御屋敷出足戸塚驛止宿々割席割等張札之次第を以て

陣中同様に相心得下々に至る迄混雜なき様に止宿候て一建々々着揃の上は其段筆頭より御目附役座迄相達候様被仰付候前以宿割旅籠究被仰付置候間其辻を以て銘々より拂方可之且戸塚宿より上宮田三崎迄の途中は諸事不便利にて晝休食事等差間も可有之に付戸塚宿泊りに於て銘々より申付持參可有之候事

但着届の儀御目附出席無之日は物頭座へ相達候様被仰付候事

一翌朝八ツ時一番の拍子木にて出足用意二番の拍子木にて順々出足御請場着陣被仰付候事

但陣屋着の上は着到被仰付候條銘々雛形の通相調組頭役頭支配人等一手

にて取揃總奉行處へ差出候様被仰付候事

一着服の儀は塗笠尻割羽織半股引に被仰付候事

但足輕以下淺黃股引捻からげの事

一着當分賄方差間可有之に付御立替賄被仰付候間銘々人數高付出し被仰付候

但出足日限並前後順次の儀は公邊御聞合せの上追て沙汰可被仰付候事

既にして戌兵の相模に入るや警衛地と民政との授受を行ふ幕府は御勘定組頭高橋平作以下屬吏御徒士目附組格田中勘右衛門御普請役石川周藏等を遣はし井伊氏は城使長州の預地奉行に當る宇津木六之丞を留て殘務を掌らしむ毛利氏は大檢使北條瀨兵衛を派して代官役の事を兼ねしめ三月二十七日より同二十九日に至るの間八王子山安房崎千駄崎千代崎大浦山荒崎劍崎並に上宮田三崎原陣營各所の受授を終

ふ此内井伊氏構築の陣營等は毛利氏其費を償ひて之れを井伊氏より譲り受け其價銀は八月十五日を以て完済せり後ち安政二年七月千代崎彈藥倉庫に盜難ありたるに際し倉庫内彈藥の員數を精査せしに井伊氏より受領したる彈丸の内總數は目錄に符合し彈種は大に相違せるを發見したりと云ふ當時戌衛派遣の戰士約九百人と稱す後ち安政二年四月幕府に報告する所の員數に據れば八百零四人なり是れ惣奉行の手兵を控除せしもの若し之れを合算せば其當初の數と幾んど大差なかるべし後ち歲月を経るに隨ひ稍々其數を減すと云ふ

夫れ三浦鎌倉の地域たる西浦賀より腰越村に至るの延長十有餘里其間砲臺六千代崎千駄崎安房崎荒崎劍崎大浦山の六所にして等山鶴崎平根望臺二安房崎八王子山是れ戌衛戰線の要地たるもの故に之れが監守の兵員は各所の陣地に分營す先づ本營を上宮田

に置き總奉行預地奉行戌兵主部先鋒隊全部皆此に在り千代崎千駄崎の砲臺を監守す更に分遣陣營を原三崎に置き大浦山八王子山の戌兵は原に屯す八王子山は地險惡なるを以て後ち民家に舍營し安房崎の戌兵は三崎に屯す後ち戌衛を支藩に分割するに當り原を以て三支藩に屬し荒崎を以て吉川家に屬す後ち長井村以良久保に吉川家陣營を築く陣營の位地は概ね井伊氏の舊に仍る抑も上宮田の地形たる浦賀三崎の中央に位し海陸交通の便ありて下浦の良港を備ふ本營を置く固より其處に適せり原三崎の如きも亦陣營を置くに適す唯、在來の砲臺に至りては遠きは海中の敵艦を擊破する能はず近きは上陸地附近を掃射する能はず其砲臺地の如き浦賀灣口を除くの外側防掩護をだも尙ほ且つ必要視せず側防の必要は元龜天正時代より兵學者の認砲臺に此用意なかりしは怪むべし常に岬角の高處に孤立せるを以て之れを砲臺と謂はんよりは寧ろ望臺と稱するの當れるを覺ゆ毛利氏夙に此に見るあり改築を企てたりと雖ども其事未だ果さずして止めり

案するに砲臺築造法の不完全なるは毛利氏の夙に看破せし所なるが如し安政

元年三月四日行相府にて警衛地砲臺裝置砲數を立案して公の裁可を請ひ同時に左の書面を提出せり當時に在りては卓見と謂ふべし其書に曰く

別紙相州御備場ヶ所に當り大小砲取合せ配付候へども右臺場都て山の出鼻にして岩石高き所に有之其方向旁洋中通行の賊船へ打懸け候積にて被築候者と相見候臺場の主意並利害得失は追年相開け砲家の論尤的實にして全以て右様の場所を築き必定打拂相成候譯にても無之候處公儀御築立猶川越彦根御兩家受續爲御守被成候付ては勿論一定の御高見も可有之候得共縮る處要害を被奪不申を以肝要と可致洋中通行の賊船を打摧候儀は臺場に仕懸置候砲力の及ぶ所にては無之殊に高處に築候は尤不覺にして近年イギリス人トルコの臺場高きを熟視し其海岸近々と乘廻し候事も翻譯書に相見候是迄有懸りの臺場實用は無之徒に虚飾と相成るのみにして若賊より遠眼鏡を以て明細に窺候はゞ虚飾のみにあらず侮りを招く媒とも相成可申候西浦賀烏帽子山の儀は大砲家申出候通り浦賀へ打入候賊船を打留候節は肝要の砲

臺場處にて御座候間此處へ新規に砲臺御築立被仰付西洋流大砲助救手續之都合を以て大小取合數門被相備置候はゞ砲臺の現効可有之孰れの道是迄之臺場にては假令如何様之大砲被相備候共決して功用有之場所にては無御座加之却て賊之侮心を開きトルコ之覆轍を踏に至り可申哉も難計儀に御座候且又前段之通り實以て無用の處と乍存舊弊を因襲して虚飾を張り候は武道の本意にも相背き又世上之批判も難遁乍恐追々難有御思召文武御興隆被仰付候御主意筋にも不相叶様成行候ては不相濟に付前段之通り舊築之砲臺を被廢烏帽子山へ新規築立被仰付堅固に被相備度左候はゞ却て公儀御思召筋にも相叶旁々可然と被考候依之前文之通可被仰付哉

當時毛利氏の人員配當諸勤務規定を按するに曰く

上宮田陣屋詰

先鋒隊四隊百二十人

此兵員平日の勤務は千代崎千駄崎兩砲臺の監守及び上宮田陣營巡邏火藥庫火消番を任務とし各一伍宛一ヶ月毎に順次に交代して之に服す

原陣屋詰

遠近附六伍三十人

此陣屋詰の者は鶴崎大浦山劔崎八王寺山三砲臺一遠見番所の監守及び千駄崎乗止役原陣營巡邏を掌り一伍宛一ヶ月毎に交代し各勤務に服す

三崎陣屋詰

無給通五組三十人

此詰員は荒崎安房崎二砲臺の監守及び三崎陣營巡邏を受持ち順次に一組宛交代する事上宮田原陣營と異ならず

此他海上斥候特別勤務ありて異船來航の警備準備に供す又各村に配當したる役夫の規定あり共に用意周到實用に適せるを見る即ち左の如し

海上斥候は常に三崎に在り輕舸一隻毎に士分一人を載せ屈強の水手をして之れに乗組しめたる三隻を以て編成し常に三崎に在りて異船來航の風説を耳にし其帆影を認むれば三隻中の一隻馳せて三崎詰目附及び使役に報告し再び偵察に赴き殘餘の二隻は尙止て動靜を窺ひ情報を探り得れば直に三崎に報ずる前の如くす三崎詰目附役其報を得れば亦之を三崎陣營に報じ下横

目をして原詰物頭に傳へしむ三崎詰使役此報告に接すれば疾驅上宮田本營に急報し上宮田は乘馬使役をして之れを江戸邸に報じ別に亦御供徒士を以て船路江戸に通報せしむ

海上斥候の外千駄崎乗留役あり遠近附十人 初め一伍五人を以て充て安政元年四月十人に増加し物頭一名を附したりを以て編成し交互千駄崎に出張異船内海に入らんとすれば乃ち命令書を示して停船せしめ彼れ碇泊すれば附近に居て之れを監視し浦賀奉行の役員出づるに遭へば交代して歸營す

各村役夫の配當

異船來航を知るときは第一の相圖を待たず直に集合すべきもの八王子山五

人 川名村二人手廣人村二人津村一人 大浦山五人 谷合四ヶ村にて一人小塚村二人彌勒村一人

第一の相圖にて集合すべきもの 片瀬村渡海船一水主六人腰越村郷夫十五人押送船一水主二十七人松輪村焚出夫五人押送船一水主二十七人

第二の相圖にて集合すべきもの 松輪村送船一水主八人腰越村押送船三水主三十六人中瀬村郷夫二十二

第三の相圖にて集合すべきもの 松輪村送船二水主八人腰越村小押送船八傳當船二水主二十人郷夫に十五人片瀬村二十人

但第一第二第三の相圖にて集合するものは皆本營に集まるものなり井伊氏の時に當ては各村人民十五歳以上六十歳以下は擧て出役せしめしが爲め異船渡來の日に際し警を聞きて集合せし船舶人員は一時に上宮田海濱下浦に蟻集し混雜名狀すべからず爲に大に民人の怨聲を聞くに至れりと云ふ

相州警衛は三支藩吉川氏亦之れを分擔せり初め警衛の任を蒙るの時に當り藩廳出兵の事を議するや吉川氏の外支藩の力に頼らざるの説を取りしも後ち一變して俱に分割警衛の議を定め支藩に在りては却て分擔を希望したり是れ本藩の諸衛地を分擔せば却て幕府の課役を免せらるゝ等の利益ありしが爲めなり先づ衛地の受授を終はり地形を検し後ち之れが配當區域を定めんと欲し總奉行をして地理を検案せしめ安政元年四月全く其調査を終はり十九日分割を定め八王子山は長府侯稻村々崎は清末侯大浦山は徳山侯荒崎は吉川氏をして之れに當らしむ二年三月十三日備場目附役三浦與右衛門長府邸留守居役村野勝右衛門等行て八王子山の受授を終はり十三日三浦與右衛門徳山邸留守居役松野幹右衛門行て大浦山の受授を終ふ荒崎は長井村以良久保に陣營を増設し後ち安政四年二月に至り白井小平太目賀田喜助行て其受授を終はり陣營は吉川氏に於て工事起し敷地は本藩より之れを渡す稻

村々崎は元年九月を以て砲臺築造の許可を幕府に求め二年六月許可を得たるも土地購買築造工事等の爲め歲月を費し後ち四年十二月に至り粟屋刑馬を遣り長府藩主兩家の家臣と俱に行て其受授を終ふ

領地奉行天野九郎右衛門は安政三年正月中警衛地の準備諸器具に比し人員の不足なるを説き農兵約二百名を組織して其缺を補はんと欲し之れを藩邸に建議し藩邸も亦之れを是認したれども遂に決行に至らず地方人民の言に據れば農兵組織の事は後ち堀田侯の此地を警衛せる時に至り之れを實行したりと云ふ天野の警衛地に在るや常に農民に劍法を奨勵して已ます三浦地方今猶ほ其餘風を存し民間劍技を弄するもの多し

相州警衛に關し最も困難を感じたるは軍需品輸送の方法に在りしが如し當時幕府の制陸に今切の關所あり海に浦賀の番所あり交通を扼して貨物を査覈す苟も量目品數送狀に照して差違あるものは通過を許さず故に期を約して輸送を爲すものは豫め此の煩を避るの途を講ぜざるべからず嘉永六年十月三田尻より送附せし小銃彈藥等は差札證文面と少差違あり乃ち屢々幕府に請ひたるが爲め浦賀海關に於て通過を許さず僅に江戸公儀人の辯解を費したるに依て無事なるを得たれども之れが爲め數十日を空費したることあり 相模警衛中は在府重臣の證明書を關所に出し現物通過の日其目録に對して過不及なくんば強て現物の査閱を行はざるの特許を得たり幕府當時其指令中に尙時として差添人中重立たるもの、證書を

出さしむることあり 陸上に在りては當時東海道各驛の人馬自ら使用の制限あり若し  
 るべしと附記せり 多額の輸送を爲さんと欲すれば勢ひ此制限を寛ならしめざるべからず故に又幕  
 府に請ひ繼人足五十人馬疋五十頭を使役し得るの許可を得たり 初め繼人足二百人馬  
 疋百頭を請求せしも  
 幕府は上文の如く節減せり 此に於てか海陸運輸其便利を増し兵器糧食の供給多く期を誤たざる  
 に至れり安政元年三月以降は海上の運輸更に簡便を加へ毛利氏の旗幟ある船舶  
 は査覈を経ずして通過するの自由を得たり蓋し他藩に類例なき所とす 周布の歸藩  
 に依り大體  
 の輸送計畫を立てたるは安政元年一月上旬にして第一着の運送船浦賀に到着したるは三 其發送の  
 方法の如きは糧食大砲重量の物件は海路に依り小銃彈丸輕量の具は陸路に依れ  
 月下旬なり是れ當時交通不便の世に在りては尤も迅速の處置なりと謂ふべきものなり  
 るものゝ如し成衛地諸砲臺の砲類装置に關しては元年三月初旬藩邸に於て議定  
 し且つ幕府に申告したるもの左の如し

- 千代ヶ崎 十二貫目白砲 二 六貫目忽砲 六 三貫目忽砲 一
- 一貫三百目筒 一 一貫二百目筒 一 一貫目筒 四
- 鶴崎 一貫目筒 二

- 千駄崎 十二貫目白砲 二 六貫目忽砲 四 一貫百匁筒 一
- 一貫目筒 三
- 箒山 一貫目筒 三
- 安房岬 十二貫目忽砲 一 六貫目忽砲 一 一貫目筒 一
- 大浦山 六貫目忽砲 一 一貫二百匁筒 一 一貫目筒 一
- 劍崎 六貫目忽砲 二 一貫目筒 三
- 荒崎 六貫目忽砲 一 三貫目忽砲 一 一貫目筒 一
- 八王子山 六貫目忽砲 一 三貫目忽砲 一 一貫目筒 一
- 合計十二貫目砲三、六貫目砲九、三貫目砲二、一貫目 一貫百目一貫  
 二百目を合算 砲十二

此内千代ヶ崎鶴崎の二砲臺は初め浦賀奉行の管理に屬し嘉永五年五月井伊氏に  
 屬し其備砲は井伊氏幕府の備砲を借り鶴崎は其後ち幕吏の意見に因り之れを廢  
 毀したれば毛利氏の管理に移りし際に至りては鶴崎は其實既に其物なかりしな  
 り而して千代ヶ崎の備砲は毛利氏亦成衛の初めには依然幕府の備砲を借用した

り此他備砲の数は時に或は多少の變更ありしや否や未だ知るべからずと雖も當時毛利氏が既に幾多の砲類を有し尙ほ盛んに鑄造して止まざるの形跡に徴すれば増すあるも減するなきを知るべきなり

元年三月十三日の毛利家記録に曰く

新鑄を命ずる砲左の如し

烏帽子山砲臺に備ふ

一八十斤加納砲

四門

内二門急に鑄造せしむ

一二十斤加納砲

八門

内六門急に鑄造せしむ

一十八斤加納砲

四門

右新築砲臺に備ふ

一十五斤長忽砲

四門

一十二斤野戰砲

八門

一六斤野戰砲

八門

右陸戰の用に充つ

毛利氏も亦警衛の初めに方りては獨り千代ヶ崎備付砲を借用するのみならず其  
他尙ほ六貫目以上の砲三十門を借入せんことを幕府に申請せしも其後ら自から  
鑄造する所の砲次第に竣工するを以て安政二年四月五日に至りては六貫目以上  
の砲は既に之れが借入を謝絶し其十二月三日に至りては千代ヶ崎臺場には自か  
ら新鑄する所の二十四ポンド砲五門十八ポンド砲二門を裝置せんが爲あ曩きに  
借入の砲は不用に屬するの意を幕府に報じ幕命に依りて之れを浦賀奉行に引渡  
すに至れり砲類の裝置は井伊氏の時と雖ども時勢に比して頗る用意の至れるを  
見る何となれば千代崎鶴崎を除き其他に就き毛利氏と井伊氏との諸砲を比較す  
るに井伊氏の砲數砲種は勝伯の陸軍史に依る門數に於ては兩家伯仲の間に在ればなり唯毛利氏に在りて  
は大口徑のもの其數井伊氏の上に在り試みに貫目以上並に五貫目以上の砲數  
を擧げ其優劣を考るに貫目以上は毛利氏二十六門井伊氏二十一門にして僅に

五門の差あり五貫目以上に至りては毛利氏十二門井伊氏五門に過ぎず且つ井伊氏の砲は概ね古風の和流筒にして毛利氏の砲は洋式火砲なり爾後千代崎に二十四ポンド以下の新式砲荒崎に二十二貫目の大口徑砲を装置するに至りて毛利氏大口徑砲の數更に加はり後ち安政四年九月幕府が江戸灣口諸砲臺の備砲を洋式砲に交換するに際し獨り毛利氏は狼烟筒の外一切幕府の砲を借入せず且つ既に洋式砲を装置せるに由り毫も大砲を移動するを要せざりしなり蓋し毛利氏の意を銃砲の事に注ぐや日既に久しく發悟する所小からず徒に小口徑砲の多きを求めずして反て少數大口徑砲に頼るの利を知得せるものゝ如し此事たる千代ヶ崎砲臺備砲の沿革を見れば益々明かならん千代ヶ崎砲臺は井伊氏の時より大砲十五門を装置せしも地狭くして隣砲相密接し射界なく斜射便ならずして照準發射の動作も亦頗る困難なりしを以て毛利氏に至り安政元年五月幕府に申請し其五門を返還して十門と爲し更に安政二年五月に至り自ら鑄造する所の新式巨砲七門二十四封度砲五門十八封度砲二門を以て之れに換へんことを幕府に請ひ其十二月に及び始めて認

可を得て之れを變換したり當時幕吏と雖ども固より巨砲の利を知らざるの理なかるべし而して毛利氏の申請に對し半歳の光陰を徒費して纔に之れを允許せしもの稍々恠むべきも蓋し當時の人情當初の十五門を漸次に減じて纔に其半に足らざるの數と爲すに至りて則ち遽に之れを決裁するを得ざるものなるが如し但し毛利氏が此變換をなせしは獨り口徑の大を欲するのみならず舊砲は既に老朽用をなすに堪へざるものありしが爲めなり

案するに安政二年五月十二日行相府政吏檜崎彌次兵衛より木原源右衛門に與へし千代ヶ崎砲臺備付砲に關する幕府の意向を漏したる書中の一節に曰く早速三井善右衛門御内用先罷越入内見候處格別氣付筋無之候間表方御書面被差出可然候尤被差出候速御伺濟に相成候様にも相見不申右は是迄十挺御据付相成候御場所へ七挺にて相濟に就ては於公儀も右の趣得と御詮議の上ならでは御伺濟に相成間敷と申事の由に御座候云々又案するに同年六月七日木原源右衛門等より更に藩邸に回答したる書中に曰



く且又三郎右衛門様中山三郎右衛門より玉木氏玉木文之進への御傳言には前斷御臺場下地拜借の分十挺之處七挺に減少の詮議筋申出候様にとの御事之由右の段は此御書面には不相見候處此段追而別段に被仰出たる儀共にて可有御座哉兎も角も右減少の詮議筋と申は是迄の御筒は壹貫目玉筒六挺五貫目玉筒一挺二貫目玉筒一挺八百匁玉筒五百目玉筒孰れも一挺都合十挺の辻にて御座候處右御筒孰れも餘程古立候て發砲の節甚無心元中には銃耳の邊より煙を吹出し或は火門より火氣を漏し先達て致火通し候節少々手を焼き候部も有之旁難澁之次第に付此御方御新造巨大の大砲と御据替相成可然との詮議にて素より小の分十挺より大の分六七挺の功能各既に相増り候義に付致減少候譯に御座候

安政元年正月三田尻より海路浦賀に廻送せる彈藥彈丸銃砲の數を擧れば左の如し

- 十二貫目白砲 五挺 彈丸七百五十
- 六貫目忽砲 七挺 彈丸千五十

- 三百目砲 十挺 彈丸千五百
- 二百目砲 十挺 彈丸千五百
- 百目砲 二十挺 彈丸三千
- 壹貫百目砲 一挺 彈丸百五十
- 壹貫三百目砲 一挺 彈丸百五十
- 壹貫目砲 十八挺 彈丸千七百
- 十匁筒 五十挺 彈丸一萬五千
- 六匁筒 五十挺 彈丸一萬五千
- 三匁筒 三百五十挺 彈丸十萬

即ち一貫目以上一挺毎に百五十發一貫目筒一挺毎に九十四發弱十匁六匁兩者各百五十發三匁二百八十五發に當れり當時に在りては準備頗ぶる至れりと謂ふべし是れより先き幕府が千代ヶ崎砲臺に貯存せる彈丸の數は五貫目砲一挺に對し鐵空丸九二貫目砲一挺に鉛玉二十八カサネ鑄玉二鐵二貫目玉十二一貫目砲六挺に鉛一

貫目玉八十鐵一貫目玉二百二十五八百目砲一挺に鐵玉十二なりしなり而して之れを毛利氏彈丸貯藏の數に比すれば幕府猶ほ遜色なき能はず  
相州警衛は其實用を試むるに至らざりしと雖ども防長尙武の氣象は自から其練磨演習の間に現はる當時最も其盛を極むるものは劍槍にして水練射擊之れに次ぎ乗馬演習亦之れに次ぐ顧ふに劍槍は防長人の久しく練磨して怠らざる所殊に先鋒隊に至りては其粹を抜くものなり之れに加ふるに警衛の初めより常に劍槍師範家若干を陣中に派し訓練に勉めしむ故に警衛地の練習は時に藩地に優るものあり是れを以て諸國歴遊の劍客會、浦賀に來るもの多く其技を較する能はずして去る其練習の法に至りては毎且早朝先づ劍槍の兩技を試み時に又一時二分の練習を行ひ以て脚力を養ふ一時二分の練習とは上宮田陣營を發し急行三崎陣營に到り直ち當んと今の二時間半に試合を行ひ再び上宮田に歸る此壹里を往返するに一時二分殆るを限りたるを云ふ水練は則ち城ヶ島下浦水瀕に高臺を築き海中に投下して之れを演ず其壯今尙ほ地方故老の歎賞する所たり  
銃陣演習は其方法回数等詳を知る能はずと雖ども亦時ありて施行せるもの、如

し大小砲實彈射擊は度數甚だ多からず大砲に在りては一箇年兩三回小銃に在りては一箇月一回の規定たり安政元年四月木原源右衛門山田宇右衛門等が藩邸に寄せたる書中の一節に曰く

御備場詰居の面々砲術稽古方の儀小砲玉打備打一ヶ月一度宛大砲一挺に付き一ヶ年一二發宛請拂稽古打旁として於干時遂詮議可致其沙汰候且足輕中の儀小銃稽古に付き玉藥被立下候得共近來於御國大砲稽古被仰付候て玉藥被立下候事故前文大砲一箇一挺に付き一二發宛打棄の内を以て於干時被立下大小銃へ配合打方稽古の儀は物頭役へ任せに被仰付候様に可致其沙汰存候此段得御意置候様に彈正殿被申付如此御座候

御陣屋内外稽古打の儀公邊御用濟之上ならでは本文稽古も不相調儀に付き此段早々相運候様に被仰合御沙汰可被下候

是れ其大要を知るべし乗馬に至りては上宮田より江戸に急報する使役の主として試みたる所なり安政四年遠乗の一表に曰く

安政四年三月二十四日

騎手

厚母源四郎

乗馬 鹿毛七歳丈四尺六寸三分

三月二十四日寅上刻上宮田陣營發

同月同日 午上刻江戸藩邸着

同月同日 申上刻江戸藩邸發

上宮田歸着時刻不明

是れ上宮田より江戸邸に到る十七里の行程を方今八時間にして到達し更に出發して歸路に向ひたるものなり當時別に武技演習の一法として行はれたるものは大番士の交代是れなり時恰も非常節約の際に在り故に相州出衛先鋒隊中武技拔群の士を選抜して五人交代互に江戸邸に歸らしむ是れ一は武技を獎勵し一は藩邸人員の減少を補ふ一舉兩得の便法たりしなり

安政五年二月警衛地奉行井上與四郎藩邸に建議し異船襲來に擬し時々實地演

習を試みんとしたるも藩邸は其事の稍、上下の耳目を驚かさんことを恐れて之れを許さず

尙武練習の法たる概ね斯の如し之れを要するに長藩は當時防備の具として巨砲の利を重んぜしも其戍兵各個の練習に至りては寧ろ短兵を先にして遠戦を後ちにし専ら士氣の振興に務めたるもの、如し

衛生設備に關しては警衛受命の始めに方り田原玄周永田意三重見宗菴東條英庵書を藩邸に上り洋風に倣ひ軍事病院を警衛地に設置せんことを請ふ爾後衛生の事略田原等の意見に依準して之を施行せり  
玄周等嘉永六年十二月二十日付上書の要く陣中に疾疫流行するは和漢西洋共に論に曰する所にして之を軍疫と稱す軍中衆人雜居するときは此症必らず發し遂に衆人に感染し一人の遁る者なきに至る且其症極めて猛悍にして多く生命を損害す故に西洋諸國に在りては別に關大の病院を設け醫をして居らしめ以て其治を施さし我陣中亦請ふ病院を建設せんむ

## 第十一章 相州警衛（其二）

警衛地の民政○民政及び執務の大綱○風紀の整肅○管内人民の留任請願書

○戍兵の無聊○警衛の結末

相州警衛中毛利氏の民政其宜しきを得戍兵の風紀亦能く整肅を保てるは今に至りて其地方人民の歎賞して措かざる所なり初め安政元年警衛地受授に際し三井善右衛門先づ警衛地の民政及び執務方法等に關し質疑十項を連ね行相府の裁定を請ふ此に於て其大綱定まる

（指令）本書の通

（伺）一諸御政事向御所務取建方御國法有之事には御座候得共追々井伊様御問合も相成諸御勘定物書類等追て御渡方も相成由に御座候得は御彼方様御近例も有之儀に付先は此御方御國法を主として井伊様の御行形をも斟酌仕取計候様可被仰付哉

（指令）此以下二廉本書の通

（伺）一御年貢取建の儀若百姓中の内難澁有之不納に及び名主取替等も不得致に付御上納及差問候様有之候ては不相濟候處迫立旁御國の通にも取計苦敷可有之既に井伊様にても二ヶ年三ヶ年經にして御貸付相成居候由に相聞手の下極難の部は無據御貸米にても可被仰付哉

（伺）一永其外上納金村々より差出候分御預り地御銀子方へ爲相納江戸御仕送り  
の儀は爲替にして御備場御入用へ遣拂被仰付公儀上納の儀は江戸御銀子方御銀を以御仕向可被仰付哉

（指令）本書の通尤定格の儀又は別て差向候儀は御留守方へ申出其取計相濟候上追て東候て御國へ申越被仰付候事

（伺）一公儀申出候御用筋其外取捌の儀於相州詮議相調御在年は江戸御在國年は御用所へ差出於御用所御詮議相詰被及御聞候儀其外夫々御取行相濟候上江戸詰御預所奉行へも御沙汰相成右奉行所より御勘定所其外へ申入候様可被

仰付哉尤定格の儀又は別て差向候儀出來御國往返の間合無之事柄は御在國年の儀御國不及伺江戸御留守方へ差出其取計可被仰付哉

(指令)此以下二廉本書の通

(伺)一陣屋近邊は勿論上宮田邊出火の節於御國當島濱崎等の見渡を以兼て地下人驅込の儀相定置右人數を以防方の掛引にても可被仰付哉

(伺)一同斷川筋有之萬一洪水の節は同斷

(指令)此以下三廉本書の通

(伺)一右の通被仰付候はゞ纏火消道具御仕調貸渡にても可被仰付哉

(伺)一自然御預地中にて強盜切逃其餘捕者等にても有之候節は申達次第御陣居合御中間の者可被差出哉左候はゞ其向へ兼て御授被成置可被下候事

(伺)一手錠其外搦道具仕調御貸渡可被仰付哉

(指令)此以下二廉本書の通

(伺)一出火並心亂にて首括り有之節御陣屋内外都て御備場作事方受境内の儀は

御目付方究被仰付其餘の場所に於て前斷の趣有之出火並首括りの儀心亂一通にて脇に懸り合等無之節は於御國萩内の外御徒士目付不被差出趣を以奉行所役人差出可被相濟哉

(伺)一自害人の儀は別段懸り合等無之心亂一通りにても御徒士目付可被差出の處於御國近年は御代官所より其時々相伺格別御不審の儀も無之候得ば御代官所御任せ被仰付候相州の儀其時々御伺と申候ても不容易儀に付御不審の儀無之心亂自害一通りの分は奉行所御任せ可被仰付哉

(指令)本書の通

(伺)一道橋普請掃除事本往還並に地下人往來道筋の儀は郷村より引受可申候得共御陣屋又は御臺場の儀は御惱所に付右兩所へ往來而已の道筋に候へば郷村受到難被仰付哉に付御備場御作事方請に可被仰付哉

(指令)本書米銀先引當越被仰付一ヶ年相立候はゞ凡の目途可相立候付其節何分の沙汰可被仰付候

(伺)一奉行所諸雜用其外諸御拂米銀の儀廉々申出の上御渡方可被仰付儀に候得共急場の節御手先の儀差出の儀も難計事に候得共年中御仕渡にても可被仰付哉

但御預地の儀是迄御見渡事も無之故員數の御目途も難相立御事に可有御座候付先米銀御引渡を以下渡被仰付於奉行所隨拂底追々申出假請にして成丈小詰に遂詮議諸御拂相濟追て御勘定仕詰の上正請正拂の取計被仰付一兩年の内凡の御目途相立候上御仕渡の員數被相定候てはいかゞ可有御座哉

(指令)本書往來御勘渡銀申出の通可被立下候

(伺)一諸役人御用に付時々附出仕候儀も御座候はゞ往來滯留中御勘渡銀地江戸歸役の割合を以可被立下哉

(指令)此以下四廉本書の通

(伺)一同斷一楯の内居固屋仕廻等の儀兼て御沙汰被成置可被下候事

(伺)一諸役人並打廻り所務手子等村々罷出候節相應の御見割を以旅籠代日別銀等可被立下哉

(伺)一御用紙尙他所向往返も有之儀に付奉書美濃紙他所手紙類其餘筆墨に至迄通帳を以て可申出候間拂切にして可被立下哉

(伺)一焚炭の儀通帳を以同斷

(指令)本書入用の品申出の上何分沙汰可被下候

(伺)一奉行所御用箱御用筆筒提燈幕火鉢桶類に至迄相縮可申出候間貸渡可被仰付哉又は於引受仕調被仰付入目銀可被立下哉

(指令)此以下二廉本書の通

(伺)一日雇人夫入用の節は御備場御引當の日雇間合有之候得ば奉行所へも遣用被仰付其餘不足の節は地下夫雇立遣方可致に付賃銀の儀可被立下哉

(伺)一奉行所一楯へ對し相應の御心付にても可被立下哉  
右之簾々差向候儀に付御問申出候間御劄紙を以何分の御沙汰可被下候尙又相

洩候儀も可有之候間追々可申出候以上

寅二月

三井善右衛門  
木原源右衛門

警衛地の公租は井伊氏の先例に依り之を幕府に納む他の警衛諸藩も蓋し同じ 收税の法は關東の舊例に従ひ田租は現品税にして畠租は金納所謂永なりしも毛利氏に至り幕許を得皆之れを金納とせり伊井氏の時既に幕許を得て未だ實行せざりしもの、如し隣地細川氏に於ても亦金納の法を取りたりと云ふ 當時相州の地多く米穀を産せず人民概ね漁業に従事す故に金納は土民の最も便とする所にして行政者に在りても亦簡約の法たり收むる所の現金は預り地所要の費途に充て而して爲換の作用を利用して江戸藩邸の銀子方に通報し藩邸の銀子方は預り地に送付すべき金を幕府の蓮池金藏に納むるの法とせり金納の爲めに米價を定むるは幕府冬張紙直段を以て標準とし之れに金三兩を増す幕府の法冬間二期に米價を旗下の士に俸祿の換算金を與ふ之れを張紙と謂ふ 張紙の公定價格は概ね實價より下るを以ての故に徵税の際米百俵に對し金三兩を増加せしなり然れども米價低廉なるに當ては張紙の評

價却て之れに上ることなしとせず隣地警衛の細川氏に在りては張紙直段三兩増は人民の負擔輕きに過ぐと爲し時價を以て徵收するの方を取れり幕府は張紙直段三兩増を以て國庫收入の定額と爲すと雖ども預り地在任者が任意の徵税に至ては措て問はざりしなり毛利氏中間に在りて鑑誅の利を獲るを屑しとせず幕府上納定額の外敢て増徴する所なし安政二年米價低廉にして張紙却て時價を超ゆ隣地細川氏に比して一時苛重の評あり而して明年米價騰貴するに及び人民始めて毛利氏の公平を喜びしと云ふ

當時所謂國主大名の行政は概ね皆遲緩の毀りを免れず而して毛利氏獨り敏活を以て稱せらるるに安政元年四月二十日幕府に請ふて關東取締の警衛地に入るを禁ぜるが如きは施政上の一英斷にして人民の大に歡びし所なり關東取締とは俗に八州と稱へ幕府より派遣する吏員にして關東八州を巡廻し其政事を視察するものなり當時其弊害甚しく威權を弄し賄賂を貪り人民の最も厭苦する所たり毛利氏乃ち警衛地は私領同様たるべしとの幕意を理由とし土地の取締は一切自から其責に任ずべしとて遂に之れを辭したるなり 又濫りに人夫を使役し人民を公役に勞するの弊を矯め且つ冗費を省くが爲めに名主總代を廢し貯蓄を勧め賑恤を行ひ殖産を教え

本國より權實を取寄せ之れ始めて種痘を擴む安政二年藩士中村貫二警衛地番手として相州に至るを試植せしめたることあり始めて種痘を擴むらんとするや豫め好生館に請ひ痘種を受け得て警衛地に至り普く地方の人民に種痘せしめたるに其成績甚だ良好なりしと云ふ是れ此地方種痘の始めたり事皆民の休戚を以て心と爲す其民心を得たる知るべきなり安政三年正月二日奉行役木原源右衛門の江戸藩邸に報ずる書中に曰く

舊來の公領法御先領様方之御行形等をも取合大格御私領之意に相叶候心得を以取計一昨春以來相試候處是迄之趣にては一向取障之儀無之河越様井伊様其外先前之御政事向いか有之哉村方之取沙汰等内々承立候得ば此御方に相成村方諸役等相減じ既に昨年五月諸村名主其外役人共於陣屋元致集會村方定法之取立割付物致算當候處井伊様御預所中と此御方御預に相成候ての御雜費取競候處此御方に相成半方分凡そ八百兩も相劣り一ヶ年にては千七百兩程致減少可申手當の由相聞え右に應じ追々此御方御政事向一統難有かり兼々申唱候噂にて只今の氣受に御座候得ば最早是迄の趣を以取極可申出云々

以て其一端を察するに足れり而して又風紀の嚴肅を企圖するや頗ぶる切なり其

初め非常仕組の爲めに一般節儉の風を養成するの時期に方りて相州出張の人士には特に訓諭する所あり頻りに勤儉事に従ふべきを勧め其任地往復武器装具の如き自ら之れを荷擔せしめたり

(安政元年正月備場出張物頭よりの伺及其指令)

一出張の節荷物等送り方の義は如何可被仰付哉の事

本書甲冑諸器械の儀は銘々持參其外荷物の儀は品物申出の上何分の沙汰可被仰付候事

一出張の節人夫御仕向如何可被仰付哉之事

本書不及沙汰候事

當時他藩に在りては士人の通過する必らず多數の地方役夫を徵發するの慣習あり特に前警衛者の如き其士人の警衛交替を爲すに當り多く人夫を使役し武器を擔はし用具を負はしめ身は皆引戸駕籠に乗て悠々順路を周行し所謂助郷を集めて繼立を命じ甚しきは事なきに特に準備の名を以て人夫を徵發し而して窃に人民より賄遺せしめて之れを散せしめたるが如きの弊亦少なからず毛利氏の士人は則ち之れに反し藩規の命する所に従ひ極めて質素簡約を力め自ら武具を携へ



て往來するを觀て管下の民往々涙を下す者あり其服裝の如き悉く綿服短袴を穿つ凜たる風采嘗て前任者士人の小袖緩袴に似ず是より以後も藩政府は仍頻りに風紀の整肅を圖り屢々意を用ふる所あり

(安政三年十一月政務座より總奉行所に送りたる書翰)

一筆啓達致候上宮田御陣屋近邊に於て茶屋有之候處不絶客等も有之由相聞候勿論御陣屋内より罷越候ものも有之間敷候へ共上宮田の儀は往來繁多の場所共違ひ茶屋一と通にて渡世相成事共不被考別て御備場内之義は少壯之者多人數詰居肝要御手當場處惰弱之義有之候ては文武御引立へも相支り且又御領所の儀に付公邊への聞へも如何敷候間御陣屋其外嚴重御取締相成候様にとの御事に御座候云々

藩士亦能く其意を體し始終簡素勤勉善く規律に服せしに似たり酒亭妓樓の如き毛利氏の時に至り頗ぶる寂莫を覺えたり前任者は管絃に長じ後任者は武技に精し風紀の整と不整と日を同うして語るべからずとて故老今に至り往々其逸話を傳ふるものあり陣營地附近の魚商にして當時營内に入出せし者の談に依るに前任者時代は魚類の需用夥しかりしも長藩警衛の時に至りては大に其額を減じたりと云ふ毛利氏の士人と雖ども時に飲酒放佚を以て責罰せらるゝものなしとせず而も其

數極めて少なし反て以て其嚴肅を證するに足るのみ嘗て目付役の在府國老に報ずるの書に曰く

上宮田三崎兩御陣屋詰の面々當盆前の趣聞繕ひ仕せ候處諸士中素より當時節柄致勘辨殊に御陣屋相詰居候事に付き物數寄致し候者も無御座候衣類等も鹿服にて相濟せ常々質素儉約相用る候故買掛り等も無御座哉に相聞候且足輕以下の儀も萬事致儉約常に多分の買懸り等も無之候へ共江戸屋敷罷居共違ひ當所にては内職候ても片鄙故賣先き少く元來少勘渡之儀に付一統難澁の様子には候へ共盆前少々の買懸り等も致操卷候て拂方相濟せ候由十三日十四日町方より入込候者も兩御本陣共日之内引取各別耳立候儀も相聞不申右爲御注進可申上如此御座候

安政三年の書類中に曰く

文雅風流或は儉約仕組相含み武術手薄之輩罷上り候ては當人面皮を失ひ候様なる噂のみ有之左も可有之儀

相州派遣の士は特に之れを精選し其名聲を墜さざることを務め頻りに武藝を練修し以て風紀を維持したるの跡以て知るべきなり唯、總奉行を江戸詰と爲し警衛士を半年交替と爲せしは時勢の變遷に因ると雖ども稍、非難なきにあらざりしものに似たり警衛地より屢、其出張を請ひしことあるを以て之を知るべし

安政三年の記録に警衛士半年交代に付き僅かに地理形勢に通ずれば忽ち交替の期に迫り滞在短時日なるを以て土風自から苟且に流るゝを論じたる一節あり 後ち安政五年に及び相州警衛を罷めらるゝや管内の人民連署して願書を上り強て留任を請ふに至れり其書に曰く

三浦鎌倉兩郡村々役人共一同奉申上候私共村々之儀素々困窮の上近來度々異船渡來仕候に付人氣も騒立中には不心得之族も有之候處去寅年御當方様御預所に被仰付諸事御廉直の御政事を以厚御慈悲之御教諭被仰出難澁者御救立被下置種々廣大之奉蒙御恩澤乍愚昧善情に基き追々村柄も立直り可申と冥加至極難有仕合奉存一同致鼓腹相喜び乍恐御武運御長久にて幾久敷御支配奉請候様祈念罷在候處此度當御備場御模様替之儀粗承知仕小前末々迄驚歎仕候誠に

赤子之母を慕候如く一統泣騒ぎ仕候私共迄同様之儀には御座候へども先小前之者共相寄候處不得止事御歎願奉申上候前條之次第被爲聞召譯何卒出格を以て御憐愍永々御預所に被仰付置候は、莫大之御仁惠と村々一同難有仕合奉存候依之此段乍恐以書付御愁訴奉申上候以上

以て毛利氏が人民の好望を博したるを證して餘りあり

(預地奉行役井上與四郎が民情の眞偽を探り江戸に報じたる書中の一節)

下方心底眞偽等聞繕をも申付候附屬の者聞合のみにては信用も薄く候故彼是と及詮議候處聞繕書に相見候様に實に目前仕合不大形諸事嚴重と申悦居候委細に申候得ば役人出張杯に付檢見事等猶更料理屋引請位之所一汁一菜二百文晝は握飯に漬物位にて六十四文直に拂方手子中に至る迄地下より私に引受物は露厘毫も無之第一手子に至る迄請料と申候ても役所にて御用申聞村々へ出候事は竈事共より外は無之旁地下厄害少し遠村より願事に出候て定宿へ控させ數日滞らせ候儀も前々には多き事に候處其日に聞濟位にて名主之役座出も

難用少く右等之事難勝記當節浦賀にも専ら某は虐政此は善政と無滞風評仕候  
由云々

是れより先き二年公の將さに東勤の途に上らんとするや兼て警衛地巡視の計畫  
ありしも病あるの故を以て上途其期に後るゝ數月十月を以て直行江戸に入る恰  
も農時に瀕す公其疾苦を想ひ遂に巡視の事を熄む此年又安政の大震あり三年上  
宮田陣營の火災あり尋で八月大風雨あり災害荐りに至る  
安政二年の震災には上宮田陣營潰家二十八棟半潰大破損十二棟門柵悉皆倒土手石垣破壊七十間千代崎喜場大小土手崩十三間餘平根山喜場切土手崩二ヶ所千駄崎喜場土手所々崩壊土手下道筋山の腰潰出火藥庫大破損破損家二棟安房崎喜場切土手崩一ヶ所番所大破損一棟火藥庫大破損一棟劔崎喜場土手崩三ヶ所番所大破損一棟火藥庫大破損一棟荒崎喜場柵破損六間火藥庫破損一棟三崎陣營土藏大破損一棟此武器類怪我人七十五人斃馬六匹此復舊工事は安政二年十二月概ね成就したり又其翌年正月上宮田火災は一小事なれども其類焼の分は船倉四棟大砲小早船三隻御船倉押送船一隻船道具八隻分(錠十九挺殘)器械固屋二棟其他前段に記する所の大砲小銃數十挺なり又八月の大風雨は一大災害たり上宮田陣營破壊八棟堀三十八間平根山破壊六棟千代崎三棟千駄崎九棟三崎二十二棟安房崎三棟劔崎八棟荒崎二棟八王子山火藥庫並番所破損大浦山火藥庫及柵破損原陣營悉皆潰即死一人此際尤も慘酷なるは原陣營にして同所詰居の徳山人員は已むを得ず一時諸磯村民家に舍營することなし陣營修繕のことは藩廳の命に依り古材木を以て殆んど雨露を凌ぐの假陣營を建築し後ち撤兵に至るまで之れに宿營したりと云ふ 毛利氏の之れが爲めに蒙る所の損害亦甚だ大なり  
抑も相州警衛の其初め緊要視せられたる所以のものは浦賀海關の外交上重要な

地點に位し其地江戸灣咽喉に居るを以てなり然れども外交の要衝下田に移り沿  
海の砲臺復た實力なきを覺るに及び警衛の度漸くにして低下し配備の人員亦稍  
減退す乃ち安政元年四月には既に番頭役を省き  
安政元年四月四日木原源右衛門等より政務役に宛てたる書簡一節に曰當表御手元の儀に付可成丈け堅固に設備可然儀に御座候へ共亞米利加魯西亞船等の様子前段の通に候得ば矢庭に戰爭の勢相顯れ候儀も有之間敷左候へば出張人數の内番頭役の儀は御引せ被成候て先鋒筆頭の衆人柄御尋之上異變の節假番頭役被仰付 二年には砲家二名の内其一を減じ御供徒士を半減せ  
り三年以後は則ち遠近付番手十名を減じ大番士三十人を減ぜり後ち三年七月毛  
利筑前の總奉行を拜せし時より異變あれば任地に赴くことゝし巡視をもなさず  
身藩地に居て他職を奉じ小事は概ね用談役手元役等之れを處理し事の稍 重大  
なるものは世子附益田源兵衛をして江戸に居り代て之れを處理せしめたり故に  
總奉行は徒らに其名を存して其實を有せざるに至れり安政四年十二月に至り公  
陞位の事あり主として相州警衛の功に因るなり當時二三年以來警衛地頗ぶる無  
事の狀あり然れども警戒の意は未だ忽にすべからず因て五年正月に至り諭示を  
發して衛戍の諸臣を戒む其文に曰く

去年亞米利加使節拜禮其後度々談判の次第舊臘二十九日晦日諸侯方不時急登城之節御目見後海防掛りを以て御談の趣相伺且堀田備中守様御上京も有之後來之形勢いかゞ可成行哉治にも不忘亂儀は御條目にも相見片時も等閑にして今日を送るべき時に無之就ては舊臘御昇進の節も御備場向之儀被仰出候廉も有之候條詰居の面々之儀は殊更安佚の念なく文武練磨は申迄もなく自然事あらば士道に不耻被遂御奉公度心懸は平常之志に可有之此段爲申聞候様被仰出候委細井上與四郎申合候間可被申合候事

同年六月二十日

米使ハリスが井上信濃守岩瀬修理等と假條約に調印せる翌日

幕府諸藩を部署して攝海の警衛を命じ

我毛利氏は相州警衛を免じ更に兵庫警衛の任を受く時に公及び警衛地總奉行共に萩に在り江戸在邸の益田源兵衛衆心の緩慢に陥らんことを慮かり諭告を發す其文に曰く

今般相模國御備場被成御免攝州兵庫表御警衛之蒙仰恐悅の御事に候然處當御陣詰の面々兼て被仰出之旨を奉せられ守備の心懸厚く夜白文武出精之段令感

心候然ば滯陣の日數も今纔に相成候より自然戒慎相弛み飲食遊惰其他の嗜慾に流れ汚名を殘し候處行於有之は武士道の瑕瑾のみならず且つは從來の御美名にも可相拘哉萬事終始は尤も可戒事に候條一際義氣を主張し士風を廉潔にして御徳威長く此土に輝き人民欣慕すべき様堅固被遂終末度事に候

但本文の旨意小者に至る迄屹度相守候様主人々々より手堅可被申聞候事

是れより先き幕府既に警衛地變換の内命を傳へ報萩に達す

公儀人三井善右衛門の書中に六月十九日於江戸原

彌十郎殿より被申聞には此度異國船防禦の趣に付公儀御操合之儀有之此御方之儀大阪兵庫之間御固め可被仰付と御決定に付云々 公乃ち七月十三日木原源右

衛門を以て警衛地引渡事務取扱掛と爲し直に江戸に向はしめ三井善右衛門と

與に其事に任せしむ三井は江戸御用木原は地元御用 蓋し木原は當初預地奉行として久しく任地に

居り事情に通曉し事務に練達せるを以てなり 此時預地奉行は井上與四郎なれば木原は別に役名を帯びずして出發し更に同年九月正

式の任命を以て交代の辭命を受けたり又井上は人員引揚警衛地引渡を終らば預地民政上に關することは一切木原に任せ急速歸國すべきを命せられたるに其後ち同人は藩地の公用(七月一日井上を郡奉行に轉任せしむるの詮議に決せり)繁忙なるを以て若し警衛地引繼運延の景況ありば其事務は他人に譲り直に歸國すべしとの命に接し八月下旬出發國に歸る 既にして七月中旬變換の公報萩に達す時に總奉行毛利筑前既に其職を辭し福原左近允之れに代

はる因て直ちに左近之允を兵庫警衛總奉行に轉す八月十五日更に粟屋隼太を江戸留守居役兼預地奉行と爲し亦行て三井善右衛門と共に撤退の事に任じ且つ途次兵庫を過ぎ新警衛地の施設に關し小幡藏人等と協議せしむ而して公亦親書を益田源兵衛穴戸播磨三井善右衛門小倉源五右衛門檜崎彌二兵衛中山三郎右衛門桂與市右衛門井上與四郎松岡三郎兵衛小川甚兵衛等の諸臣に下し相州警衛撤退の事を管掌せしむ警衛地變換を命ぜられし後ち毛利氏は速に相州警衛地の引渡を終了せんとせしも幕府は後任者の選定に苦み容易に決定せず唯武器の運搬成兵の減員を許せしのみ蓋し後任者の選擇は之れを旗下の士に命ぜんとすれば其力固より足らず之れを諸侯に命ぜんとすれば他に雄藩の適任者を得ざりしが爲めなり毛利氏亦之を知り漸次撤退の手段を取り先づ大番の人員を半減し餘は序を逐ひて歸國の途に上らしむ十一月十五日に至り全部撤兵の允許を得領地及び砲臺等は代官小林藤之助と其日限を協定して之れに引渡すことを命ぜられたり此に至て砲臺の授受井伊氏の古例による支藩並に岩國の退營と着々其歩を進め荒崎以良久保の陣營は吉川

家の構造に係るを以て任意處分せしむ 十二月十四日に始まりて十七日に至る仍殘務結了の爲め引渡掛吏員若干を留め引渡掛吏員等亦皆翌安政六年正月に至り全く授受の殘務を終りて歸途に就く 臺場引渡は初め預所事務と各別に引繼ぐの考案なりしが後同時に引繼ぐを終れり此時本藩よりは粟屋刑馬大塚七郎大多和惣兵衛田坂君右衛門石津儀平友近彌四郎弘中甚之助近藤十藏各砲臺地出張し受領者は小林藤之助手附本締役秋山太郎右衛門等出張したり是に於て曩に幕府より受領したる砲臺は一切小林藤之助に引繼ぎ其他各々便宜の處分をなしたり

相州警衛中職員の一覽表

總奉行

益田越中	自安政元年三月至同二年一月	毛利隱岐	自安政二年一月至安政二年十月
浦 靱 負	自安政二年十月臨時代理至安政二年十二月	毛利主計	自安政二年十二月至安政三年七月
毛利筑前	自安政三年七月至安政五年七月	福原左近允	安政五年七月同月轉任

總奉行事務扱

益田源兵衛	自安政三年七月至安政五年九月	穴戸播磨	自安政五年九月至備場事務結了
-------	----------------	------	----------------

預所奉行

木原源右衛門

自安政元年三月  
至安政三年正月

天野九郎右衛門

自安政三年正月  
至安政四年五月

木原源右衛門

自安政四年五月至同月  
出發せずして役儀御免

井上與四郎

自安政四年五月  
至安政五年九月

木原源右衛門

自安政五年九月  
至預所引渡結了

八組頭

粟屋帶刀

自安政元年三月  
至安政二年一月

乃美織部

自安政三年(月不明)  
至安政三年十月

兒玉主税

自安政三年十月  
至安政四年十一月

福原相模

自安政四年十一月  
至備場引揚

總奉行手元役

山田宇右衛門

自安政元年三月  
至安政元年十二月

玉木文之進

自安政元年十二月  
至安政三年一月

田北太中

自安政三年一月  
至安政三年十二月

藤井庄兵衛

自安政三年十二月  
至安政四年十一月

松岡三郎兵衛

自安政四年十一月  
至備場事務結了

第十二章 安政四年の大勢

ハリス登城に關する幕閣の答○ハリスの抗議○英清交戦顛末の報告○登城の許可○諸侯の異議○ハリスの登營○ハリスの外交演説○幕府の意向と諸侯○水戸氏の抗論○堀田邸の米使談判

安政四年正月是れより先き米使ハリス將軍に謁見せんと欲し之れを請ふこと二回に及ぶ是に至りて老中堀田正篤阿部正弘等連署して之れに答へ其直接通信を拒絶し下田若くは函館の開港地の奉行と應接すべきを諭す而も結局其請を容れざるを得ざるに至るべきを察し此月十六日評定所一座海防掛長崎函館兩奉行に令し豫じめハリス登城の儀註を議せしむハリスは二月初旬竊に下田奉行井上信濃守岡田備後守に告ぐる所あり日本政府にして若し米國の要求を拒まば假令兵力に訴ふるも其意思を達すべしとの大頭領の訓令あるを諷す既にして和蘭甲比母長崎に於て長崎奉行に告ぐるに清英交戦の顛末を以てし且つ外人待遇の法を

改めざるべからざるを忠告す之れに關する長崎奉行の報告二月五日江戸に至る是に於て同月二十四日評定所一座海防掛長崎下田函館各奉行に令するに三港の處置を一にし且つ外人を厚遇すべきを以てす而も此時に至るまで猶ほハリス出府の許否を決せず三月三日ハリス更に書を老中に寄せ以て諾否を促す其意若し待つに正當の禮を以てせざれば將さに不測の事あらんとすと云ふに在り幕府猶ほ決する能はず是れより先きハリスより米國商人を下田函館に住せしめ又米國官吏並に隨從の者に限りては物品直買の爲め豫め日本の貨幣を其國貨幣と換へて交付し置き米國官吏の旅行區域は必ずしも之れを五里乃至七里以内に限らざらんことを求む閏五月六日下田奉行に訓令し商人を住せしむるは條約文に無き所なるを以て之れを許さず官吏隨從者の直買及び之れが爲めに通貨を交換することは之れを許し官吏の旅行區域は之れを七里の内に限らしむ此前本年四月特に勘定吟味役中村出羽守時萬を以て下田奉行に補し老中之れに談判全權委任の書を與へ井上信濃守清直と共に事に當らしむ乃ち五月十七日清直時萬ハリス

スと會見し訓令の趣旨に依り商人移住官吏旅行規定等の事を協議し二十六日規定九箇條を定む今其條項を案するに全く通商國の假定條約と云ふべきものなり六月十五日に至り再び會見す清直時萬因て其地に於て國書を受けんとすハリス肯んぜず是に於て六月十八日清直は狀を具して幕決を乞はんが爲めに下田を發して江戸に還る而して清直の下田を發する前一日阿部正弘卒し幕閣の政權全く堀田正篤の手に歸すハリスの要求益切なるを以て海防掛たる大小監察開國の議を提しハリスの登城を許すべきを謂ふ幕府遂に六月二十九日訓令を在府の下田奉行井上清直に與へ官吏出府は乞の如くすべしと雖ども二百年來の祖法を改むるは容易の業に非ざるを以て暫らく時日を遷延せんとするの意を告げ更に七月二日評定所一座海防掛等に命じてハリス登城に際する應接の儀註を議せしむ此時に至るまで幕府はハリスをして直ちに將軍に謁見し親しく國書を呈せしむるを難しとしハリスの出府を許すも國書は堀田閣老をして之れを受けしめんとせり故に井上等の應接も専ら此主意を主張しハリスは國際の法則に背くを以

て之れを肯んぜざりしと雖ども幾回の應接を経たる後ち止むを得ざるの事情を諒し國書は將軍に謁し其答禮を受けたるの後ち之れを老中に交付すべきことに定めたり井上等は更に進んで其國書の内容を豫知せんとしたれどもハリス遂に肯かず斯の如くにして應接窮期なく要領を得ること能はざりしを以て七月二十一日に至り幕府は遂に井上等に命じ一時談判の進行を停止せしめ同二十三日徳川齊昭の海防並に軍制改正の顧問を免じ同二十四日に至り先づ三家に諭すにハリス登城を許るべきを以てし八月二十四日大小監察に命じて公然之れを通達せしむ此に於てか米使登城可否の議紛然として起る諸侯親藩亦其不可を唱ふる者多し九月十三日松平忠固再び出で、加判の列たり正篤の次に班す十月ハリス下田を發して江戸に入り其十八日堀田正篤の邸に抵り國書の案を示す其意ハリスをして幕府の全權と共に貿易通商の事を協議せしめんとすと云ふに在り十月二十一日ハリス登城し將軍に謁す久しく朝野の大問題たりし外使登城の事此に至りて局を結べりハリスは其使命を遂げんと欲し十月二十六日堀田閣老の邸に

於て幕府有司の面前に世界の形勢を論述し貿易通商の止むべからざること江戸に公使を置かざるべからざること鴉片の宜しく禁すべきこと英佛將さに日本に事あらんとすること等を演説し凡そ六時間に亘れり越て數日十一月朔日に至りハリス呈する所の國書の和解を諸侯に示し同三日露人蘭人に長崎箱館兩港に於て交易を許すの令を發し其他の訂約國も亦漸次之れに倣ふべきを告ぐ此條約たる私人の自由貿易を許さず幕府自ら其事を管掌するの制を用ひたるものなりと雖ども而も幕府が外人と交易の事を公然海内に公布したるは蓋し是れを始めとす

幕府は十一月六日大目付土岐頼旨勘定奉行川路聖謨小普請奉行次席鵜殿長鏡下田奉行井上清直目付永井尙志をしてハリスの旅館に就き開市の規則公使館設置の慣例等に關し諮問する所あらしむハリス引見應答且つ語るに英國の將さに日本に事あらんとするを以てし其使節の未だ到らざるに先ち日米條約訂結の利たるを告ぐ幕府稍、事の已むべからざるを悟り時論の趨向を窺ひ人心を驅て開國



の已むべからざるを知らしめ以て國論の歸一を得んと欲し十一月十二日密に大廊下下席溜間詰大廣間三席の諸侯を堀田邸に招き示すにハリスとの對話書演説書を以てし且つ之れが意見を徴し事急を要するを以て幕府自から決行すべきの意を告げ事を秘して漏るゝなからしめ其十五日更に大廣間諸侯に公然其意を達し十二月六日に至り廣く萬石以上の諸侯の意見を徴す諸侯概ね幕旨を賛せず而して其最も反對を唱へしは徳川齊昭にして十月十五日強硬の抗議書を閣老正篤に與ふ正篤等百方慰諭に力めしも容易に其效を見ず然れども一方ハリスの談判更に遷延し能はざるものあり十二月二日堀田正篤遂に諾するに其通商を開き公使を置き下田を閉ちて他港を開くの事を以てし其時處に至りては更に委任の吏員を定めて之れを協議せしめんとせり其月四日遂に井上清直岩瀬震ハリスと會見協議する所ありハリス乃ち條約草案を提出し爾後翌年正月十二日に至るまで前後十二回の會見を以て略其商議を了へ而して協定する所あり下田箱館の外神奈川長崎新潟兵庫の開港江戸大阪の開市を諾すべしと云ふものは是れなり幕

府は斯の如くにして條約訂結の交渉を進行すると共に尙人心の鎮撫に勉め國論を一定するの策を取り十二月八日林鶴津田正路をして京師に行て條約の事宜を奏せしめ十五日に至り三家下の部屋溜間詰大廣間帝鑑間諸侯以下旗下の士を城中に會し閣老米使第二回應接書並に米使提出に係る條約草案を示し以て其意見を求め二十九日再び三家以下の諸侯を城中に會し將軍親しく出で、慰諭する所あり閣老重て米使の事に關し協議せんと欲するの意を陳し特に海防掛土岐賴旨鶴殿長銳岩瀬震をして諸班を巡りて説述する所あらしむ明日又帝鑑間雁間菊間の諸侯を會して協議する所あり而して十二月二十九日特に川路聖謨永井尙志を水戸邸に遣はし具さに交易を許すの已むべからざる所以を齊昭に告げしむ齊昭聽て大に怒りハリスを斬り正篤忠固に死を賜ふべしと痛言するに至れり安政五年は斯くの如き紛雜の中に其終を告げたり

## 第十三章 將軍繼嗣問題

繼嗣問題の起源○紀州黨一橋黨の軋轢○松平慶永等の建白○事情の紛糾  
 外交多事の間、徳川幕府に於ては將軍繼嗣の問題起れり毛利氏は此問題に直接  
 の關係を有せざりしと雖ども間接には關係なきに非らず且つ此問題を了解せざ  
 れば安政萬延年間の歴史を洞看すること能はず因て本章に其梗概を叙述す  
 嘉永六年六月將軍家慶病革まるの説傳はるや越前侯松平慶永は書を閣老阿部正  
 弘に與へ徳川齊昭をして世子の補佐たらしむべしと説きたりと云ふ世子は家定  
 なり蓋し家定羸弱にして爲政の器に非らず庸愚にして任に堪はず等  
 の説ありて外間に傳はる外事切迫の日に  
 際し此人を以て將軍の大任に當る難しと謂ふべし慶永深く之を憂ふ是れ其補佐  
 の事を云々せし所以なり既にして家慶の薨するや幕府深く之を秘し齊昭をして  
 海岸防禦會議の名を以て隔日登城せしめ月を閲して始めて喪を發す其日松平慶  
 永島津齊彬城中に會し談繼嗣擬定の事に及び一橋慶喜を選ぶを得策と爲したる

ことありと云ふ是れ蓋し繼嗣問題の發端なり慶喜は齊昭の子にして一橋徳川の  
 家を嗣ぎ夙に賢明の稱あり顧ふに新將軍家定猶春秋に富むと雖ども未だ子あら  
 ず城中の事情に通ずる者は概ね既に吉夢の望を絶てり家定生殖機能を缺きし  
 と傳ふる者さへあり而して  
 一面には外交の事日に迫り幕府賢長の繼嗣を得て外使引見等に際し時に臨み將  
 軍を代理せしむるの要あり慶永齊彬等蓋し之を思ひ繼嗣擬定の談ありしなり既  
 にして閣老阿部正弘亦將軍多病にして幕府の孤弱なるを憂へ雄藩の聲援を得ん  
 と欲するの意あり將に島津齊彬の女を納れて將軍の繼室と爲さんとす安政三年  
 十一月遂に齊彬の女篤姫後ち天  
 璋院を納る實は齊彬の一門島津某の女にして齊彬の  
 姉の生む所なり齊彬養ひて女と爲し更に近衛氏の養女として將軍に歸嫁せしな  
 り而して繼嗣問題は島津氏歸嫁前同年八月英將ボーリング軍艦を率ゐ來航の説  
 傳播せし時より再發し紀黨一橋黨と隱然二派を生じ相競ふの狀あり當時繼嗣た  
 るべきものを求むれば先づ指を一橋慶喜と紀州侯慶福後ち  
 家茂に屈せざるを得ず  
 嘉永の末には家定の弟長吉公子ありしも多病の嬰兒にして其  
 成長未だ期すべからず同年八月二十七日には既に卒したり而して二者各、其資格に短長あ

りて互に賛成者あり顧ふに將軍の血族多しと雖ども入て宗統を繼ぐ者は紀尾水の三親藩若くは一橋田安清水の三卿に取るは自から中世以降の徳川氏の不文憲法となりしの觀あり而して慶福は家慶の弟前紀州侯徳川齊順の子にして家定の從弟なれば等親に於ては慶喜よりも近し然れども慶喜を賛する者より言へば當時に要する所は單に繼嗣者を求むるのみならず將軍を代理し政務に膺り因て以て幕府の基礎を固くするにも適すべき者を得んと欲す此方面に於ては慶喜の才智と年齢とは慶福の上に在り之に加ふるに幕府の特に三卿の家を置きしは將軍繼嗣の缺乏に備ふるに出づ殆んど三親藩に對し先占權を有すと云ふも妨げなし等親の遠近を問ふを須ひすとせるものゝ如し慶永齊彬宇和島の伊達宗城土州の山内豐信尾張の徳川慶勝阿波の蜂須賀齊裕等は皆一橋黨たり幕府有司中大目附土岐賴旨目附岩瀬震大久保忠寛永井尚志土岐朝昌等之に和す而して紀黨も亦侮るべからざるの勢あり蓋し慶喜を推すものは其徳川齊昭の子たるを以て其の威勢を假て人望を世上に得ると雖も齊昭は其頃幕府の後房及び有司間に名望を

失墜し隨て慶喜亦後房に喜ばれず且つ長幼を以て之れを論ずれば慶喜は家定より弱き僅に十歳而して慶福は齡尙ほ幼弱にして家定の子たるに適せり況んや親等の相近きに於てをや且つ紀黨より之れを視れば慶喜若し入て繼嗣と爲らば齊昭の威權愈、加はり甚しきは將軍の廢立を謀るに至らざる無きを必ずべからず此數事皆紀黨の乘じて以て一橋黨を排するに足る所のものなり當時家定亦未だ自から儲嗣を樹つるに意なく且つ慶喜を納るゝを欲せざるの狀あり家定の生母本壽院跡部氏頗ぶる慶喜を嫌厭し本壽院は資性謹慎事毎に抑遜の風あれども將軍五十に及ぶまては繼嗣を養ふの要なきを唱へ慶喜にして若し西城に入らば自殺すべしと言ひ泣て家定に迫りしと云ふ老女萬里小路氏の如き亦之れを喜ばず而して近衛氏の事を管掌する老女歌橋は將軍扶育の功を以て勢後房を凌ぐもの亦萬里小路氏と其意見を同くす故に齊彬と雖ども遂に近衛氏に依るの策を行ふ能はず其他待臣の紀黨たるもの側役平岡丹波守小姓番頭松平對馬守等あり而して紀黨の中心と爲り周旋盡力到らざるなきものを紀伊の老臣水野土佐守忠央と爲す忠央幹旋に長し謀計に巧みなり能く要路權門に出入し相結びて聲援を博し殆んど人の爲す能

はざる所を爲す故に世人往々之れを目するに奸謀邪智の稱を以てす一橋黨の殊に紀黨を恐るゝは忠央あるを以てなり要するに紀黨は後房侍臣に結びて以て勢力を振ひ一橋黨は外様有司に依て重きをなものとす其力稍一匹敵すと謂ふべし而して阿部正弘は既に有司の議を賛せしが安政四年六月正弘歿し七月齊昭登城を停められ八月ハリス謁見の儀あらんとするに際し慶永等謂へらく將軍多病儀容修らず外使に接見する恐くは國體を損するあらん宜しく此時に於て繼嗣の議を定め慶喜をして代て外使に接せしむべしと乃ち先づ松平近直に説くに此事を以てし更に近直をして若年寄本郷貞固に説かしむ貞固より心を一橋氏に寄するものなり更に川路聖謨を説て一橋説を賛せしめ聖謨をして又堀田正篤に説かしめんとせり聖謨初め其議に賛せず後ち遂に之れに同す會九月十九日一橋黨内藤駿州慶永を訪ひ告げて曰く僕曩日堀田邸を訪ひ西城の事を語る正篤意既に一橋氏に傾く然れども彼れ竊に曰く老中にして而して此議を發す事甚だ言ひ易からず願ふに越前等同意の諸侯をして先づ建議する所あらしめ幕議に上るに及

びて將軍に達するに若かずと慶永之れを聞き正篤の意に従ひ將さに諸侯に説く所あらんとす其月松平忠固再び出で、加判に列す一橋黨頗ぶる疑悞の念あり忠固固より齊昭に好からず其慶喜に與せざるを知るべきを以てなり此に於て慶永遽に蜂須賀齊裕を勧誘し十月十六日俱に連署して建議する所あり其意智徳兼備の儲嗣を定めて以て信望を中外に博すべしと云ふにあり又切に其儲嗣たるに足るべきは一橋慶喜を除きて他に之れなきを言ひ且つ島津氏入興未だ久しからず若し男兒誕生の慶あらば之れを養孫と爲すには養子は年長者たるを可とすとの言をも附言す而して慶永齊裕をして此議を上らしむると共に更に尾張徳川慶勝を動かして同趣の建白を爲さしむるに勉め又松平忠固に遊説して以て一橋黨に左袒せしめんと欲し計畫する所あり忠固亦其意に同じ閣議を定めて將軍の命を請ふべきを言ふ堀田正篤元溜間詰の故を以て井伊直弼と相知る因て直弼を説き之をして一橋黨に左袒せしめんとす肯んぜず事情纏綿容易に解くべからず翌安政五年正月に及び一橋黨は遂に旨を京師に請ひ慶喜をして西城に入らしめんと